

官報

平成十八年六月九日

○国第三百六十四回 参議院会議録第三十一号（その一）

平成十八年六月九日（金曜日）

午前十時一分開議

○議事日程 第三十二号

平成十八年六月九日

午前十時開議

第一 平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平

成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十六

年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十

六年度政府関係機関決算書

第二 平成十六年度国有財産増減及び現在額総

計算書

第三 平成十六年度国有財産無償貸付状況

算書

第四 遺失物法案（内閣提出、衆議院送付）

第五 自殺対策基本法案（内閣委員長提出）

第六 容器包装に係る分別収集及び再商品化の

促進等に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

第七 就学前の子どもに関する教育、保育等の

総合的な提供の推進に関する法律案（内閣提

出

衆議院送付）

第八 中小企業等協同組合法等の一部を改正す

る法律案（内閣提出、衆議院送付）

反対

投票総数

賛成

○ ○

よつて、全会一致をもつて同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

算審査を踏まえ内閣及び会計検査院に対し措置を要求する決議案及び本会議で議決すべき議決案を提出いたしました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

一、平成十六年度決算は、これを是認する。

○議長（扇千景君） 日程第一 平成十六年度一般

会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十六年度国税収納金整理資金受払計

算書、平成十六年度政府関係機関決算書

日程第二 平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第三 平成十六年度国有財産無償貸付状況

総計算書

○議長（扇千景君） これより会議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、総合科学技術会議議員に本庶佑君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（扇千景君） 〔投票開始〕

〔投票終了〕

〔中島眞人君登壇、拍手〕

○中島眞人君 ただいま議題となりました平成十六年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成十六年度決算外二件の内容につきましては、本年一月二十五日の本会議において財務大臣より概要の報告がありましたので、省略させていただきます。

委員会におきましては、随意契約と天下り、官製談合問題、特別会計の事務事業の見直しなど行政全般について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

2

独立行政法人において、従来の特殊法人を

も上回るような役員報酬を定めたり、職員給与が平成十六年度の対国家公務員ラスパイレス指数で事務・技術職員が一〇七・一、研究職員が一〇三・二となっているなど、概して高い水準となっていることに加えて、国立病院機構において、特定の業者に種々の業務を随意契約により発注する一方で、旧国立病院から多くの天下りが行われている事実や、医薬基盤研究所の承継勘定において、政府出資金三百六億円の八十三パーセントに当たる二百五十四億円が繰越欠損金として計上され、国費の毀損が生じている事実等が見られるることは、看過できない。

政府は、独立行政法人の運営の大部分が国からの運営費交付金等により行われている実態にかんがみ、原則一般競争入札の徹底及び随意契約受注企業への天下りの抑制、事業実施に当たつて収益見込み等の一層厳格な審査による政府出資金の欠損の最小化に努めるよう、指導すべきである。

3 特別会計については、歳出規模が純計額で前年度を上回り二百二十五兆円余と一般会計を大きく上回つており、依然として多くの特別会計において、不要不急の事業の実施や多額の積立金・資金、不用・剩余金を抱え、一部は引き続き増加傾向にあることは、看過できない。

政府は、各特別会計の事務事業の見直しに加え、右の各種の余剩資金の縮減、一般会計への繰入れ・繰戻し、事業の実態に即した適切な予算計上を行うなど、透明化のため、一層目に見える改善に努めるべきである。

4 国が公益法人等に補助金等を交付して設置

造成させている資金等について、本院からの要請に基づき会計検査院が会計検査をした結果、平成十六年度末時点で設置されている百六十資金のうち、食品流通構造改善対策債務保証事業基金を始めとする三十三資金において、事業実績が継続的に少ない状況となつて、等の問題点が指摘され、その上、平成十二年度決算検査報告でも指摘をされながら依然として事態が好転していない資金があつたことは、遺憾である。

政府は、これら三十三資金についてはもとより、行政改革の一環として見直しの方針が示されている公益法人等が行う政策金融類似業務も含めて、事業を継続実施することの必要性、二一〇に即した事業内容及び利用条件、需要に応じた資金規模等の検討を行い、事業の終了や資金の国庫返納も含めた所要の措置を積極的に講ずるとともに、今後の資金事業の実施に当たつては、目標達成度を測るための基準の設定やサンセット方式の導入など、定期的に見直しを行う体制を整備すべきである。

5 防衛施設庁において、同庁幹部が特定の建設業者に業務を受注させるため、当該業者と

共謀して他の業者に高い入札金額で入札させた公正な価格を害し、刑法の競争入札妨害罪で逮捕されるに至つたことは、極めて遺憾である。また、同庁所管の公益法人「防衛施設技術協会」に多数のO Bがいつたん再就職し、自衛隊法で當利企業等への再就職を規制している離職後二年間を経過した後、関連企業界に次々と天下つている事実が明らかになつたことは、看過できない。

政府は、防衛施設庁の官製談合のみならず、日本道路公団や新東京国際空港公団が発注した工事における官製談合事件の摘發が相次ぎ、官製談合の排除の徹底が強く求められている現状を踏まえ、一般競争入札の一層の拡大、公益法人への天下りの自粛など、抜本的に官製談合の再発防止策を講ずべきである。

6 日本郵政公社の複数の郵便局において、郵便料金の別納制度等を悪用して、特定のダイレクトメール発送代行会社等に対して料金の不正値引きを繰り返し、多額の損失を発生させている事実が次々と明らかになつたことは、極めて遺憾である。また、冊子小包の扱いについて不適切な事例が見られるることは、遺憾である。

政府は、これまで郵便の別納制度等をめぐる不正が生じてきたことを重く受け止め、日本郵政公社に対し、法令順守の徹底、内部監査の更なる充実、この種事案の再発防止に向けた運用改善の具体的取組を強く求めるべきである。

7 日本放送協会(NHK)において、近年、相次ぐ不祥事により国民・視聴者の信頼を大きく失墜させ、受信料不払い急増など受信料制度の根幹を揺るがしかねない事態を招いたことに加えて、今般、新たに職員の度重なる架空出張による公金横領が発覚し、再び国民・視聴者の信頼を損ねたことは、極めて遺憾である。また、受信料支払いを法律で義務付けた議論がある一方、NHK関連団体に多額の余剰金が積み上がつている事実は、看過できない。

政府は、N HKの度重なる不祥事を重く受け止め、N HKに対して、綱紀肅正、内部監査の更なる充実によるこの種事案の再発防止に向けた取組、及びN HK関連団体が保有する多額の余剰金の見直しの検討を強く求め、国民・視聴者の信頼回復に努めるべきである。

8 航空機を利用した出張に係る旅費について、税關や都道府県労働局では、実際には割引運賃の航空券を購入しているにもかかわらず、これより高額の航空賃を支払つたとする領收証を旅行業者等から受領するなどして、国費が過大に支給されるという事態が多年にわたり生じていたことは、誠に遺憾である。

政府は、各府省等における出張に係る旅費の支払の際には、証明資料の確認を強化するなど、この種事案の再発防止に努めるとともに、公金等に対する意識の徹底のための取組を強化し、国民の信頼回復に万全を期すべきである。

9 独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営するスポーツ振興ぐじ(いわゆる「t o t o」)については、売上実績が当初の目標を下回り、その目的であるぐじ収益からスポーツ振興事業への助成も少額にとどまっている上に、くじの販売業務等の委託経費により生じた累積欠損金が多額に上り、また、運営状況及び財政状況が財務諸表に適切に反映されていなかつたことは、看過できない。

政府は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して、累積欠損金の解消に向けた現実的で国民の理解を得られる対応を求め、その負担が国民に及ぶことがないよう尽力す

るとともに、「toto」の制度そのものの在り方を再検討すべきである。

10 社会保険庁は、市町村から国への保険料収納事務移管後六割台に低下した国民年金保険料の納付率を、平成十九年度に八割にすることを目標にその向上に努めているところであるが、大阪府内を始め各地の社会保険事務所等において、国民年金保険料の未納者から保険料の免除あるいは猶予の申請がないにもかかわらず、不正に保険料の免除手続等が行われ、かつ、社会保険庁が累次にわたって内部調査を行った際には、複数の社会保険事務局から不正行為を隠蔽する虚偽報告が行われるなど、不正な免除手続の実態が次々と発覚したこととは、極めて遺憾である。

政府は、未納者の増加の背景には平成十四年度の制度変更及び不況等による多数の勤労者の厚生年金から国民年金への移動があつた事情も考慮し、高齢者の生活の基礎的部分を担う公的年金の保険料収納において、かかる事態が生じたことを重く受け止め、職員の意識改革及び内部規律の遵守を徹底し、収納事務の適正な執行を図るとともに、国民年金制度に対する国民の理解の向上に努め、未納者の実情を熟知する市町村との協力をさらに強めるなど、国民年金保険料の納付向上及び減免制度の周知徹底による真に納付不能な人の救済に一層努力すべきである。

11 厚生労働省において、広島労働局における不正経理を受け、全国の都道府県労働局に対し特定監査を行い兵庫労働局における旅費等の不正支出を発見したが、その後の警察の捜査により特定監査で判明した以外にも同労働

局において多額の不正経理が行われていたこと等が明らかとなつた。さらに、会計検査院の検査において、北海道労働局ほか五労働局においても、旅費、謝金、旅費等の不正支出や職員による国庫金の領得などの事態が見受けられたことは、極めて遺憾である。

政府は、特定監査において北海道労働局等における不正支出等を確認できなかつたことと、並びに二年続けて都道府県労働局に係る警告を受けたことを重く受け止め、都道府県労働局に対する監査体制の一層の充実を図ることとともに、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の肅正についての指導監督に努めるべきである。

以上が議決案の内容であります。

討論を終わり、採決の結果、措置要求決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決しました。

し、次いで、平成十六年度決算は多数をもつて是認すべきものと議決され、また、内閣に対し警告することについては全会一致をもつて警告すべきものと議決されました。

次に、国有財産関係一二件は、いずれも多数をもつて是認すべきものと議決されました。

なお、併せて会計検査院に対して三項目の検査要請を行いました。

最後に、関係各位の御協力により、会期内に審査を終えることができましたことに対し、委員長として感謝を申し上げ、御報告とさせていただきます。(拍手)

○議長(扇千景君) 日程第一の平成十六年度決算の委員長報告は、本件決算を是認すること及び内閣に対し警告することから成っております。

これより採決をいたします。

まず、本件決算を委員長報告のとおり是認することについて採決をいたします。

よつて、委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決しました。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百二十九
百四十六
八十三

賛成

反対

よつて、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 先ほど議決されました内閣に対する警告に関し、内閣総理大臣から発言を求められました。小泉内閣総理大臣。

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ただいまの御決議に対しまして所信を述べます前に、一言申し上げます。

参議院における決算重視の取組につきましては、改めて敬意を表します。政府としては、決算審査の内容を平成十八年度予算に適切に反映したことあります。

ただいまの御決議に対しましては、政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たっては、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行つておるところであります。御指摘を受けましたことは誠に遺憾であります。

これらの御決議の内容は、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えております。御決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような御指摘を受けることのないよう改善、指導してまいります。(拍手)

○議長(扇千景君) 日程第四 遺失物法案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。

内閣委員長工藤堅太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔工藤堅太郎君登壇、拍手〕

○工藤堅太郎君 ただいま議題となりました二法律案のうち、まず、遺失物法案について、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における遺失物の取扱いの状況にかんがみ、拾得された物件の返還及び売却の手続の特例、拾得者等への所有権の帰属に関する規定等を整備するほか、表記を現代用語化しようとするものであります。

委員会におきましては、遺失者と拾得者の利便の確保、動物の取扱いに関する配慮、特例施設占有者の位置付け、個人情報関連物件の取扱い等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、自殺対策基本法案について、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

我が国の年間自殺者数は平成十七年に三万二千

五百五十二人となつております。八年連続で三万人を上回っております。また、人口十万人当たりの自殺死亡率は二十五・五人となつており、欧米の先進諸国と比較すると、我が国の自殺死亡率は突出して高い状況にあります。さらに、自殺未遂は既遂の十倍以上あると言わわれております。そして、自殺や自殺未遂は遺族や友人など周囲の人々にも深刻な心理的影響を与えております。

多くの自殺の背景には、過労や倒産、リストラ、社会的孤立やいじめといった社会的な要因があると言われております。我々は、世界保健機関が、自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題であると明言していることを踏まえ、自殺を自殺する個人だけの問題に帰すことなく、自殺する個人を取り巻く社会にかかる問題として取り組む必要があると考えます。

こうした観点から、平成十七年七月十九日には本院厚生労働委員会において、自殺の予防その他の総合的な対策を推進するため、「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」が全会一致でなされたところであります。この決議を受けて、政府においても関係する府省が連携してこの問題に取り組んでいるところであります。が、政府の取組も国を挙げて施策を展開するまでには至つております。

事態は依然として憂慮すべき状況にあります。そこで、こうした現状を開拓するためには、立法府の責任において自殺対策に関する根拠法を用意することが必要となつております。すなわち、新たな立法によって、立法府と政府が一丸となって、より総合的かつ効果的な対策の推進を図ることが求められているのであります。

本案は、こうした認識の下、自殺問題が深刻な

状況にあることにかんがみ、自殺対策の基本となる事項を定めること等により自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もつて国民が健康で生きがいを持つて暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、自殺対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにしております。

第二に、自殺対策の実施に当たつては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名譽及び生活の平穀に十分配慮しなければならないことをとしております。

第三に、政府は、推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定め、必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならぬこととしております。

第四に、政府は、毎年、国会に自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならないこととしております。

第五に、国及び地方公共団体は、基本的施策として、自殺の防止等に関する調査研究の推進、国民の理解の増進、人材の確保等に必要な施策を講じ、また、心の健康の保持に係る体制の整備、医療提供体制の整備、自殺発生回避のための体制の整備、自殺未遂者に対する支援、自殺者又は自殺未遂者の親族等に対する支援及び民間団体の活動に対する支援に必要な施策を講ずることとしております。

第六に、内閣府に特別の機関として自殺総合対策会議を置き、自殺対策の大綱案の作成、自殺対

官 報 (号外)

策について必要な関係行政機関相互の調整、自殺対策に関する重要な事項についての審議及び自殺対策の実施の推進等の事務をつかさどることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は、昨日、内閣委員会において全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決定したものであり、何とぞ速やかに可決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。(拍手)

○議長(扇千景君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。

——これにて投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

投票総数
二百二十四
二百二十四
○
賛成
反対

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(扇千景君) 日程第六 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長福山哲郎君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○議長(扇千景君) 日程第六 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長福山哲郎君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。

——これにて投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
二百二十七
二百二十八
九

よつて、本案は可決されました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(扇千景君) 日程第七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長中島啓雄君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。

——これにて投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されておりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○中島啓雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子供に対する教育・保育と、保護者に対する子育て支援を総合的に提供するため、認定こども園の制度を創設するものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取や保育所等の視察を行うとともに、認定こども園における教育・保育の質の確保と子供の安全対策の重要性、保育料等保護者負担の軽減策、幼保一元化に対する考え方などについて質疑が行われました。

本法律案は、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化を促進するため、容器包装利用事業者による排出の抑制を促進するよう必要な指導、助言、勧告等の措置を導入するとともに、容器包装廃棄物の分別収集に当たり、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して特定事業者が金銭を支払う仕組みを創設するなどの措置を講じようとしているものであります。

委員会におきましては、容器包装廃棄物の削減目標、レジ袋の排出削減に向けた具体策、「デボジット制度導入の是非、拡大生産者責任を踏まえた市町村及び事業者の役割分担の在り方、事業者の資金拠出制度導入により市町村の負担が増大する可能性等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上委員より反対の意見が述べられ、続いて採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されておりました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されておりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。

——これにて投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。

——これにて投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

<p>投票総数 賛成 反対</p> <p>二百二十七 二百十一 十五</p> <p>よつて、本案は可決されました。(拍手)</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>
<p>○議長(扇千景君) 日程第八 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長加納時男君。</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>〔加納時男君登壇、拍手〕</p>
<p>○加納時男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、中小企業組合の中には運営規律が十分働くかなくなり破綻する事態が見られるため、監事に業務監査権限を付与するなど組合の運営規律の強化を図るとともに、一定規模以上の共済事業を行う組合については他の事業との兼業を禁止するなどの措置を講じようとするものであります。</p> <p>委員会におきましては、共済事業を行う中小企業組合の兼業を規制することの是非、事業運営の規律強化が中小企業組合制度の在り方に及ぼす影響、中小企業組合のガバナンスが機能しなくなつた理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。</p> <p>質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一</p>
<p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(扇千景君) この際、少子高齢社会に関する調査会長から、少子高齢社会に関する調査の中間報告を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。少子高齢社会に関する調査会長清水嘉与子君。</p> <p>〔調査報告書は本号(その二)に掲載〕</p>
<p>〔清瀬嘉与子君登壇、拍手〕</p> <p>○清瀬嘉与子君 少子高齢社会に関する調査会における中間報告の概要につきまして御報告申し上げます。</p> <p>本調査会は、第百六十一回国会に設置され、調査テーマを「少子高齢社会への対応の在り方について」と定め、二年目は「少子高齢社会の課題と対策に関する件」を調査事項として、調査を行つてまいりました。</p> <p>調査会では、政府からの説明及び参考人からの意見聴取、調査会委員間の自由討議等を通じ、団塊世代の諸課題、人口減少社会への対応、企業及び地域における子育て支援の取組、女性の健康、経済的支援等について広範な議論を行い、その課題の把握に努めてまいりました。</p> <p>このよつた取組を経て、五本の柱、十七項目から成る少子高齢社会への対応の在り方についての提言を含めた中間報告書を取りまとめ、去る六月七日、議長に提出いたしました。</p> <p>以下、提言の主な内容について御報告申し上げます。</p> <p>平成十七年の我が国の合計特殊出生率は一・二五と過去最低を記録し、人口減少も政府の予測を上回る速さで進んでおります。もとより、結婚、出産、夫婦間の子どもの数は当事者間の自由な意思と選択に基づくものではありますが、結婚、出産、子育てを阻害する要因を急急に除去し、社会として支援していくことが現在求められている政策的対応と言えます。これまでの少子化対策の中心は子育てをする親の視点に立つたものでありましたが、今後は、その対策の更なる充実に加え、子育ち、結婚・家庭形成の視点、さらには地方分権の推進が強く求められるところであります。</p> <p>第四は、「子どもの健やかな育ちの確保」とし</p>

官 報 (号 外)

て、子どもを対象とする犯罪に対する地域全体の連携による対応の推進、団塊世代を始めとする地域の人の持つ能力の積極的活用による新たな地域コミュニティの形成、子どもの養育環境による法律的、社会的な差別、不利益の解消に向けた取組等であります。

第五は、「地方分権による少子化対策の推進」として、少子化対策において地域の工夫や取組が生かされるよう財源の移譲を含めた地方分権の積極的な推進であります。

一・二五ショックとも言われる平成十七年の合計特殊出生率を踏まえるなら、実効ある少子化対策への取組は一刻の猶予も許されないところであり、政府はもとより、企業におかれましても、本提言の趣旨を理解され、これらの実現に努められるよう要請するところであります。とりわけ、政府においては、平成十九年度において講ずべき少子化対策に反映させていくことを強く期待するところであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十九分散会

出席者は左のとおり。

議員	近藤正道君	鰐淵洋子君	谷合正明君	坂本由紀子君
議長	遠山清彦君	又市征治君	西田実仁君	大田昌秀君
副議長	角田千景君			

澤 滉	浜田 浩二君
中原 爽君	昌良君
佐藤 保君	渡辺 孝男君
山本 香苗君	木村 博士君
福本 潤一君	木村 仁君
田 英夫君	木村 仁君
山本 昭郎君	木村 仁君
福島みづほ君	木村 仁君
加藤 修一君	木村 仁君
澤 滉	小泉 昭男君
中原 爽君	渡辺 孝男君
佐藤 泰三君	高野 博士君
吉村剛太郎君	木村 仁君
佐藤 泰三君	木村 仁君
吉村剛太郎君	木村 仁君
尾辻 秀久君	木村 仁君
小野 清子君	木村 仁君
田中 直紀君	木村 仁君
溝手 謙正君	木村 仁君
白 真知君	木村 仁君
柳澤 光美君	木村 仁君
加藤 敏幸君	木村 仁君
芝 博一君	木村 仁君
池口 修次君	木村 仁君
平野 達男君	木村 仁君
辻 泰弘君	木村 仁君
岸 鈴木政二君	木村 仁君

浮島とも子君	澤 滉
中原 爽君	中林 芳正君
佐藤 泰三君	三浦 一水君
吉村剛太郎君	中原 爽君
佐藤 泰三君	中林 芳正君
吉村剛太郎君	中林 芳正君
尾辻 秀久君	中林 芳正君
小野 清子君	中林 芳正君
田中 直紀君	中林 芳正君
溝手 謙正君	中林 芳正君
白 真知君	中林 芳正君
柳澤 光美君	中林 芳正君
加藤 敏幸君	中林 芳正君
芝 博一君	中林 芳正君
池口 修次君	中林 芳正君
平野 達男君	中林 芳正君
辻 泰弘君	中林 芳正君
岸 鈴木政二君	中林 芳正君

浮島とも子君	澤 滉
中原 爽君	中林 芳正君
佐藤 泰三君	三浦 一水君
吉村剛太郎君	中原 爽君
佐藤 泰三君	中林 芳正君
吉村剛太郎君	中林 芳正君
尾辻 秀久君	中林 芳正君
小野 清子君	中林 芳正君
田中 直紀君	中林 芳正君
溝手 謙正君	中林 芳正君
白 真知君	中林 芳正君
柳澤 光美君	中林 芳正君
加藤 敏幸君	中林 芳正君
芝 博一君	中林 芳正君
池口 修次君	中林 芳正君
平野 達男君	中林 芳正君
辻 泰弘君	中林 芳正君
岸 鈴木政二君	中林 芳正君

浮島とも子君	澤 滉
中原 爽君	中林 芳正君
佐藤 泰三君	三浦 一水君
吉村剛太郎君	中原 爽君
佐藤 泰三君	中林 芳正君
吉村剛太郎君	中林 芳正君
尾辻 秀久君	中林 芳正君
小野 清子君	中林 芳正君
田中 直紀君	中林 芳正君
溝手 謙正君	中林 芳正君
白 真知君	中林 芳正君
柳澤 光美君	中林 芳正君
加藤 敏幸君	中林 芳正君
芝 博一君	中林 芳正君
池口 修次君	中林 芳正君
平野 達男君	中林 芳正君
辻 泰弘君	中林 芳正君
岸 鈴木政二君	中林 芳正君

浮島とも子君	澤 滉
中原 爽君	中林 芳正君
佐藤 泰三君	三浦 一水君
吉村剛太郎君	中原 爽君
佐藤 泰三君	中林 芳正君
吉村剛太郎君	中林 芳正君
尾辻 秀久君	中林 芳正君
小野 清子君	中林 芳正君
田中 直紀君	中林 芳正君
溝手 謙正君	中林 芳正君
白 真知君	中林 芳正君
柳澤 光美君	中林 芳正君
加藤 敏幸君	中林 芳正君
芝 博一君	中林 芳正君
池口 修次君	中林 芳正君
平野 達男君	中林 芳正君
辻 泰弘君	中林 芳正君
岸 鈴木政二君	中林 芳正君

富岡由紀夫君	藤末健三君
糸数慶子君	新平君
藤本祐司君	木俣佳丈君
那谷屋正義君	喜納昌吉君
主瀬了君	小林正夫君
山根隆治君	大塚耕平君
若林秀樹君	広野だしき君
森ゆうこ君	内藤正光君
喜納昌吉君	佐藤雄平君
主瀬了君	大塚耕平君
山根隆治君	佐藤雄平君
木俣佳丈君	内藤正光君
喜納昌吉君	大塚耕平君
新平君	佐藤雄平君

審査報告書	平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書
予算委員	決算委員
谷 博之君	中村 博彦君
補欠	未松 信介君
黒岩 宇洋君	西島 英利君
辞任	常則君
高橋 千秋君	河合 常則君
神本 美恵子君	白浜 一良君
小池 晃君	井上 哲士君
榎葉賀津也君	小林 美恵子君
小川 勝也君	高野 博師君
工藤堅太郎君	黒岩 字洋君
市田 忠義君	谷 博之君
江田 五月君	中村 博彦君
北澤 俊美君	未松 信介君
岡崎トミ子君	黒岩 宇洋君
築瀬 進君	高野 博師君
内閣総理大臣	未松 信介君
財務大臣臨時代	中村 博彦君
理財大臣	渡辺 孝男
文部科学大臣	津田 弥太郎
経済産業大臣	円 より子
環境大臣	清水 嘉与子
(内閣官房長官)	西島 英利
国務大臣	水落 敏栄
(国家公安委員長)	足立 信也
嘉数 知賢君	朝日 俊弘
香掛 哲男君	福島みづほ
安倍 晋三君	小池 晃
小坂 憲次君	一、派遣地 北海道
二階 俊博君	一、期間 六月十二日 一日間
厚生労働委員	厚生労働委員長 山下 英利
河合 常則君	参議院議長 扇 千景殿
岸 信夫君	厚生労働委員長 山下 英利
峰崎 直樹君	参議院議長 扇 千景殿
岸 信夫君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
岸 信夫君	ベネズエラでの商談への日本大使の同席に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第六六号)
河合 常則君	武力紛争予防のためのグローバル・パートナー
高野 博師君	シップへの我が国の取組に関する質問主意書
小林 美恵子君	(喜納昌吉君提出)(第六七号)
西島 英利君	
白浜 一良君	
井上 哲士君	
議長の報告事項	
一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
総務委員	
谷合 正明君	
辞任	
魚住裕一郎君	
補欠	
小林 美恵子君	
河合 常則君	
高野 博師君	
西島 英利君	
白浜 一良君	
井上 哲士君	
国家基本政策委員	
辞任	
峰崎 直樹君	
内閣府副大臣	
嘉数 知賢君	
経済産業委員	
辞任	
岸 信夫君	
松下 新平君	
岸 信夫君	
坂本由紀子君	
犬塚 直史君	
谷合 正明君	
補欠	
藤末 健三君	
同日委員長及び調査会長から次の報告書が提出された。	
平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十六年度政府関係機関決算書審査報告書	
平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書	

官 報 (号 外)

官報(号外)

一、平成十六年度決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1 平成十六年度に中央省庁が実施した一件五百万円以上の工事の発注や、業務委託等の契約に占める随意契約の件数の割合が約七十パーセントと極めて高率になつており、中でも、国土交通省所管の各建設協会などを始め所管公益法人に発注した契約には、随意契約割合が百パーセント、あるいはそれに近い高率になつてゐる例が少なからず見られ、さらに、これらの公益法人に多数のOBが天下つてゐることは、契約の公平性、競争性及び透明性の確保に疑惑を抱かせ、看過できない。

政府は、随意契約の見直しに当たつては、相手方の官民を問わず一般競争入札を原則とし例外的に随意契約を認めている会計法の精神に照らして厳格な運用に努めるとともに、所管公益法人等への業務委託の実施に当たつては、天下りの状況も含め積極的に情報開示を行うなど、国民の不信を招くことのないよう厳正に対処し、公共調達の適正化に努めるべきである。

2 独立行政法人において、従来の特殊法人をも上回るような役員報酬を定めたり、職員給与が平成十六年度の対国家公務員ラスパイレス指数で事務・技術職員が一〇七・一、研究職員が一〇三・二となつてゐるなど、概して高い水準となつてゐることに加えて、国立病

院機構において、特定の業者に種々の業務を随意契約により発注する一方で、旧国立病院から多くの天下りが行われている事実や、医薬基盤研究所の承継勘定において、政府出資金三百六億円の八十三パーセントに当たる二

百五十四億円が繰越欠損金として計上され、国費の毀損が生じている事実等が見られることは、看過できない。

政府は、独立行政法人の運営の大部分が国からの運営費交付金等により行われている実態にかんがみ、原則一般競争入札の徹底及び随意契約受注企業への天下りの抑制、事業実施に当たつて収益見込み等の一層厳格な審査による政府出資金の欠損の最小化に努めるよう、指導すべきである。

3 特別会計については、歳出規模が純計額で前年度を上回り二百一十五兆円余と一般会計を大きく上回つており、依然として多くの特

別会計において、不要不急の事業の実施や多額の積立金・資金、不用・剩余金を抱え、一部は引き続き増加傾向にあることは、看過できない。

政府は、各特別会計の事業事業の見直しに加え、右の各種の余剰資金の縮減、一般会計への繰入れ・繰戻し、事業の実態に即した適切な予算計上を行うなど、透明化のため、一層目に見える改善に努めるべきである。

4 国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等について、本院からの要請に基づき会計検査院が会計検査をした結果、平成十六年度末時点で設置されている百十六資金のうち、食品流通構造改善対策債務保証事業基金を始めとする三十三資金におい

て、事業実績が継続的に少ない状況となつてゐる等の問題点が指摘され、その上、平成十二年度決算検査報告でも指摘をされながら依然として事態が好転していない資金があつたことは、遺憾である。

政府は、これら三十三資金についてはもとより、行政改革の一環として見直しの方針が示されている公益法人等が行う政策金融類似業務も含めて、事業を継続実施することの必要性、ニーズに即した事業内容及び利用条件、需要に応じた資金規模等の検討を行い、事業の終了や資金の国庫返納も含めた所要の措置を積極的に講ずるとともに、今後の資金事業の実施に当たつては、目標達成度を測るために基準の設定やサンセツ方式の導入など、定期的に見直しを行う体制を整備すべきである。

5 防衛施設庁において、同庁幹部が特定の建設業者に業務を受注させるため、当該業者と共に謀して他の業者に高い入札金額で入札させて公正な価格を害し、刑法の競争入札妨害罪で逮捕されるに至つたことは、極めて遺憾である。また、同庁所管の公益法人「防衛施設技術協会」に多数のOBがいつたん再就職し、自衛隊法で営利企業等への再就職を規制している離職後一年間を経過した後、関連建

設業界に次々と天下つてゐる事実が明らかになつたことは、看過できない。

政府は、防衛施設庁の官製談合のみならず、日本道路公団や新東京国際空港公団が発注した工事における官製談合事件の摘発が相次ぎ、官製談合の排除の徹底が強く求められ

て、現状を踏まえ、一般競争入札の一層の拡大、公益法人への天下りの自肅など、抜本的に官製談合の再発防止策を講ずべきである。

6 日本郵政公社の複数の郵便局において、郵便料金の別納制度等を悪用して、特定のダイレクトメール発送代行会社等に対して料金の不正引きを繰り返し、多額の損失を発生させている事実が次々と明瞭かになつたことは、極めて遺憾である。また、冊子小包の取扱いについて不適切な事例が見られるることは、遺憾である。

政府は、これまで郵便の別納制度等をめぐる不正が生じてきたことを重く受け止め、日本郵政公社に対して、法令順守の徹底、内部監査の更なる充実、この種事案の再発防止に向けた運用改善の具体的取組を強く求めるべきである。

7 日本放送協会(NHK)において、近年、相次ぐ不祥事により国民・視聴者の信頼を大きく失墜させ、受信料不払い急増など受信料制度の根幹を揺るがしかねない事態を招いたことに加えて、今般、新たに職員の度重なる架空出張による公金横領が発覚し、再び国民・視聴者の信頼を損ねたことは、極めて遺憾である。また、受信料支払いを法律で義務付けるとの議論がある一方、NHK関連団体に多額の余剰金が積み上げてゐる事実は、看過できない。

政府は、NHKの度重なる不祥事を重く受け止め、NHKに対して、綱紀肃正、内部監査の更なる充実によるこの種事案の再発防止

に向けた取組、及びNHK関連団体が保有する多額の余剰金の見直しの検討を強く求め、国民・視聴者の信頼回復に努めるべきである。

8 航空機を利用した出張に係る旅費について、税関や都道府県労働局では、実際には割引運賃の航空券を購入しているにもかかわらず、これより高額の航空賃を支払ったとする領収証を旅行業者等から受領するなどして、国費が過大に支給されるという事態が多年にわたり生じていたことは、誠に遺憾である。

政府は、各府省等における出張に係る旅費の支払の際には、証明資料の確認を強化するなど、この種事案の再発防止に努めるとともに、公金等に対する意識の徹底のための取組を強化し、国民の信頼回復に万全を期すべきである。

9 独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営するスポーツ振興くじ(いわゆる「toto」)については、売上実績が当初の目標を下回り、その目的であるくじ収益からスポーツ振興事業への助成も少額にとどまっている上に、くじの販売業務等の委託経費により生じた累積欠損金が多額に上り、また、運営状況及び財政状況が財務諸表に適切に反映されていなかつたことは、看過できない。

政府は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して、累積欠損金の解消に向けた現実的で国民の理解を得られる対応を求め、その負担が国民に及ぶことがないよう尽力するとともに、「toto」の制度そのもののがり方を再検討すべきである。

10 社会保険庁は、市町村から国への保険料収納事務移管後六割台に低下した国民年金保険料の納付率を、平成十九年度に八割にすることを目標にその向上に努めているところであるが、大阪府内を始め各地の社会保険事務所等において、国民年金保険料の未納者から保険料の免除あるいは猶予の申請がないにもかかわらず、不正に保険料の免除手続等が行われ、かつ、社会保険庁が累次にわたって内部調査を行った際には、複数の社会保険事務局から不正行為を隠蔽する虚偽報告が行われるなど、不正な免除手続の実態が次々と発覚したことは、極めて遺憾である。

政府は、未納者の増加の背景には平成十四年度の制度変更及び不況等による多数の勤労者の厚生年金から国民年金への移動があつた事情も考慮し、高齢者の生活の基礎的部分を担う公的年金の保険料収納において、かかる事態が生じたことを重く受け止め、職員の意識改革及び内部規律の遵守を徹底し、収納事務の適正な執行を図るとともに、国民年金制度に対する国民の理解の向上に努め、未納者の実情を熟知する市町村との協力をさらに強めるなど、国民年金保険料の納付向上及び減免制度の周知徹底による真に納付不能人の救済に一層努力すべきである。

11 厚生労働省において、広島労働局における不正経理を受け、全国の都道府県労働局に対し特定監査を行い兵庫労働局における旅費等の不正支出を見発したが、その後の警察の捜査により特定監査で判明した以外にも同労働局において多額の不正経理が行われていたこと等が明らかとなつた。さらに、会計検査院の検査において、北海道労働局ほか五労働局においても、庶費、謝金、旅費等の不正支出や職員による国庫金の領得などの事態が見受けられたことは、極めて遺憾である。

政府は、特定監査において北海道労働局等における不正支出等を確認できなかつたこと

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額	歳出決算額
八八、八九七、五一五百万円余	八四、八九六、七七六百万円余

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額	歳出決算額
四一九、三〇〇、四一五百万円余	三七六、〇三二、九二九百万円余

国税収納金整理資金受払計算書

受入	収納済額	支払	支払命令済額
歳入組入額			
五五、七七三、一六六百万円余	七、八五九、〇三二百万円余	四七、二五四、九三七百万円余	

政府関係機関決算書

収入決算額	支出決算額
五、〇六六、三〇七百万円余	四、五六二、九五七百万円余

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかつたかどうかという観点に立つて、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告を受けたことを重く受け止め、都道府県労働局に対する監査体制の一層の充実を図ることとともに、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の肅正についての指導監督に努めるべきである。

政府は、特定監査において北海道労働局等における不正支出等を確認できなかつたこと

平成16年度決算審査措置要求決議

内閣及び会計検査院は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 公務員の早期勧奨退職慣行の見直し等、公務員制度改革について

近年、旧道路公団が発注した鋼鉄製橋梁工事や防衛施設が発注した在日米軍施設開連工事をめぐり、発注者側の職員が談合に関与したとして逮捕された上、受注側企業の多くに国家公務員退職者が再就職している事が明らかになるなど、国民の行政に対する信頼を失墜させる事態が相次いで生じており、本委員会においても再三にわたり取り上げられた。

このような事件が発生する背景には、単に国家公務員退職者の受注側企業への再就職だけではなく、現在の行政組織に存在する国家公務員の早期勧奨退職慣行のため、国家公務員法に規定される60歳の定年年齢前に退職する者は何らかの形で再就職せざるを得ないという構造的な問題がある。

政府は、国民の信頼を一日も早く回復するため、早期勧奨退職慣行の見直しを始め、公務員制度改革に取り組み、同時に、国家公務員が各々の能力を十分に發揮できる勤務環境を整えるべきである。

2 独立行政法人の業務運営等の見直しについて

本委員会は、平成13年4月に設立されたいわゆる先行独立行政法人の業務運営等について、会計検査院に対し会計検査を要請した。これに対する報告では、財務の状況に関して、運営費交付金の算定の際に自己収入を控除していないあるいは控除していてもその額が実績と乖離している法人があることや、随意契約の限度額が多くの法人で国の基準を上回り、その理由が必ずしも合理的なものではない法人が受けられることなどが報告されている。加えて、各法人の業務実績の状況に關し、国立オリンピック記念青少年総合センター等の研修施設法人において、宿泊施設の稼働率が必ずしも高い水準となつていなかつたり、利用者全体に占める主催事業参

加者の割合が低くなっていたりしていることなども報告されている。

また、国の契約における随意契約の多さが問題視されている中で、独立行政法人国立病院機構では、駐車場管理やエレベーター保守点検の業務委託、食堂・売店の施設貸付けなどについて、旧国立病院出身者が数多く天下りをしている民間企業に集中して随意契約をしていることが明らかになった。

政府は、各独立行政法人に対し、会計検査院の報告内容を真摯に受け止めて改善を図るよう求めるとともに、制度本来の趣旨に沿った効率的な運営がなされているかとの観点から、厳格な評価をしていく必要がある。あわせて、独立行政法人制度において幾つかの問題が指摘されている状況を踏まえ、諸外国の例なども参考にしながら不斷の改善を図っていく必要がある。また、中期目標期間終了時の見直しに際しては、各法人の政策目的が適正かあるいはその使命が果たされているかといった観点からも評価を行い、積極的に組織の統廃合及び事務事業の見直しを行うべきである。

3 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の見直しの必要性について

公益法人の理事については、「所管官庁の出身者が占める割合は理事現在数の3分の1以下とすること」と、平成8年9月に閣議決定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」において規定されている。しかしながら、現実には多くの公益法人において、所管官庁OBが占める割合が3分の1を大きく上回っている。

この背景には、平成8年12月に設けられた「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」がある。この運用指針は、「所管する官庁の出身者」について、①本省庁課長相当職以上を経験、②その者のいわゆる「親元省庁」が当該法人を所管する官庁、③退職後10年未満の間に当該法人の理事に就任、という3つの要件をすべて満たす者と規定しており、そのため多くの所管官庁OBは「所管する官庁の出身者」に該当せず、結果的に閣議決定の趣旨がないがしろにされていることは問題である。

政府は、平成8年9月の閣議決定の考え方を遵守するよう、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」における「所管する官庁の出身者」の要件を見直すべきである。

4

少子化対策及び男女共同参画推進に関する一元的に決算状況を把握する必要性について

政府は、少子化対策及び男女共同参画推進の重要性にかんがみ、特命担当大臣及び相当部局を設置している。決算審査に当たり、これらの施策に関する関連経費の予算及び使用実績は必須の参考資料である。しかしながら、政府全体としての関連予算の取りまとめはなされるものの、使用実績は取りまとめられていない。このため、政府が重要施策として特命担当大臣まで設置しているにもかかわらず、国会の決算審査において充実した質疑を行うことができない状況となっている。

政府は、これらの特命担当大臣を置いている重要施策については、その調整機能を高めて各府省の決算を取りまとめ、独自の評価を行い、国会に報告することを検討すべきである。

5 地方自治体、独立行政法人におけるITシステムの見直しについて

中央省庁のレガーシーステムは、昨年来実施された刷新可能性調査等により予算の約4分の1に当たる950億円が削減できる見通しとなつたが、地方自治体のIT関係経費は電子自治体の推進などにより年間約4,300億円、また、独立行政法人のIT関係経費も年間約3,000億円になると言われば、予算の効率的な使用が求められている。

しかし、これら地方自治体等のITシステムの調達に関しては、類似の業務システムであっても初期構築費用及び運用・保守費用が市町村によって大きく異なつている問題や、運用・保守費用の硬直化が指摘されるレガーシーステムの問題、多額の経費をかけて構築したシステムに十分活用されていないものがある問題などが指摘されており、看過できない状況にある。

政府は、地方自治体及び独立行政法人に対して積極的に助言、指導を行い、IT

調達の効率化による関係経費の抑制を進め、地方行政運営の効率化や独立行政法人の運営費交付金の抑制につながるよう努めるべきである。

6 IT調達に係る契約の在り方について

会計法第29条の12は、電気等の供給や電気通信役務の提供に関する契約について、例外的に長期継続契約の締結を認めているが、政府は、36のレガーシーステムのう

ち10システムに関する業務について、電気通信役務に該当するとして長期継続契約によつている。

しかし、レガーシーステムに関する業務は、通常想定される電気通信役務とは異なるものであり、会計法上、長期継続契約が例外と位置付けられることを踏まえれば、現在の運用については議論の余地がある。

政府は、会計法の原則に照らし、レガーシーステムに関する業務について長期継続契約を認めている現状の是非を検討し、当該業務に関する契約について会計法上の位置付けを明確にすべきである。

7 資金の用途に疑惑が持たれる事件に係るODA案件の調査について

ベトナムにおける外国からのODAで実施されたインフラ整備事業等において、不適切な設計や施工が行われ、日本を含むODA資金が遊興費等に流用されているのではないかとの疑惑が同国国民の間に生じているほか、一般プロジェクト無償資金協力に関する入札の落札率が極めて高い事態等が明らかになつた。

政府は、近年の厳しい財政状況の中、ODAに対して国民の厳しい目が向けられていることを十分認識し、相手国政府の理解と協力を得て、時宜に適ったODA案件の実施や費用の適正化等に努め、我が国ODAの一層の透明性向上、適正かつ効率的な執行に努力すべきである。また、ベトナムにおいて疑惑が生じているベトナム交通運輸局第1・8事業管理局（PMU 1・8）が関係する我が国ODA案件については、同国が我が国ODAの第3位の受取国となつていている現状を踏まえ、検査の動向を注視しつつ、入札手続や施工等が適切に実施されているか調査を実施し、その結果をインターネット等を通じて広く公開すべきである。

8 特別会計積立金の一層の活用方策の検討について

財政融資資金特別会計においては、将来の金利変動による逆ざやの発生の可能性に備え、毎年度、損益計算上利益を生じた場合には、金利変動準備金として整理することとしているが、昭和55年度より毎年黒字を計上し、逆ざやを生じたことはなく、近年、年間3兆円単位で積立金が増加している。18年度予算においては、同準備金より12兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れ、国債残高の圧縮に充てるとしている。

また、外国為替資金特別会計においては、将来の歳入不足の可能性に備え、為替介入で得たドルで米国債を購入するなどしてその利子收入を蓄えており、昭和56年度より剰余金の一部をほぼ毎年一般会計に繰り入れているものの、年間数千億円単位や、時には一兆円を超える額で積立金が増加している。

不測の事態に備えるこれら特別会計の積立金の意義は認められるものの、その適正規模については議論が分かれるところである。

さらに、多くの特別会計においては、一般会計から多額の繰入金を受け入れているが、いったん予算化されると執行権を出しながらも、一般会計に戻されることなく、そのまま特別会計において繰り越されている。

政府は、これら特別会計の積立金等について、その規模の妥当性につき国民が納得できるよう説明を行うとともに、規模が過大であると考えられる部分については、国債償還への充当や一般会計への繰り入れを行い、その上で消費拡大策への利用なども念頭に、その活用方策を徹底的に検討すべきである。

9 分かりやすい政府会計への取組について

（外）報 印 目 項

我が国の予算書及び決算書は、その表示科目が事業の内容とは必ずしも結びついておらず、事業の評価をする上で支障が生じている。また、各歳出歳入の項目が、各年度において施策の内容が変化するなどにより、実態を把握しづらい状況にある。さらに、一般会計と特別会計ではコード番号の設定を含め、体系が異なることにより、一覧性に乏しいため、国の会計の全体把握が困難となっている。

政府は、予算書及び決算書について、その表示科目を見直し、政策単位での分析評価ができる仕組みとするとともに、予算・決算情報について、国民に一覧して分かりやすく親しみやすい情報開示に努めるべきである。また、ストックベースの財務状況等を明らかにする財務書類の整備を推進するとともに、速やかな情報開示に努めるべきである。

10 年金福祉施設等の整理合理化について

労働者福祉施設については、独立行政法人雇用・能力開発機構において売却処分を進めてきたが、本年3月処分を終了した。その売却額は127億円余にとどまり、当該施設の建設費総額4,400億円余の約3パーセントに過ぎなかった。

また、年金福祉施設等の整理合理化については、厚生年金会館や健康管理センターナなどの年金福祉施設等313施設の廃止・譲渡に係る業務が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に委ねられ、同機構は平成22年度までの5年間に廃止・譲渡を行うこととされている。

当該年金福祉施設等に投入された保険料総額は、施設整備費、土地取得費を合わせて約1兆4,000億円に達するが、同機構に出資する施設の時価評価相当額は約2,600億円である。時価で見た場合と比較した損失は、約1兆1,000億円に上り、同機構に出資した施設が国有財産であった時の簿価（15年度末、約8,900億円）と比較しても約6,300億円の減額になったことは誠に遺憾である。

政府は、国民から預かった保険料を財源とする年金資金等に多大な損失を与えたことを重く受け止め、施設の売却に当たっては、損失の最小化のため最大限努力すべきである。

さらに、年金福祉施設等の整理合理化に伴い、当該施設の運営等を委託されている公益法人等については、廃止・統合を含めた抜本的な見直しを速やかに進めるべきである。

11 会計検査院の独立性の確保及び随意契約の見直しについて

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する機関であり、予算が適切かつ有效地に執行されたかどうかを検査する重要な役割を担っている。厳正かつ公正な検査を行いうため、会計検査院は、検査対象機関の模範となるよう自らを厳しく律しなければならない。

近年、会計検査院について、退職した職員の検査対象法人等への再就職、元職員が役職員の多くを占める財團法人との随意契約による業務委託、随意契約の件数が多いことなどが、厳正かつ公正な検査に疑念を生じかねないものであると指摘されている。

会計検査院は、一層の独立性を確保するため、早期勧奨退職や再就職などを含めた職員の待遇について再検討するとともに、自らの随意契約については、契約の透明性、公正性の確保の見地から、率先して見直しを行うべきである。

官報(号外)

一、平成十六年度一般会計歳入歳出決算
一、平成十六年度特別会計歳入歳出決算
一、平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書

右

一、平成十六年度政府関係機関決算書
国会に提出する。

平成十八年一月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

審査報告書

平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

右

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年六月七日

決算委員長 中島 真人

参議院議長 扇 千景殿

参議院議長 扇 千景殿

内閣委員長 工藤堅太郎

審査報告書

平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

遺失物法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年六月八日

内閣委員長 工藤堅太郎

参議院議長 扇 千景殿

内閣委員長 工藤堅太郎

本件について慎重に審査を行つた結果、これ
を是認すべきものと認めた。

状況総計算書を別冊のとおり報告する。
(別冊は省略する)

審査報告書

審査報告書

審査報告書

遺失物法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年六月八日

内閣委員長 工藤堅太郎

参議院議長 扇 千景殿

内閣委員長 工藤堅太郎

策定し、都道府県警察及び施設占有者に周知すること。

二、貴重な物件を含む拾得物の早期の返還に資するよう、本法に基づく拾得物に関する情報の公表や全国手配を円滑に行うための体制及びシステムの整備充実を図るとともに、所要の情報の共有化を含め、特例施設占有者等との連携に努めること。

三、個人情報保護の重要性にかんがみ、携帯電話 クレジットカード等のいわゆる個人情報関連物件を始めとした拾得物の取扱いについては、都道府県警察、施設占有者、特例施設占有者において適正な対応がなされるよう、万全の措置を講ずること。

四、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく所有者が判明しない犬又はねこの取扱いを見直し、安易に殺処分されることのないよう、都道府県等に対し、犬又はねこの取扱いの具体的な方法、要件等について統一的な基準を示すなど、動物愛護の観点から必要な措置を講ずること。

五、拾得された動物の所有者が早期に判明するよう、動物の所有者を明確に示す個体識別措置の導入及び普及促進を図ること。

右決議する。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、本法の趣旨及び内容について広く国民への周知徹底を図ること。

また、遺失者や拾得者の利便性を確保するとともに、施設占有者による拾得物の適切な取扱いに資するよう、本法の明確な解釈運用基準を

一、委員会の決定の理由
本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、平成十六年度中の一般会計及び特別会計を合わせての無償貸付の增加額は、二千九十一億八千百万円余、減少額は、一千五百九十一億七千三百万円余、差引純増加額は、五百億七百万円余である。

これを平成十五年度末現在額一兆四百二十二億二千二百万円余に加算すると、平成十六年度末現在額は一兆九百二十二億三千万円余である。

本件について慎重に審査を行つた結果、これ
を是認すべきものと認めた。

本件について慎重に審査を行つた結果、これ
を是認すべきものと認めた。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

なお、別紙の附帯決議を行つた。

遺失物法案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、本法の趣旨及び内容について広く国民への周

知徹底を図ること。

また、遺失者や拾得者の利便性を確保するとともに、施設占有者による拾得物の適切な取扱いに資するよう、本法の明確な解釈運用基準を

これを平成十五年度末現在額二兆二千二百五十五億二千三百万円余から減算すると、平成十六年度末現在額は九十五兆二千九十九億八千八百万円余である。

平成十八年一月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

參議院議長 扇 千景殿

參議院議長 扇 千景殿

平成十八年六月一日

衆議院議長 河野 洋平

參議院議長 扇 千景殿

參議院議長 扇 千景殿

遺失物法案
遺失物法

遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 拾得者の義務及び警察署長等の措置

第二節 拾得者の義務(第四条)

第三節 施設における拾得の場合の特則(第十三条—第二十六条)

第四章 費用及び報労金(第二十七条—第三十一条)

第五章 雑則(第三十八条—第四十条)

第六章 罰則(第四十一条—第四十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律において「物件」とは、遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物(誤つて占有した他人の物、他人の置き去つた物及び逸走した家畜をいう。次条において同じ。)をいう。

2 この法律において「拾得」とは、物件の占有を始めること(埋蔵物及び他人の置き去つた物にあっては、これを発見すること)をいう。

- 3 この法律において「拾得者」とは、物件の拾得をした者をいう。

- 4 この法律において「遺失者」とは、物件の占有をしていた者(他に所有者その他の当該物件の回復の請求権を有する者があるときは、その者を含む。)をいう。

- 5 この法律において「施設」とは、建築物その他の施設(車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。)であつて、その管理に当たる者が常駐するものをいう。

- 6 この法律において「施設占有者」とは、施設の占有者をいう。

- (準遺失物に関する民法の規定の準用)

- 第三条 準遺失物については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百四十条の規定を準用する。この場合において、同条中「これを拾得した」とあるのは、「同法第二条第二項に規定する拾得をした」と読み替えるものとする。

- 第二章 拾得者の義務及び警察署長等の措置

- 第四条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

- 第五条 施設において物件(埋蔵物を除く。第三節において同じ。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)は、前項の規定にかかるわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に提出しなければならない。

- 第六条 拾得者には、提出を受けた物件を遺失者に返還するものとする。

- (公告等)

- 第七条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 物件の種類及び特徴

- 二 物件の拾得の日時及び場所

- 三 公告に係る警察署の名称及び所在地

- 四 公告の日付

- 五 警察署長による通報及び公表

- 第六条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するものとする。

- (警察本部長による通報及び公表)

- 第七条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ことができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項

- 二 公告の日付

- 三 公告に係る警察署の名称及び所在地

- 四 公告の日付

- 五 警察本部長による通報及び公表

- 第六条 警察本部長は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から前項の規定による通報を受けた物件に関する情報をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (売却等)

- 第七条 警察署長は、提出を受けた物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。ただし、第三十五条各号に掲

- 者に交付しなければならない。

- 第三条の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四八年法律第百五号)第三十五条第二項に規定する犬又はねこに該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行つた拾得者については、適用しない。

- 第二節 警察署長等の措置

- (書面の交付)

- 第五条 警察署長は、前条第一項の規定による提出(以下この節において単に「提出」という。)を受けたときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、拾得者に対し、提出を受けたことを証する書面を交付するものとする。

- (遺失者への返還)

- 第六条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するものとする。

- (公告等)

- 第七条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ことができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項

- 二 公告の日付

- 三 公告に係る警察署の名称及び所在地

- 四 公告の日付

- 五 警察本部長による通報及び公表

- 第六条 警察本部長は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から前項の規定による通報を受けた物件に関する情報をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (売却等)

- 第七条 警察署長は、提出を受けた物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。ただし、第三十五条各号に掲

- の遺失者が判明した場合を除き、公告の日から三箇月間(埋蔵物にあつては、六箇月間)は、前二項に定める措置を継続しなければならない。

- 第二節 警察署長は、提出を受けた物件が公告をするために刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定により押収されたときは、第一項の規定にかかわらず、公告をしないことができない。

- 第三節 警察署長は、当該物件の還付を受けたときは、公告をしなければならない。

- (警察本部長による通報及び公表)

- 第五条 警察署長は、前条第一項の規定による提出(以下この節において単に「提出」という。)を受けたときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、拾得者に対し、提出を受けたことを証する書面を交付するものとする。

- (遺失者への返還)

- 第六条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するものとする。

- (公告等)

- 第七条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ことができず、又はその所在を知ことができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項

- 二 公告の日付

- 三 公告に係る警察署の名称及び所在地

- 四 公告の日付

- 五 警察本部長による通報及び公表

- 第六条 警察本部長は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から前項の規定による通報を受けた物件に関する情報をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (売却等)

- 第七条 警察署長は、提出を受けた物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。ただし、第三十五条各号に掲

げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。

2 警察署長は、前項の規定によるほか、提出を受けた物件（埋蔵物及び第二十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件を除く。）が次の各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。

一 傘、衣類、自転車その他の日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物であつ

て政令で定めるもの

二 その保管に不相当な費用又は手数を要するものとして政令で定める物

3 前二項の規定による売却（以下この条及び次条において単に「売却」という。）に要した費用は、売却による代金から支弁する。

4 売却をしたときは、物件の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該物件とみなす。

（処分）

第十一条 警察署長は、前条第一項本文又は第二項

に規定する場合において、次に掲げるときは、政令で定めるところにより、提出を受けた物件について廃棄その他の処分をすることができ

る。

一 売却につき買受人がないとき。

二 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるとき。

三 前条第一項ただし書に該当するときその他売却をすることができないと認められるとき。

（返還時の措置）

第十二条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

2 警察署長は、拾得者の同意があるときに限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名又は名稱及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を告知することができる。

3 警察署長は、前項の同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができ

る。

（照会）

第十三条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所又は公私との団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第三節 施設における拾得の場合の特則

（施設占有者の義務等）

第十四条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、拾得者の請求があつたときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

（書面の交付）

第十五条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、拾得者の請求があつたときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

（書面の交付）

第十六条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受け

（施設占有者の留意事項）

第十七条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、第四条第二項の規定による交付（以下第三十四条までにおいて単に「交付」という。）を受けた物件については、第十三条第一項の規定により遺失者に返還し、又は警察署長に提出するまでの間、これを善良な管理の注意をもつて取り扱わなければならない。

（施設占有者の留意事項）

第十八条 第七条、第八条及び第十二条の規定は、警察署長が前条前段の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第七条第一項及び第五項並びに第十二条中

（公告に関する規定等の準用）

第十九条 第七条、第八条及び第十二条の規定は、警察署長が前条前段の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第七条第一項及び第五項並びに第十二条中

（公告に関する規定等の準用）

「提出を受けた」とあるのは、第十七条前段の規定による届出を受けた」と、第七条第一項第二号中「場所」とあるのは「場所並びに第十七条後段の規定により当該物件を保管する特例施設占有者の氏名又は名称及び当該保管の場所」と読み替えるものとする。

設占有者」と、第十二条第二項中「拾得者の同意」とあるのは「拾得者又は施設占有者の同意」と、「拾得者の氏名」とあるのは「その同意をしてあることを確認し、かつ、受領書と引換えに者」と読み替えるものとする。

第十四条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、拾得者の請求があつたときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

（特例施設占有者に係る提出の免除）

第十五条 前条第一項の施設占有者のうち、交付を受け、又は自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として政令で定める者に該当するもの（以下「特例施設占有者」という。）は、交付を受け、又は自ら拾得をした物件（政令で定める高額な物件を除く。）を第四条第一項本文又は第十三条第一項本文の規定により遺失者に返還することができぬ場合において、交付又は拾得の日から二週間以内に、国家公安委員会規則で定めるところにより当該物件に関する事項を警察署長に届け出たときは、第四条第一項本文又は第十三条第一項本文の規定による提出をしないことができる。この場合において、特例施設占有者は、善良な管理者の注意をもつて当該物件を保管しなければならない。

（特例施設占有者に係る提出の免除）

第十六条 第七条、第八条及び第十二条の規定は、警察署長が前条前段の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第七条第一項及び第五項並びに第十二条中

（特例施設占有者に係る提出の免除）

「提出を受けた」とあるのは、第十七条前段の規定による届出を受けた」と、第七条第一項第二号中「場所」とあるのは「場所並びに第十七条後段の規定により当該物件を保管する特例施設占有者の氏名又は名称及び当該保管の場所」と読み替えるものとする。

(特例施設占有者による遺失者への返還)

第十九条 特例施設占有者は、第十七条後段の規定により保管する物件(以下「保管物件」という。)を遺失者に返還するものとする。

(特例施設占有者による売却等)

第二十条 特例施設占有者は、保管物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。ただし、第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。

2 特例施設占有者は、前項の規定によるほか、保管物件(第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件を除く。)が第九条第二項各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、第十八条において準用する第七条第一項の規定による公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。

3 特例施設占有者は、前二項の規定による売却(以下この条及び次条第一項において単に「売却」という。)をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を警察署長に届け出なければならない。

4 売却に要した費用は、売却による代金から支弁する。

5 売却をしたときは、物件の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該保管物件とみなす。

(特例施設占有者による処分)

第二十一条 特例施設占有者は、前条第一項本文又は第二項に規定する場合において、次に掲げるときは、政令で定めるところにより、保管物について廃棄その他の処分をすることができ

る。

一 売却による代金の見込額が売却に要する費用に満たないと認められるとき。

三 前条第一項ただし書に該当するときその他売却をすることができないと認められると

き。

2 特例施設占有者は、前項(第一号を除く。)の規定による処分をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を警察署長に届け出なければならない。

(特例施設占有者による返還時の措置)

第二十二条 特例施設占有者は、保管物件を遺失者に返還するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該保管物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

2 特例施設占有者は、拾得者の同意があるとき限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名等を告知することができる。

3 特例施設占有者は、前二項の規定による売却の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知すること

ができる。

(特例施設占有者による帳簿の記載等)

第二十三条 特例施設占有者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、保管

物件に關し国家公安委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(特例施設占有者の保管物件の提出)

第二十四条 第十七条後段の規定により物件を保管する特例施設占有者は、特例施設占有者でなくなつたときは、遅滞なく、前条の帳簿の写しを添付して、保管物件を警察署長に提出しなければならない。

2 第十七条後段の規定により物件を保管する特例施設占有者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に違反した場合において、遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認められるときは、その利益を保護するため必要な限度において、当該特例施設占有者が第十七条後段の規定により保管していた物件を警察署長に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合において、同号に規定する合併後存続し、又は合併により設立された法人が引き続き特例施設占有者であるときは、この限りでない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は破産管財人

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(報告等)

2 特例施設占有者は、拾得者の同意があるとき限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名等を告知することができる。

3 特例施設占有者は、前項の同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知すること

ができる。

(費用の負担)

第二十五条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、この法律の施行に必要な限度において、施設占有者に対し、その交付を受け、又は自ら拾得をした物件に關し、報告又は

2 前項の費用については、民法第二百九十五条规定の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度から第三百二条までの規定を適用する。

において、特例施設占有者に対し、保管物件に關し報告若しくは資料の提出を求め、又は保管物件の提示を求めることができる。

(指示)

第二十六条 公安委員会は、施設占有者若しくは特例施設占有者又はその代理人、使用人その他の従業者(次項において「代理人等」という。)が

第三十三条第一項、第十九条、第二十二条第一項、第二十三条又は第三十七条第三項の規定に違反した場合において、遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認められるときは、その利益を保護するため必要な限度において、当該施設占有者又は特例施設占有者に対し、必要な指示をすることができる。

2 特例施設占有者又はその代理人等が、第二十条第一項から第三項まで又は第二十一条の規定に違反して、保管物件の売却若しくは処分をし、又はしようとしたときも、前項と同様とする。

第三章 費用及び報労金

(費用の負担)

第二十七条 物件の提出、交付及び保管に要した費用(誤って他人の物を占有した者が要した費用を除く。)は、当該物件の返還を受ける遺失者又は民法第二百四十条(第三条において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第二百四十二条の規定若しくは第三十二条第一項の規定により当該物件の所有権を取得してこれを引き取る者の負担とする。

2 前項の費用については、民法第二百九十五条规定の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度から第三百二条までの規定を適用する。

(報労金)

第二十八条 物件(譲つて占有した他人の物を除く。)の返還を受ける遺失者は、当該物件の価格(第九条第一項若しくは第二項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により売却された物件にあつては、当該売却による代金の額)の百分の五以上百分の二十以下に相当する額の報労金を拾得者に支払わなければならない。

2 前項の遺失者は、当該物件の交付を受けた施設占有者があるときは、同項の規定にかかわらず、拾得者及び当該施設占有者に対し、それぞれ同項に規定する額の二分の一の額の報労金を支払わなければならない。

3 国、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の公法人は、前二項の報労金を請求することができない。

(費用及び報労金の請求権の期間の制限)

第二十九条 第二十七条第一項の費用及び前条第一項又は第二項の報労金は、物件が遺失者に返還された後一箇月を経過したときは、請求することができない。
(拾得者等の費用償還義務の免除)

第三十条 拾得者(民法第二百四十二条ただし書に規定する他人を含む。)は、あらかじめ警察署長(第四条第二項に規定する拾得者があつては、施設占有者に申告して物件に関する一切の権利を放棄し、第二十七条第一項の費用を償還する義務を免れることができる。

(遺失者の費用償還義務等の免除)

第三十一条 遺失者は、物件についてその有する権利を放棄して、第二十七条第一項の費用を償還する義務及び第二十八条第一項又は第二項の報労金を支払う義務を免れることができる。(遺失者の権利放棄による拾得者の所有権取得等)

第三十二条 すべての遺失者が物件についてその有する権利を放棄したときは、拾得者が当該物件の所有権を取得する。ただし、民法第二百四十二条ただし書に規定する埋蔵物については、

11条ただし書に規定する埋蔵物については、

2 前項の規定により物件の所有権を取得する者は、その取得する権利を放棄して、第二十七条第一項の費用を償還する義務を免れることがで

きる。

(施設占有者の権利取得等)

第三十三条 第四条第二項に規定する拾得者が、その交付をした物件について第三十条若しくは前条第二項の規定により権利を放棄したときは又

は次条第三号に該当して同条の規定により権利を失ったときは、当該交付を受けた施設占有者

を拾得者とみなして、民法第二百四十四条の規定によりその

を拾得者とみなして、民法第二百四十四条の規定

並びに第三十条並びに前条第一項本文及び第二項の規定を適用する。この場合において、第三

五 交付を受け、又は自ら拾得をした日から二週間以内に第四条第一項及び第十三条第一項ただし書に規定する物件並びに第十七条前段の政令で定める高額な物件にあっては、一週間以内に第四条第一項又は第十三

条第一項ただし書に規定する物件並びに第十七条前段の政令で定める高額な物件にあっては、一週間以内に第四条第一項又は第十三

条第一項ただし書に規定する物件並びに第十七条前段の政令で定める高額な物件にあっては、一週間以内に第四条第一項又は第十三

条第一項ただし書に規定する物件並びに第十七条前段の政令で定める高額な物件にあっては、一週間以内に第四条第一項又は第十三

条第一項ただし書に規定する物件並びに第十七条前段の政令で定める高額な物件にあっては、一週間以内に第四条第一項又は第十三

条第一項ただし書に規定する物件並びに第十七条前段の政令で定める高額な物件にあっては、一週間以内に第四条第一項又は第十三

条第一項ただし書に規定する物件並びに第十七条前段の政令で定める高額な物件にあっては、一週間以内に第四条第一項又は第十三

条第一項ただし書に規定する物件並びに第十七条前段の政令で定める高額な物件にあっては、一週間以内に第四条第一項又は第十三

第一項又は第二項の報労金を請求する権利並びに民法第二百四十条若しくは第二百四十二条の規定又は第三十二条第一項の規定により所有権を取得する権利を失う。

一 拾得をした物件又は交付を受けた物件を横領したことにより処罰された者

二 拾得の日から一週間以内に第四条第一項の規定による提出をしなかつた拾得者(同条第二項に規定する拾得者及び自ら拾得をした施設占有者を除く。)

三 個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録

四 遺失者又はその関係者と認められる個人の住所又は連絡先が記録された文書、図画又は電磁的記録

五 個人情報データベース等(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人情報データベース等をいう。)が記録された文書、図画又は電磁的記録

六 電子的記録

七 電磁的記録

八 電子的記録

九 電子的記録

十 電子的記録

十一 電子的記録

十二 電子的記録

十三 電子的記録

十四 電子的記録

十五 電子的記録

十六 電子的記録

十七 電子的記録

十八 電子的記録

十九 電子的記録

二十 電子的記録

二十一 電子的記録

二十二 電子的記録

二十三 電子的記録

二十四 電子的記録

二十五 電子的記録

二十六 電子的記録

二十七 電子的記録

る物(法令の規定による許可その他の処分により所持することができる物であつて政令で定めるものを除く。)

二 個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)

三 個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録

四 電子的記録

五 電子的記録

六 電子的記録

七 電子的記録

八 電子的記録

九 電子的記録

十 電子的記録

十一 電子的記録

十二 電子的記録

十三 電子的記録

十四 電子的記録

十五 電子的記録

十六 電子的記録

十七 電子的記録

十八 電子的記録

十九 電子的記録

二十 電子的記録

二十一 電子的記録

二十二 電子的記録

二十三 電子的記録

二十四 電子的記録

二十五 電子的記録

二十六 電子的記録

二十七 電子的記録

二十八 電子的記録

二十九 電子的記録

三十 電子的記録

三十一 電子的記録

三十二 電子的記録

三十三 電子的記録

官報(号外)

規定による公告をした後三箇月以内(埋蔵物にあつては、六箇月以内。次項において同じ。)に遺失者が判明しない場合において、民法第二百四十九条若しくは第二百四十二条の規定又は第三十二条第一項の規定により所有権を取得する者がないとき(その者のすべてが前条の規定によりその所有権を失ったときを含む。)は、当該物件の所有権は、次の各号に掲げる当該物件を保管する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に帰属する。

一 警察署長 当該警察署の属する都道府県(第三十五条第一号に掲げる物に該当する物件にあつては、国)

二 特例施設占有者 当該特例施設占有者

2 警察署長は、第四条第一項又は第十三条第一項の規定による提出を受けた物件のうち、第三十五条第二号から第五号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当するものについて、すべての遺失者がその有する権利を放棄したとき又は第七条第一項の規定による公告をした後三箇月以内に遺失者が判明しないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかにこれを廃棄しなければならない。

3 特例施設占有者は、保管物件のうち、第三十五条第二号から第五号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当するものについて、すべての遺失者がその有する権利を放棄したとき又は第三十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして売却又は処分をした者

三 第二十三条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五章 雜則
(権限の委任)

第三十八条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

第三十九条 この法律の規定に基づき政令又は國家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、政令又は国家公安委員会規則で、

その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第四十条 この法律に定めるもののほか、この法

律の実施のための手続その他この法律の施行に

関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定め

る。

第六章 罰則

第三十七条第三項の規定に違反した者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十四条 第二十四条第二項の規定に違反して

物件を提出しなかつた者は、二十万円以下の過

料に処する。

七 第三十七条第三項の規定に違反した者

第四十五条 第二十四条第二項の規定に違反して

物件を提出しなかつた者は、二十万円以下の過

料に処する。

八 年法律第

二 当せん金付証票法(昭和二十三年法律第百

四十四号)第十一條の二第一項

三 スポーツ振興投票の実施等に関する法律

四 十四年法律第

二 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九

十七条第二項

五 文化財保護法(一部改正)

六 第百条第一項中「遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)第十三条で準用する同法第一条第一項」を「遺失物法(平成十八年法律第一号)第十三条で準用する同法第一条第一項」に改める。

七 第四条第一項に改め、同条第三項中「第十三

四 第二十四条第一項の規定に違反して保管物件を提出しなかつた者

五 第二十五条第一項の規定に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

六 第二十五条第二項の規定に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は保管物件の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第三十七条第三項の規定に違反した者

八 年法律第

九 第二百四十条中「遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)」を「遺失物法(平成十八年法律第八十七号)」に、「六箇月」を「三箇月」に改める。

十 第二条 改正後の遺失物法の規定及び次条の規定

十一 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

六月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。

(経過措置)

十二 第二条 改正後の遺失物法の規定及び次条の規定

による改正後の民法第二百四十条の規定は、この法律の施行前に拾得された物件又は改正前の遺失物法(以下「旧法」という。)第十条第二項の管守者が同項の規定による交付を受け、若しくは同項の占有者が同項の規定による差出しを受けた物件であつて、この法律の施行の際現に

四 旧法第一条第一項又は第十一条第一項(これら

の規定を旧法第十二条及び第十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定

により警察署長に差し出されていないものにつ

いても適用する。

五 は第十一条第一項の規定により警察署長に差し

出されている物件については、なお從前の例によ

る。

六 この法律の施行の際現に旧法第一条第一項又

は第十一条第一項の規定により警察署長に差し

出されている物件については、なお從前の例によ

る。

官 報 (号 外)

<p>において準用する同法第一条第二項」を「第七条第一項」に改める。</p> <p>第一百一条中「第十三条规定する同法第一条第一項」を「第四条第一項」に、「差し出された」を「提出された」に改める。</p> <p>第一百八条中「第十三条の規定」を削る。</p>	
<p>(基本理念)</p> <p>自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。</p> <p>自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。</p> <p>自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。</p> <p>自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。</p> <p>(国の責務)</p> <p>国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのつとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(事業主の責務)</p> <p>事業主は、国及び地方公共団体が実施するとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もつて国民が健康で生きがいを持つて暮らすことのできる社会を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>官 報 (号 外)</p> <p>自殺対策基本法案</p> <p>提出者</p> <p>内閣委員長 工藤堅太郎</p> <p>参議院議長 扇 千景殿</p> <p>右の議案を提出する。</p> <p>平成十八年六月八日</p>	<p>(実現に寄与することを目的とする。)</p> <p>(国民の責務)</p> <p>国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>(人材の確保等)</p> <p>国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(心の健康の保持に係る体制の整備)</p> <p>国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第十一条)</p> <p>第二章 基本的施策(第十一条―第十九条)</p> <p>第三章 自殺総合対策会議(第二十条・第二十一条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることから、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もつて国民が健康で生きがいを持つて暮らすことのできる社会を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。</p> <p>自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。</p> <p>自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。</p> <p>自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。</p> <p>(国の責務)</p> <p>国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのつとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(事業主の責務)</p> <p>事業主は、国及び地方公共団体が実施するとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もつて国民が健康で生きがいを持つて暮らすことのできる社会を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>第五条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(国民の理解の増進)</p> <p>国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民</p>

(自殺者の親族等に対する支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす

深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策等を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するため

に必要な施策を講ずるものとする。

第三章 自殺総合対策会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条の大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(組織等)

第二十一条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣官房長官をもつて充てる。

第四十条第三項の表中 犯罪被害者等施策推進会議

犯罪被害者等施策推進会議

自殺総合対策会議

犯罪被害者等基本法

自殺対策基本法

を

3 委員は、内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもつて充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「保護」の下に「自殺対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(組織等)

四十六の三 自殺対策の大綱(自殺対策基本法)

平成十八年法律第号)第八条に規定するもの(以下「本法」という。)の作成及び推進に関する事項について、本法施行のため、別に費用を要しない。

2 会長は、内閣官房長官をもつて充てる。

四十六の三 自殺対策の大綱(自殺対策基本法)

平成十八年法律第号)第八条に規定するもの(以下「本法」という。)の作成及び推進に関する事項について、本法施行のため、別に費用を要しない。

2 会長は、内閣官房長官をもつて充てる。

第四十条第三項の表中 犯罪被害者等施策推進会議

犯罪被害者等施策推進会議

自殺総合対策会議

犯罪被害者等基本法

自殺対策基本法

を

に改める。

審査報告書
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

3 から、内閣総理大臣が指定する者をもつて充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

参議院議長 扇 千景殿 環境委員長 福山 哲郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化を促進するため、容器包装利用事業者による排出の抑制を促進するよう必要な措置を導入するとともに、容器包装廃棄物の分別収集に当たり、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して特定事業者が金銭を支払う仕組みを創設するなどの措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

三、事業者の資金拠出制度の実施に当たつては、再商品化的質的向上が十分図られるよう、市町村及び事業者に対し、その趣旨を徹底すること。

四、容器包装の軽量化や素材の選択など、拡大生産者責任の効果を十分いかせるよう、事業者等の関係者の役割について、必要に応じて検討すること。

五、市町村の分別収集等の取組を推進するに当たつては、これらの処理に係る費用について透明性・効率性を確保するよう努めること。また、消費者が分別排出しやすい識別表示の徹底や容器包装の開発を推進すること。

六、プラスチック製容器包装の再商品化手法については、コスト面での評価にとどまらず、環境への負荷の低減の観点から、循環型社会形成推進基本法の原則を堅持しつつ、検討すること。

七、国内のリサイクル体制の確保を図るため、市町村による廃ペットボトル等の安易な輸出を抑制し、再商品化事業者への円滑な引渡しが行われるよう、対策を講ずるとともに、廃棄物等のチエック体制を一層強化すること。

八、国民のライフスタイルの在り方が容器包装廃棄物の減量化に向けて極めて重要なことから、容器包装廃棄物排出抑制推進員制度の活用や必要な情報提供などを積極的に行うとともに

高い施策を積極的に推進していくこと。

二、事業者によるレジ袋等の排出抑制促進措置を実効あるものとするため、取組が不十分な事業者に対しては、勧告・公表・命令等の措置を的確に講ずるとともに、消費者においてもその趣旨が十分理解されるよう周知徹底を図ること。

三、事業者の資金拠出制度の実施に当たつては、再商品化的質的向上が十分図られるよう、市町村及び事業者に対し、その趣旨を徹底すること。

四、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化を促進するため、取組が不十分な事業者に対しては、勧告・公表・命令等の措置を的確に講ずるとともに、消費者においてもその趣旨が十分理解されるよう周知徹底を図ること。

五、市町村の分別収集等の取組を推進するに当たつては、これらの処理に係る費用について透明性・効率性を確保するよう努めること。また、消費者が分別排出しやすい識別表示の徹底や容器包装の開発を推進すること。

六、プラスチック製容器包装の再商品化手法については、コスト面での評価にとどまらず、環境への負荷の低減の観点から、循環型社会形成推進基本法の原則を堅持しつつ、検討すること。

七、国内のリサイクル体制の確保を図るため、市町村による廃ペットボトル等の安易な輸出を抑制し、再商品化事業者への円滑な引渡しが行われるよう、対策を講ずるとともに、廃棄物等のチエック体制を一層強化すること。

八、国民のライフスタイルの在り方が容器包装廃棄物の減量化に向けて極めて重要なことから、容器包装廃棄物排出抑制推進員制度の活用や必要な情報提供などを積極的に行うとともに

に、環境への負荷の少ない消費行動を促す施策を推進すること。

九、いわゆる「ただ乗り事業者」については、再商品化の義務を果たすよう、罰則の強化も含め、制度の趣旨を周知徹底するとともに、悪質な事業者に対しても、厳格に行政処分を行うこと。

十、指定法人については、業務の効率化・透明化を徹底するとともに、再商品化事業者への抜き打ち検査の実施など、再商品化事業が適正に行われるよう、指導監督をより一層強化すること。

十一、容器包装リサイクル法の対象ではない事業系容器包装等については、3Rの取組がより一層推進するよう、事業者の取組状況を踏まえ、適切な措置を講ずること。

右決議する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年五月二十五日

参議院議長 扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

第一条中「容器包装廃棄物」の下に「排出の抑制並びにその」を加える。

第二条第一項中「及び包装」の下に「(商品の容器及び包装自身が有償である場合を含む。)」を加え、同条第二項中「商品の容器」の下に「(商品の容器自体が有償である場合を含む。)」を加える。

第三条第一項中「容器包装廃棄物」の下に「排出の抑制並びにその」を加え、「分別基準適合物」を「及び分別基準適合物」に改め、同条第二項第一号中「容器包装廃棄物」の下に「排出の抑制並びにその」を加え、同項第六号中「としての」の下に「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

第四十条第一項中「第十五条第一項の認定を受けた特定事業者」を「認定特定事業者」とし、当該認定を受けた特定事業者を「当該認定特定事業者」とし、「同条第二項第六号」を「第十五条第二項第六号」に改める。

第三十七条第一項中「第十五条第一項の認定を受けた特定事業者」を「認定特定事業者」とし、当該認定を受けた特定事業者を「当該認定特定事業者」とし、「同条第二項第六号」を「第十五条第二項第六号」に改める。

第四十三条第一項中「同条第二項の規定による公示、同条第三項」を「同条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)」の規定による公示、同条第三項の規定による報告の受理、同条第四項」に、「同条第三項の規定による命令並びに」に、「並びに第四十条」を「及び第四十条」に改め、「立入検査」の下に「の下に「容器包装廃棄物の排出の抑制」としての」の下に「排出の抑制並びにその」を加え、同号を同項第六号とし、同項第七号とし、同項第八号を第九章とする。

第四十四条第一項中「同条第二項の規定による公示、同条第三項」を「同条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)」の規定による公示、同条第三項の規定による報告の受理、同条第四項」に、「同条第三項の規定による命令並びに」に、「並びに第四十条」を「及び第四十条」に改め、「立入検査」の下に「の下に「容器包装廃棄物の排出の抑制」としての」の下に「排出の抑制並びにその」を加える。

「前号に掲げるものを除く。」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条第三項中「分別収集」を「排出の抑制並びにその分別収集及び」に改め、同条第四項中「容器包装廃棄物」の下に「排出の抑制並びにその」を加える。

第六条第三項中「準じて、」の下に「容器包装廃棄物の排出の抑制及び」を加える。

第四十六条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六条第三項中「準じて、」の下に「容器包装廃棄物の排出の抑制及び」を加える。

第四十六条の二 第七条の七第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第七条の六又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十九条中「前二条」を「第四十六条から前条まで」に改める。

第八章を第九章とする。

第三十七条第一項中「第十五条第一項の認定を受けた特定事業者」を「認定特定事業者」とし、「当該認定を受けた特定事業者」を「当該認定特定事業者」とし、「同条第二項第六号」を「第十五条第二項第六号」に改める。

第四十三条第三項中「権限」を「権限に属する事務の一部」に、「地方支分部局の長又は都道府県知事に委任する」を「都道府県知事が行うこと」とするに改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第七条の四第一項及び第七条の六の主務省令 当該指定容器包装利用事業者が容器包装を用いて行う事業を所管する大臣の発する命令

二 第三十九条及び第四十条の規定による主務大臣の権限は、前項ただし書(第二号に係る部分に限る。)の規定にかかるらず、環境大臣、経済産業大臣又は当該特定容器包装利用事業者若しくは特定包装利用事業者が特定容器若しくは特定包装を用いて行う事業若しくは当該特定容器

製造等事業者が行う特定容器の製造等の事業を所管する大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第四十三条に次の二項を加える。

5 第七条の六、第三十九条及び第四十条の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第四十四条中「第十一條」を「第十条の二」に改め、第七章を第八章とする。

第三十二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第十条の二に規定する金額を支払わなかつたとき。

第六章を第七章とする。

第十一条第三項中「により再商品化がされるべき量の」を「(以下「特定事業者」という。)により再商品化がされるべき量の」に、「において特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者」を「において特定事業者」に改める。

第十九条中「種類」を「種類」と読み替えるものとする。

第十九条中「特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者」を「特定事業者」に改める。

第十九条第一項中「特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者(第三十九条を除き、以下「特定事業者」という。)」を「特定事業者」に、「第十一條から前条まで」を「前三条」に改め、「第二十一条第一項に規定する」を削る。

第十五条第一項中「特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者」を「特定事業者」に改め、「第二十一条第一項に規定する」を削る。

第十六条第一項中「特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者」を「特定事業者(以下「認定特定事業者」という。)」に改め

る。

第十七条中「主務大臣は、」の下に「認定特定事業者が第十八条の二に規定する金額を支払わなかつたとき、又は」を加える。

第十八条第一項中「特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者」を「特定事業者」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定による認定を受けた者は、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る回収の実施状況について主務大臣に報告しなければならない。

第十八条に次の二項を加える。

5 第二項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。この場合において、第二項中「種類」量及びその回収の方法」とあるのは、「種類」と読み替えるものとする。

第十九条中「特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者」を「特定事業者」に改める。

第十九条中「種類」量及びその回収の方法」とあるのは、「種類」と読み替えるものとする。

第十九条中「種類」量及びその回収の方法」とあるのは、「種類」と読み替えるものとする。

第十九条中「特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者」を「特定事業者」に改める。

第二十条第一項中「特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者(第三十九条を除き、以下「特定事業者」という。)」を「特定事業者」に改め、「第二十一条第一項に規定する」を削る。

第二十条第一項中「抑制の」を「抑制を促進する」とともに、「公表しなければ」に改める。

第九条第二項第四号中「分別収集の促進の」を「容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の」に改める。

第九条第二項第二号中「抑制の」を「抑制を促進する」とともに、「公表しなければ」に改める。

第四章中第十条の次に次の二項を加える。

二 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の

(市町村に対する金銭の支払)

第十条の二 市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人(第二十一条第一項に規定する指定法人をいう。第十四条及び第五十五条において同じ。)又は認定特定事業者(第十六条第一項に規定する認定特定事業者をいふ。)は、その再商品化に現に要した費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額が再商品化に要すると見込まれた費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額を下回るときは、その差額に相当する額のうち、各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額の金額を、主務省令で定めるところにより、当該各市町村に対して支払わなければならない。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の二章を加える。

二 環境大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための基礎資料として、毎年度、容器包装廃棄物の排出量等を調査し、その結果を公表しなければならない。

第四章 排出の抑制
(容器包装廃棄物排出抑制推進員)

第七条の二 環境大臣は、容器包装廃棄物の排出を抑制するための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、容器包装廃棄物排出抑制推進員を委嘱することができる。

容器包装廃棄物排出抑制推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 容器包装廃棄物の排出の状況及び事業者と消費者との連携による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組の重要性について啓発をすること。

二 容器包装廃棄物の排出の状況及び排出を抑制するための取組の重要性について啓発をすること。

二 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の

者に対し、その求めに応じ当該調査に基づく指導及び助言をすること。

三 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

三 環境大臣は、容器包装廃棄物排出抑制推進員が実施する容器包装廃棄物の排出を抑制するための活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境大臣による情報の収集、整理及び提供等)第七条の三 環境大臣は、前条第二項第二号の規定により容器包装廃棄物排出抑制推進員が行う調査により得られた情報その他その普及が容器包装廃棄物の排出の抑制に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

3 環境大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための基礎資料として、毎年度、容器包装廃棄物の排出量等を調査し、その結果を公表しなければならない。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、容器包装の使用の合理化の状況、容器包装の使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 環境大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため必要があると認めるときは、第一項に規定する判断の基準となるべき事項に關し、主務大臣に対し、意見を述べることができることとする。

(指導及び助言)

第七条の五 主務大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため必要があると認めるときは、指定容器包装利用事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう)で政令で定めるものの意見を聽いて、当該容器包装多量利用事業者に対し、その勧告に係る措置とするべきことを命ずることができる。

第七条の六 指定容器包装利用事業者(特定容器利用事業者又は特定包装利用事業者であるものに限る)であつて、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当するもの(以下「容器包装多量利用事業者」という)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するた

めに取り組んだ措置の実施の状況に關し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第七条の七 主務大臣は、容器包装多量利用事業者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が第七条の四第四項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該容器包装多量利用事業者に対し、その判断の根拠を示して、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができることとする。

該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第一条から第三条まで、第五条、第六条、第八条及び第九条の改正規定、第十八条の改

正規定(同条第一項の改正規定を除く)、第四十三条第一項第一号の改正規定(「同条第二項の規定による公示、同条第三項」を「同条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公示、同条第三項の規定による報告の受理、同条第四項」に改める部分に限る)並びに第四十六条の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

審査報告書

該各号に定める日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年六月八日

文教科学委員長 中島 啓雄
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供するため、認定こども園に係る制度を設け、その認定手続、特例等を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお 別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に當たつて、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、認定こども園が、子ども及び保護者の視点に立ち、親の就労の有無にかかわりなく教育、保育及び子育て支援を実施できるよう体制の整備

に十分配慮し、運営費、施設設備費に対する財

第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

(施行期日)

附 則

政支援等の充実と幼保連携型認定こども園の設置の促進に努めるとともに、認定こども園における教育・保育の質の確保・向上のための措置を講ずること。

二、保育所型の認定こども園を保育に欠けない子どもが利用する場合であっても、幼稚園就園奨励費の活用等による保護者の保育料負担の軽減策について検討すること。

三、保護者が多様な施設を適切に選択できるように、認定こども園の情報公開・適切な評価の実施のための措置を講ずるとともに、保護者に対する説明、保護者の意見を踏まえた運営に努めること。

四、保育所入所待機児童の解消については、保育需要にこたえる一義的な責任を有する市町村を始めとして、より一層の努力をするとともに、保育に欠ける子どもの認定こども園への入園については、公平・公正な判断がなされるよう適切な措置を講ずること。

五、幼稚園と保育所の連携を一層強化するとともに、認定こども園に関する国、都道府県、市町村における事務の手続を一元化するよう適切な措置を講ずること。

六、認定こども園の教育、保育及び子育て支援の質の向上に資するため、職員の研修に積極的な支援を行うとともに、幼稚園教諭免許及び保育士資格の併有を更に促進すること。

七、子育てに不安のある保護者を始め、子どもを持つすべての家庭の支援が必要とされていることから、国・地方公共団体における総合的な子育て支援施策の更なる推進とともに、認定こども園における子育て支援事業が保

護者の要請に十分にこたえ、適切に行われるよう必要な財政支援に努めること。

八、子どもの教育・保育施設への障害児の受入れや一時保育、病児・病後児保育など保護者のニーズの高い子育て支援の拡充に努めるとともに、認定こども園が地域の子育て支援の拠点として十全な機能を発揮できるよう、子育てにかかるボランティア、NPO、専門機関等との連携を強化するための支援に努めること。

九、子どもの安全・安心のため、幼稚園、保育所等及び認定こども園における施設設備については、耐震、防災、防犯等安全確保のための財政支援の拡充について検討するとともに、すべての認定こども園において事故等の際の補償が円滑に行われるよう、その支援に努めること。

十、在園時間の異なる子どもが共に教育・保育を受ける認定こども園の特性にかんがみ、教職員の配置基準の改善・充実に向けた検討を進めること。

十一、就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続に資するため、幼稚園、保育所等及び認定こども園と小学校との交流・連携に努めるとともに、指導要録や保育経過記録等について書式の整合等を図ることなどにより、積極的な情報共有と相互理解に努めること。

十二、本法施行後、社会の変化や保護者の就学前教育に対する要望等を的確に踏まえ、の連携強化を図るとともに、総合化についても検討を行うこと。

右決議する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十八年五月九日

第二条 国会法第八十三条により送付する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十八年五月九日

参議院議長 爰扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 爰扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 認定こども園に関する認定手続等(第三条—第十二条)
第三章 認定こども園に関する特例(第十二条)
第四章 奖励金(第十五条)

第五章 罰則(第十六条)
第六章 附則

第一回 総則
(目的)
第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなつていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する

ための措置を講じ、もつて地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

第三条 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園をいう。

第四条 この法律において「保育所」とは、児童福祉法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

第五条 この法律において「保育所等」とは、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少数の子どもを対象とするもののその他の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。)をいう。

第六条 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

第七条 この法律において「子育て支援事業」とは、地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けたことが一時的に困難となつた地域の子どもに対する保育を行なう事業、地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する

必要な情報の提供及び助言を行う事業であつて文部科学省令・厚生労働省令で定めるものをいう。

第二章 認定こども園に関する認定手続等（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）

第三条 幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十二条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。）の認定を受けることができる。

一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第七十九条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

二 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における

同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認めら

れる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八條各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

第三条 幼稚園又は保育所等（以下「施設」とい

う。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十二条の二の規定に基づく都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。）の認定を受けることができる。

一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、

第三条 幼稚園又は保育所等（以下「施設」とい

う。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十二条の二の規定に基づく都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。）の認定を受けることができる。

携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施する必要に

と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

四 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参考して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

六 前条第二項の認定に係る前項の申請についての者が共同して行わなければならない。

（認定の有効期間）

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてそ

の有効期間を定めるものとする。

六 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

（認定の申請）

第六条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 施設の名称及び所在地

三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子

もの数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

六 前条第二項の認定に係る前項の申請についての者が共同して行わなければならない。

（認定の有効期間）

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてそ

の有効期間を定めるものとする。

六 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

（認定の申請）

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利

用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供されるサービ

スを利用しようとするとする者に対し、第四条第一項

官報(号外)

各号に掲げる事項及び教育保育概要(当該施設

において行われる教育及び保育並びに子育て支
援事業の概要をいう。次条第一項において同
じ。)についてその周知を図るものとする。第三条第三項の規定による公示を行う場合も、同様
とする。2 認定こども園(第三条第一項又は第二項の認
定を受けた施設及び同条第三項の規定による公
示がされた施設をいう。以下同じ。)の設置者は、
は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所
に、当該施設が認定こども園である旨の表示を
しなければならない。

(変更の届出)

第七条 認定こども園の設置者(都道府県を除
く。次条及び第十条第一項において同じ。)は、
第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概
要として前条第一項の規定により周知された事
項の変更(文部科学省令・厚生労働省令で定め
る軽微な変更を除く。)をしようとするときは、
あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出な
ければならない。2 都道府県知事は、前項の規定による届出があ
つたときは、前条第一項に規定する方法によ
り、同項に規定する者に対し、当該届出に係る
事項についてその周知を図るものとする。都道
府県が設置する認定こども園について前項に規
定する変更を行う場合も、同様とする。
(報告の徴収等)第八条 認定こども園の設置者は、毎年、文部科
学省令・厚生労働省令で定めるところにより、
その運営の状況を都道府県知事に報告しなけれ
ばならない。2 都道府県知事は、認定こども園の適正な運営
を確保するため必要があると認めるときは、そ
の設置者に對し、認定こども園の運営に関し必
要な報告を求めることができる。第九条 何人も、認定こども園でないものについ
て、認定こども園という名称又はこれと紛らわ
しい名称を用いてはならない。(認定の取消し)
第十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに
該当するときは、認定こども園の認定を取り消
すことができる。1 第三条第一項又は第二項の認定を受けた認
定こども園がそれぞれ同条第一項各号又は第
二項各号に掲げる要件を欠くに至つたと認め
るとき。2 第三条第一項又は第六条第二項の規
定による表示をしていないと認めるとき。3 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、4 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、5 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、6 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、7 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、8 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、9 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、10 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、11 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、12 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、13 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、14 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、15 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、16 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、17 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、18 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、19 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、20 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、21 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、22 第三条第一項又は第二項各号に掲げる要件を欠
くに至つたと認めるときは、

第三章 認定こども園に関する特例

よる命令に従わないとき。

六 認定こども園の設置者が不正の手段により
第三条第一項又は第二項の認定を受けたと
き。七 その他認定こども園の設置者が学校教育
法、児童福祉法、私立学校法(昭和二十四年
法律第二百七十号)、社会福祉法(昭和二十六
年法律第四十五号)若しくは私立学校振興助
成法(昭和五十年法律第六十一号)又はこれら
の法律に基づく命令の規定に違反したとき。八 都道府県知事は、前項の規定により認定を取
り消したときは、その旨を公表しなければなら
ない。九 都道府県知事は、當該都道府県が設置する認
定こども園が第三条第一項各号又は第二項各号
に掲げる要件を欠くに至つたと認めるときは、
同条第三項の規定によりされた公示を取り消
し、その旨を公示しなければならない。十 都道府県知事は、當該都道府県が設置する認
定こども園が第三条第一項各号又は第二項各号
に掲げる要件を欠くに至つたと認めるときは、
同法第八十二条第三項及び第四項中「園務」とある
のは「園務(子育て支援事業を含む。)」とする。十一 都道府県知事は、第三条第一項又は第二
項の規定により認定を行おうとするとき及び
前条第一項の規定により認定の取消しを行おう
とするときは、あらかじめ、学校教育法又は兒
童福祉法の規定により当該認定又は取消しに係
る施設の設置又は運営に関して認可その他の処
分をする権限を有する地方公共団体の機関(當
該機関が當該都道府県知事である場合を除く。)
に協議しなければならない。十二 都道府県が設置する保育所又は同項各号に掲
げる要件に適合しているものとして同条第三項の規定による公示がされた都道府県が設置する保育所に係る
児童福祉法第二十四条第三項の規定の適用につ
いては、同項中「すべて」とあるのは「すべて及
び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合
的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律
第二号)第四条第一項第四号に掲げる数の同号に規定する子ども」と、「児童」とあるの
は「当該申込書に係る児童及び当該子どもを厚
生労働省令の定めるところにより」とする。十三 都道府県及び市町村が設置するものに
限る。以下「私立認定保育所」という。の設置者と第十三条第三項の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をしたとき、同条第
六項の規定による届出をせず、若しくは虚偽
の届出をしたとき、又は同条第七項の規定に二十四 都道府県の長及び教育委員会は、認定こ
ども園に関する事務が適切かつ円滑に実施され
るよう、相互に緊密な連携を図りながら協力し
なければならない。二十五 私立認定保育所に係る児童福祉法の規定の適
用については、次の表の上欄に掲げる同法の規
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の下欄に掲げる字句とする。

官報(号外)

第二十四条第二項

市町村に提出しなければ

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第号。以下「就学前保育等推進法」という。)第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。)に提出するものとし、当該私立認定保育所はこれを市町村に送付しなければ

(就学前保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所にあつては、当該児童及び当該子どもを厚生労働省令の定めるところによ

保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる

市町村は、当該申込書に係る児童が前項に規定する児童に該当すると認めるときは、当該私立認定保育所に対し、その旨を通じるとともに、当該申込書を送付しなければならない

市町村は、一の保育所について、当該保育所

私立認定保育所は、当該私立認定保育所に

申込書に係る児童のすべて

規定期により送付された申込書に係る児童のすべて(就学前保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所にあつては、当該児童のすべて及び就学前保育等推進法第四条第一項第四号に掲げる数の同号に規定する子ど

第二十四条第三項

児童を

当該申込書に係る児童(就学前保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所にあつては、当該児童及び当該子どもを厚生労働省令の定めるところによ

第四十六条の二

(第三十二条第三項の規定により保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保育の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会からこの法律の規定に基づく措置又は保育の実施等のための委託

当該通知による児童の入所通知

第五十一条第四号

当該通知に係る児童の入所

保育費用

当該通知に係る児童の入所

第五十六条第八項

第五十六条第八項

当該通知に係る児童の入所

当該通知に係る児童の入所

当該保育所に	市町村は、一の保育所について、当該保育所	市町村は、当該申込書に係る児童が前項に規定する児童に該当すると認めるときは、当該私立認定保育所に対し、その旨を通じるとともに、当該申込書を送付しなければならない	保育所はこれを市町村に送付しなければ	市町村に提出しなければ
当該私立認定保育所に	私立認定保育所は、当該私立認定保育所に	市町村は、当該申込書に係る児童が前項に規定する児童に該当すると認めるときは、当該私立認定保育所に対し、その旨を通じるとともに、当該申込書を送付しなければならない	保育所をいう。以下同じ。)に提出するものとし、当該私立認定保育所をいう。以下同じ。)に提出するものとし、当該私立認定保育所はこれを市町村に送付しなければ	(就学前保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所にあつては、当該児童及び当該子どもを厚生労働省令の定めるところによ

官 報 (号外)

- 3 私立認定保育所の設置者は、厚生労働省令の定めるところにより、前項の規定により読み替えたられた児童福祉法第二十四条第二項の規定による通知に係る児童(同法第四条第一項に規定する児童をいう。以下同じ。)の当該私立認定保育所への入所の状況を市町村の長に対して報告しなければならない。
- 4 私立認定保育所の保育費用(児童福祉法第五十条第六号の二に規定する保育費用をいう。以下同じ。)については、同法第五十六条第三項の規定は、適用しない。この場合において、第二項の規定により読み替えたられた同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に係る児童の保護者は、保育料として当該私立認定保育所の設置者が定める額を当該私立認定保育所に支払わなければならぬ。
- 5 前項の保育料の額は、同項の保育費用を勘案し、かつ、当該保護者の家計に与える影響を考慮して当該児童の年齢等に応じて定めなければならない。
- 6 私立認定保育所の設置者は、第四項の保育料の額を定めたときは、これを当該私立認定保育所が所在する市町村の長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 7 市町村の長は、前項の規定により届け出られた保育料の額が、第五項の規定に適合しないと認めるときは、その変更を命ずることができるもの。
- 8 第二項の規定により読み替えたられた児童福祉法第二十四条第二項の申込書に係る児童に対する母子及び寡婦福祉法昭和三十九年法律第八十二条第一項の規定の適用については、これら

- の規定中「市町村は、」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)第十一条第一項第五号に規定する私立認定保育所は、同法第十三条第二項の規定により読み替えられた」と、「保育所」とあるのは「当該私立認定保育所」とする。
- 第十四条 認定こども園である幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人(私立学校法第三条に規定する学校法人をいう。)である場合における当該保育所に係る児童福祉法第五十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「社会福祉法人」とあるのは「社会福祉法人又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人」と、同項第一号中「社会福祉法人」とあるのは「社会福祉法人、私立学校法第三条に規定する学校法人」とする。
- (私立学校振興助成法の特例)
- 第十五条 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人(社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)で私立学校振興助成法附則第二条第一項の規定に基づき同法第九条又は第十条の規定により補助金(当該幼稚園に係るものに限る。)の交付を受けるものについては、同法附則第二条第五項の規定は、適用しない。

- 第四章 罰則
- 第十六条 第九条の規定に違反した者は、これを三十万円以下の罰金に処する。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
- (検討)
- 3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 平成十八年六月八日
- 審査報告書
中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
- 平成十八年六月八日
- 参議院議長 扇 千景殿 経済産業委員長 加納 時男

- 1 中小企業組合の行う共済事業に対する規制に当たっては、従来の無認可共済が中小企業組合の形態を用いて事業を継続することのないよう、関係行政庁は連携してその実効性を担保すること。また、契約者保護の観点から、関係行政庁は連携して適切な監督、検査体制の整備に努めること。
- 2 この法律の施行の際現に認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
- 3 政府は、相互扶助の精神に基づいて運営する中小企業組合制度の趣旨を踏まえ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。
- 一 中小企業組合の行う共済事業に対する規制に当たっては、従来の無認可共済が中小企業組合の形態を用いて事業を継続することのないよう、関係行政庁は連携してその実効性を担保すること。また、契約者保護の観点から、関係行政庁は連携して適切な監督、検査体制の整備に努めること。
- 二 大規模な共済事業を行う中小企業組合に対する他の事業との兼業規制に当たっては、本来、組合は同業種、異業種の中小企業者が協同して様々な事業を行うための組織であることからがみ、その活動が過度に制約されることのないよう、個々の組合の実態を踏まえて適切に対応すること。
- 三 中小企業組合が、有限責任事業組合や合同会社等とともに創業や新連携等における事業組織として十全に活用されるよう、今後の中小企業組合制度の在り方を含め、法体系の見直しについて検討を進めること。
- 4 右決議する。
- 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
- 平成十八年五月十八日
- 参議院議長 扇 千景殿 衆議院議長 河野 洋平

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第一条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十一条の二」に改

めること。

第六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項

第一号中「協同組合」の下に「(第九条の二)第七項に規定する特定共済組合に該当するものにあつては、共済協同組合」を加え、同項第一号の二中「協同小組合」の下に「(第九条の二)第七項に規定する特定共済組合に該当するものにあつては、共済協同小組合」を加え、同項第三号中

「一」を「いずれかを」に改め、「冠する連合会」の下に「(第九条の九)第四項に規定する特定共済組合連合会に該当するものにあつては、その種類に従い、共済協同組合又は共済協同小組合のうちのいずれかを冠する連合会」を加える。

第八条第一項、第三項及び第四項中「掲げる」を規定する」に改める。

第九条の二第一項第一号中「共同施設」を「共同事業」に改め、同項第二号中「貸付」を「貸付け」に、「借入」を「借り入れ」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「施設」を「事業」に改め、同条中第一項を第十五項とし、第六項から第十項までを四項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の四項を加える。

6 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員のために、保険会社(保険業法(平成七年法

律第二百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。その他これに準ずる者として主務省令で定めるものの業務の代理又は事務の代行(保険募集(同条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ)及びこれらに関連する事務として主務省令で定めるものに限る。)を行うことができる。

7 第一項第三号の規定により共済事業(組合員その他の共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は組合員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済若しくは再共済責任の再再共済の事業を行う事業協同組合(以下「特定共済組合」という。)は、同項の規定にかかるらず、共済事業及びこれに附帯する事業並びに前項に規定する事業のほか、他の事業を行ふことができない。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

8 行政庁は、前項ただし書の承認の申請があつたときは、当該申請に係る事業が当該特定共済組合の業務の健全かつ適正な運営を妨げるものと認められる場合でなければ、これを承認してはならない。

9 共済事業及び第六項に規定する事業における事業協同組合についての第三項の規定の適用については、同項ただし書中「組合員」とある

のは「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とし、事業協同小組合についての同項の規定の適用については、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員及び組合員と生計を一にする親族」とする。

第九条の二の二第一項中「前条第八項」を「前条第十二項」に改める。

第九条の六の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「共済規程」を付し、同条第一項を見出として「共済規程」を付し、同条第一項を次のように改める。

事業協同組合及び事業協同小組合が、共済事業を行おうとするときは、主務省令で定めることにより、共済規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

第九条の六の二第二項中「責任共済等の事業の実施方法、共済契約及び共済掛金」を「共済事業の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 事業協同組合が自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条(責任共済等の契約の締結強制)に規定する自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)、責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済(以下「責任再共済」という。)又は責任再共済の契約によつて負う再共済責任の再再共済(以下「責任再共済等」という。)の事業を行おうとする場合における前項の規定の適用については、同項中「共済事業の種類その他事業の

実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する主務省令で定める事項」とあるのは、「責任共済等の事業の実施方法、共済契約及び共済掛金に関する主務省令で定める事項」とする。

第九条の六の三 共済契約の共済の目的が譲渡された場合においては、譲受人は、共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の承諾を得て、その目的に關し譲渡人が有する共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡事業を行おうとするときは、主務省令で定めることにより第九条の二第九項において読み替えてあるところにより、共済規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

第九条の七に見出しとして「(商品券の発行)」を付する。

第九条の二第二項を次のように改める。

2 前項各号に掲げるもののほか、火災共済協同組合は、保険会社その他これに準ずる者として第九条の二第六項の主務省令で定めるものの業務の代理又は事務の代行(保険募集及びこれに関連する事務として同項の主務省令で定めるものに限る。)の事業を行うことができる。

第九条の七の二に次の二項を加える。

3 火災共済協同組合については、第九条の二第三項及び第九条の六の三の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて第八条第三項に規定する小規模の事業者であるもの」と、同条第一項中「第九条の二第九項において読み替えて適用する同条第三項ただし書」とあるのは「第九条の七の二第三項において読み替えて準用する第九条の二第三項ただし書」を加え、同項中「同条第一項第三号、第三項及び第九項」とあり、及び同条第三項中「第九条の七の二第三項において読み替えて適用する同条第三項ただし書」とあるのは「第九条の二第三項において読み替えて準用する第九条の二第三項ただし書」を加え、同条第二項中「(平成七年法律第百五号)」を削り、「第二百七十五条第一項第二号」の下に「及び第二項」を加え、「火災共済協同組合」を「共済事業を行う協同組合」に、「火災共済契約の募集について」を「共済契約の募集について」に、「組合員並びにその役員及び使用人が」を「共済代理店(組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。)並びにその役員及び使用人が」に、「説明」の規定は「火災共済契約」を規定する。第九条の七の三及び第九条の七の四を次のように改める。

第九条の七の三及び第九条の七の四 削除
第九条の七の五第一項中「及び第二款」を「の規定は共済事業を行う事業協同組合若しくは事

業協同小組合又は火災共済協同組合(以下この条において「共済事業を行う協同組合」という。)が締結する一定の偶然の事故によつて生ずる」とある損害をてん補することを約し共済掛金を收受する共済契約について、同節第二款の下に「同節第三款(運送保険)の規定は共済事業を行う協同組合(火災共済協同組合を除く。)が締結する一定の偶然の事故によつて生ずることのある運送品の損害をてん補することを約し共済掛金を收受する共済契約について、同

章第二節(第六百八十三条第一項に掲げる準用規定のうち第六百六十四条に係る規定を除く。)の規定は、定款又は中小企業等協同組合法第九条に改め、「この場合において」の下に「同法第二百七十五条第一項第二号、第二百九十四条第三号、第二百九十五条第二項、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とを加え、

同法第二百九十五条第二項及び第三百六条中「組合員」を「中小企業等協同組合法第百六条の三第一号の届出がなされた共済代理店」に、「内閣府令」とあるのは「主務省令」とを加え、

同法第二百九十五条第二項及び第三百六条第一項第七号及び第九号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」に、「募集」を「共済契約の募集」に改める。

第九条の九第一項第四号中「共同施設」を「共同事業」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「施設」を「事業」に改め、同条第二項中「第五項の」を「第六項に規定する」に改め、同条

第三項中「及び第三号の事業」の下に「並びに会員たる火災共済協同組合と連帶して行う火災共済契約に係る共済責任の負担」を加え、「これに」を「これらに」に改め、同条第七項中「第九条の七の四第一項前段」を「第九条の六の三第一項前段」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「から第十一項まで及び

前段」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「から第十一項まで及び

前段」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「から第十五項まで(第七項及び第九項(事業

の五)を除く。)」を削り、「第二百七十五条第一項第二号」の下に「及び第二項」を加え、「火災共済契約」を「共済事業を行う協同組合」に、「火災共済契約の募集について」を「共済契約の募集について」に、「組合員並びにその役員及び使用人が」を「共済代理店(組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。)並びにその役員及び使用人が」に、「説明」の規定は「火災共済契約」を規定する。第九条の七の三及び第九条の七の四を次のように改める。

第九条の七の三及び第九条の七の四 削除
第九条の七の五第一項中「及び第二款」を「の規定は共済事業を行う事業協同組合若しくは事

役員及び使用人に」に、「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、「(第八号理店)に、「同法第三百十一条」を「同法第三百九十五条(保険契約の申込み)」とし、「同節第二項中「第四百九条(保険契約の申込みの撤回等)」の規定は共済事業を行う協同組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法第三百十一条に改め、「この場合において」の下に「同法第二百七十五条第一項第二号、第二百九十四条第三号、第二百九十五条第二項、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とを加え、

同法第二百九十五条第二項及び第三百六条中「組合員」を「中小企業等協同組合法第百六条の三第一号の届出がなされた共済代理店」に、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」に、「募集」を「共済契約の募集」に改める。

第九条の九第一項第四号中「共同施設」を「共同事業」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「施設」を「事業」に改め、同条第二項中「第五項の」を「第六項に規定する」に改め、同条第三項中「及び第三号の事業」の下に「並びに会員たる火災共済協同組合と連帶して行う火災共済契約に係る共済責任の負担」を加え、「これに」を「これらに」に改め、同条第七項中「第九条の七の四第一項前段」を「第九条の六の三第一項前段」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「から第十一項まで及び

前段」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「から第十五項まで(第七項及び第九項(事業の五)を除く。)」を削り、「第二百七十五条第一項第二号」の下に「及び第二項」を加え、「火災共済契約」を「共済事業を行う協同組合」に、「火災共済契約の募集について」を「共済契約の募集について」に、「組合員並びにその役員及び使用人が」を「共済代理店(組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。)並びにその役員及び使用人が」に、「説明」の規定は「火災共済契約」を規定する。第九条の七の三及び第九条の七の四を次のように改める。

第九条の七の三及び第九条の七の四 削除
第九条の七の五第一項中「及び第二款」を「の規定は共済事業を行う事業協同組合若しくは事

及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とあるのは、「会員並びに所属員たる小規模の事業者及び所属員たる小規模の事業者と生計を一にする親族」と読み替えるものとする。

第九条の九中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項第五号の規定により共済事業を行う協同組合連合会であつてその会員たる組合の組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又はその所属員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済又は再共済責任の再再共済の事業を行うもの(以下「特定共済組合連合会」という。)は、同項の規定にかかわらず、共済事業及び同項第一号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに次項において準用する第九条の二第六項に規定する事業並びにこれらに附帯する事業を行なうことができる。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

第十二条第一項中「火災共済協同組合、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、共済事業を行なう組合は、当該共済事業(これに附帯する事業を含む。)について、組合員に経費を賦課することができない。

第十九条第二項第一号中「施設」を「事業」に改める。

第二十五条の見出し中「火災共済協同組合等」を「共済事業を行う組合」に改め、同条第一項中「火災共済協同組合」を「特定共済組合(再共済又は再再共済の事業を行うものを除く)、火災共済協同組合又は特定共済組合連合会(再共済又は再再共済の事業を行うものを除く)」に、「二百万円」を「五千万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 再共済若しくは再再共済の事業を行う特定共済組合又は特定共済組合連合会の出資の総額は、三千万円以上でなければならない。

第二十六条中「一の都道府県」を「一又は二以上の都道府県」に改める。

第二十六条の二を次のように改める。

第二十六条の二 都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合の地区は、他の都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

2 第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、火災共済協同組合をもつて組織し全国を通じて一個とする。

第三十二条中「信用協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「第三十六条の三第四項に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合(以下「監査権限限定組合」という。)に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、共済事業を行なう組合は、当該共済事業(これに附帯する事業を含む。)について、組合員に経費を賦課することができる。

第二十七条第八項中「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「第三十六条の三第四項に規定する組合」を「監査権限限定組合」に改める。

第三十三条第一項中「火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては」を「共済事業を行う組合にあつては当該共済事業(これに附帯する事業を含む。)に係るに改め、同条第二項中「火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う組合(以下「監査権限限定組合」という。)に改め、「主務省令で定めるところにより、」を加え、同条第二項中「書面」の下に「その他主務省令で改め、「又は再共済金額」及び「又は再共済料」を

定める書面」を加え、同条第三項中「事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書、責任準備金算出方法書及び」を「火災共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に關して主務省令で定める事項を記載した書面(以下「火災共済規程」という。)」に改め、「書面」の下に「その他主務省令で定める書面」を加え、同条第四項及び第五項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第六項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「事業方法書」を「火災共済規程」に改め、同項第二号中「見込」を「見込み」に改め、同項第三号中「事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書」を「火災共済規程及び事業計画」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 常務に從事する役員が共済事業に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。

6 組合員(協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が政令で定める基準を超える組合(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。)は、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間當該組合の理事若しくは使用人又はその子会社(組合が総株主・総社員を含む。)の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を有する会社をいう。以下同じ。の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

第三十五条の二の次に次の二条を加える。

第二十七条の二第一項中「書面」の下に「その他主務省令で定めるところにより、」を加え、「主務省令で定めるところにより、」を加え、「又は再共済金額」及び「又は再共済料」を

削る。

第三十四条の二第一項中「規約及び共済規程」を「及び規約(共済事業を行う組合にあつては、定款、規約及び共済規程又は火災共済規程」に改める。

第三十五条中第十二項を第十三項とし、第十

一項を第十二項とし、同条第十項中「ばかり」を「詰り」に改め、同項を同条第十一項とし、同条

第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第六項から第八項までを

一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 組合員(協同組合連合会にあつては、会員

の組合の組合員)の総数が政令で定める基準を超える組合(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。)は、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間當該組合の理事若しくは使用人又はその子会社(組合が総株主・総社員を含む。)の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を有する会社をいう。以下同じ。の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

(役員の資格等)

第三十五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国人

の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法

(平成十三年法律第四十九号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十

六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破

産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六

十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七

十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執

行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受け

ることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

2 前項各号に掲げる者のか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員となることができない。

第三十六条第一項中「役員」を「理事」に、「三年」を「二年」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加え

る。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

第三十六条に次の二項を加える。

5 前三項の規定にかかるわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

第三十六条の三の見出しを「(役員の職務及び権限等)」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十一條の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十二条の規定を、監事については同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

6 前三項(第三項において準用する会社法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に係る部分を除く。)の規定は、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会について、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役・取締役会設置会社にあっては、取締役会」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十八条中「監査」

役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第三十六条の三に次の二項を加える。

4 組合員(協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第三十五条第六項の政令で定める基準を超えない組合(第四十条の二第一項に規定する会計監査人の監査を要する組合を除く。)は、第二項の規定にかかるわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

5 前項の規定による定款の定めがある組合においては、理事については会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を、監事については同法第三百八十二条の規定を、監事については同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第三十八条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と当事との利益が相反する取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

三 第一項各号の取引をした理事は、当該取引をしようとするとき。

2 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第三十八条の二第七項中「信用協同組合又は

第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合

第三十六条の六第四項中「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会」を「監査権限限定組合以外の組合」に改め、同条第六項中「(招集権者)」の下に「第三百六十七条 株主による招集の請求」を加え、「(信託協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会にあつては、監査役に係る部分を除く。)」を削り、同項百六十七条株主による招集の請求」を加え、「(信託協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第三十六条の七第一項中「出席した理事」の下に「及び監事」を加える。

第三十八条を次のように改める。

(理事の自己契約等)

第三十八条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と当事との利益が相反する取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

三 第一項各号の取引をした理事は、当該取引をしようとするとき。

2 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第三十八条の二第七項中「信用協同組合又は

第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合

連合会」を「監査権限限定組合以外の組合」に改め、同条に次の二項を加える。

9 第四項の規定にかかるらず、第一項の責任については、会社法第四百二十六条(第四項を除く。)及び第四百二十七条の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十六条

第一項中「取締役(当該責任を負う取締役を除く。)の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)とあるのは「理事会の決議」と、同条第三項中「責任を免除する旨の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)とあるのは「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定め

る。第三十八条の三第二項第一号イ中「第四十条第一項に規定する決算関係書類」を「第四十条第一項及び第二項の規定により作成すべきもの」に改める。

第三十九条中「を除き、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分」を削る。

第四十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等」を付し、同条第一項を次のように改める。

組合は、主務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

第四十条第五項を同条第十三項とし、同条第

理由がないのにこれを拒んでは」を「ただし、第

二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければ」に改め、

同項第一号中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、「の閲覧又は謄写」を「又は当該書面の写しの閲覧」に改め、同項第二号中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、「又は謄写」を削り、同号を同項第三号とし、同項

報告書」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 組合は、決算関係書類を作成した時から十

年間、当該決算関係書類を保存しなければな

らない。

5 第二項の決算関係書類及び事業報告書は、主務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。

7 理事は、通常総会の通知に際して、主務省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書監査報告又は次条第一項の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む)を提供しなければならない。

8 第四十一条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という)及び事業報告書を作成しなければならない。

9 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日の二週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならぬ。

10 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会に報告しなければならない。

11 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録で作成されている場合であつて、

第四十条の二共済事業を行う組合であつてその事業の規模が政令で定める基準を超えるものは、前条第三項の規定により作成した決算

に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつて

いるときは、この限りでない。

第四十条第二項中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 組合は、決算関係書類を作成した時から十

年間、当該決算関係書類を保存しなければな

らない。

5 第二項の決算関係書類及び事業報告書は、主務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査を受けた決算

関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を

受けなければならない。

7 理事は、通常総会の通知に際して、主務省

令で定めるところにより、組合員に対し、前

項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告

書監査報告又は次条第一項の適用がある場

合にあつては、会計監査報告を含む)を提供

しなければならない。

8 第四十一条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合は、主務省令で定めるところにより、

各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損

益計算書、剩余金処分案又は損失処理案(以

下「決算関係書類」という)及び事業報告書を作成しなければならない。

9 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写

しを、通常総会の日の二週間前の日から三年

間、従たる事務所に備え置かなければならぬ。

10 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写

しを、通常総会の日の二週間前の日から三年

間、従たる事務所に備え置かなければならぬ。

11 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写

しを、通常総会の日の二週間前の日から三年

間、従たる事務所に備え置かなければならぬ。

省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 前項に規定する会計監査人の監査を要する組合については、会社法第四百三十九条及び第四百四十四条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十

九条並びに第四百四十四条第一項、第四項及び第六項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第一項中「その子会社等(中小企業等協同組合法第六

十一条の二第二項に規定する子会社等をい

う。」と、「作成することができる」とあるのは「作成しなければならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会計監査人については、第三十五条の三並びに会社法第三百二十九条第一項、第三百三

十七条、第三百三十八条第一項及び第二項、第三百三十九条、第三百四十条第一項から第

三百三十九条まで、第三百四十四条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三项まで、第三百四十六条第一項から第五項まで、第三

三百九十九条まで、第三百四十九条第一項及び第二項並びに第三百五十九条第一項から第三项まで、第三百五十六条第一項から第五項まで、第三

五百九十七条第一項及び第二項、第三百九十八

条第一項及び第二項並びに第三百五十九条第一項の規定を準用する。この場合において、

同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会

計参与」とあるのは「会計監査人」と、同法第三百五十六条第一項及び第二項第二号中「法

務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

の二から第三十八条の四までの規定を準用する。この場合において、第三十八条の二第五項第三号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、第三十八条の三第二項第二号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十八条の四中「役員が」とあるのは「会計監査人が」と、「他の役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

5 会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十九条の規定を準用する。この場合において必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第四十条の三 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行なうべき者を選任しなければならない。

2 前項の一時会計監査人の職務を行うべき者については、会社法第三百三十七条及び第三百四十一条第一項から第三項までの規定を準用する。

第四十一条の見出し中「及び閲覧」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「十分の一」を「百分の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第四十一条に次の二項を加える。

5 共済事業を行う組合並びに信用協同組合及

び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会についての第三項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「十分の一」とする。

第四十二条第二項中「若しくは共済規程」を「共済規程若しくは火災共済規程」に改める。
第五十一条第一項第二号中「共済規程」の下に「又は火災共済規程」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第一項第二号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

第五十七条中「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「監査権限限定組合」に改める。

第五十七条の二の見出しを「(火災共済協同組合等の火災共済規程の変更)」に改め、同条中「事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書」を「火災共済規程」に改める。

第五十七条の二の見出し中「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条第一項中「責任共済等の事業を行なう組合が責任共済等の事業」を「共済事業を行なう事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会(第九条の九第一項第三号の事業を行なう協同組合連合会を除く。)が共済事業」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項中「責任共済等の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合」に改め、同条第三項中「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条第四項中「責任共

第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「監査権限限定組合」に改める。

第五十五条第四項中「第三十五条第七項及び第八項」を「第三十五条第八項及び第九項」に改める。

第五十五条の二の見出し中「信用協同組合等の」を削り、同条第一項中「信用協同組合又は」を「共済事業を行う組合又は信用協同組合若しくは」に改め、「前条第七項」の下に「第五十七条の二の二第一項」を加え、「第六十三条第一項」を「第六十三条」に改める。

第五十七条中「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「監査権限限定組合」に改める。

第五十七条の二の見出しを「(火災共済協同組合等の火災共済規程の変更)」に改め、同条中「事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書」を「火災共済規程」に改める。

第五十七条の二の見出し中「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条第一項中「責任共済等の事業を行なう組合が責任共済等の事業」を「共済事業を行なう事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会(第九条の九第一項第三号の事業を行なう協同組合連合会を除く。)が共済事業」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項中「二分の一」の下に「(共済事業を行なう組合にあつては、五分の一)」を加え、同条第五項中「火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行なう協同組合連合会」を「共済事業を行なう組合」に改め、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、「支払準備金」の下に「並びに前項の契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻し」を加え、同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

第五十八条第一項中「十分の一」の下に「(共済事業を行なう組合にあつては、五分の一)」を加え、同条第二項中「二分の一」の下に「(共済事業を行なう組合にあつては、出資総額)」を加え、同条第五項中「火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行なう協同組合連合会」を「共済事業を行なう組合」に改め、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、「支払準備金」の下に「並びに前項の契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻し」を加え、同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

第五十四条中「信用協同組合及び第九条の九第一項の次に次の二項を加える。

4 前二項の規定にかかわらず、責任共済等の事業の全部又は一部の譲渡及び当該事業に係る財産の移転は、当該事業を行う他の組合に對して行なうことができる。

第五十七条の五中「責任共済等の事業」を「共済事業」を「共済事業」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前二項の規定にかかわらず、責任共済等の事業の全部又は一部の譲渡及び当該事業に係る財産の移転は、当該事業を行う他の組合に對して行なうことができる。

6 共済事業を行う組合は、契約者割戻し(共

濟契約者に対し、共済掛金及び共済掛金として收受する金銭を運用することによつて得られる収益のうち、共済金、返戻金その他の給付金(以下「共済金等」という。)の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを共済規程又は火災共済規程で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。)を行う場合には、公正かつ公平な分配をするための基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならぬ。

第五十八条の二の見出し中「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。
共済事業を行う組合は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

第五十八条の二の次に次の六条を加える。

(共済事業に係る会計の他の会計への資金運用等の禁止)

第五十八条の三 共済事業を行う組合は、共済

事業に係る会計からそれ以外の事業に係る会計へ資金を運用し、又は共済事業に係る会計に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る会計に属する資金を調達してはならない。(健全性の基準)

第五十八条の四 行政庁は、特定共済組合、火災共済協同組合、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び特定共済組合連合会の共済事業の健全な運営に資するた

め、次に掲げる額を用いて、当該組合の経営の健全性を判断するための基準として共済金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準その他の基準を定めることができ

る。

一 出資の総額、利益準備金の額その他の主務省令で定めるものの額の合計額

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として主務省令で定めるところにより計算した額

(重要事項の説明等)

第五十八条の五 共済事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、主務省令で定めるところにより、当該共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(共済計理人の選任等)

第五十八条の六 共済事業を行う組合(主務省令で定める要件に該当する組合を除く。)は、理事会において共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項として主務省令で定めるものに関与させなければならない。

第五十八条の八 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づいてする行政庁の処分に違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。

第二章第五節中第六十一条の次に次の二条を加える。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の纏覽等)

第五十九条の二 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所(主として共済事業以外の事業の用に供される事務所その他主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

らない。

一 主務省令で定める共済契約に係る責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられているかどうか。

二 契約者割戻しが公正かつ公平に行われているかどうか。

三 その他主務省令で定める事項

2 前項の組合のうち第四十条の二第一項の規定により会計監査人の監査を要するものが子会社その他当該組合と主務省令で定める特殊の関係にある者(以下「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、

前項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これららの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

6 第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、共済事業の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第六十二条第一項第五号中「第一百六条第四項」を「第一百六条第二項」に改め、同条第三項中「第一百六条の三において準用する保険業法第百三十三条の規定により」を「第一百六条の二第四項又は第五項の規定により第二十七条の二第一項の」に改める。

第六十三条前段中「組合は」の下に「総会の議決を経て」を加える。

第六十四条第五項中「及び第五項本文」を「第五項本文及び第六項」に改める。

第六十七条中「信用協同組合及び第九条の九第一項の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「監査権限限定組合」に改める。

第六十八条第一項中「第一百六条の三において準用する保険業法第百三十三条の規定による」を「第一百六条の二第四項又は第五項の規定による」を「第一百六条の二第一項の」に改める。

第六十八条の二第一項中「火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」を「共済事業を行う組合」に、「第一百六条の三において準用する保険業法第百三十三条の規定による認可の取消し」を「第一百六条の二第四項又は第五項の規定による」を「第一百六条の二第一項の」に改める。

第六十八条の二第一項中「火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」を「共済事業を行う組合」に、「第一百六条の三において準用する保険業法第百三十三条の規定による認可の取消し」を「第一百六条の二第四項又は第五項の規定による」を「第一百六条の二第一項の」に改める。

第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第三百八十二条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第三百八十五条第一項を「第三百八十三条の二並びに第五百八条」に、「会社法第七編第二章第二節」を「同法第七編第二章第二節」に、「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う組合」を「監査権限限定組合」に改め、「第三百五十三条」の下に「第三百六十条第一項」を加え、「第四十条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」を「第三百五十三条の三」を「第五十三条の三並びに第五十三条の四に改める。

第八十二条の十第四項中「第五十三条の二並びに第五十三条の三」を「第五十三条の三並びに第五十三条の四に改める。

第八十二条の十三第一項第三号中「第一百六条第四項」を「第一百六条第二項」に改める。

第八十二条の十八第一項中「第四十条第一項から第三項まで」を「第四十条第一項から第十項まで(第六項を除く。)」に、「第三十八条中」を「第三十八条第一項中「理事会において」とあるのは「監事に」と、同条第三項中「第三十九十六条第五項中「第一百六条第四項」を「第一百六条第二項」に改める。

第八十二条の十八第一項中「法令」の下に「若しくは法令に基づいてする行政庁の处分」を加え、「若しくは共済規程」を「共済規程若しくは火災共済規程」に改める。

第九十六条第五項中「第一百六条第四項」を「第一百六条第二項」に改める。

第一百四条第一項及び第一百五条第一項中「法令」の下に「若しくは法令に基づいてする行政庁の処分」を加え、「若しくは共済規程」を「共済規程若しくは火災共済規程」に改める。

第一百五条の二に次の二項を加える。

2 第四十条の二第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなければならない。

3 前二項の書類の記載事項その他必要な事項は、主務省令で定める。

第一百五条の三に次の四項を加える。

2 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合又は中央会からその業務又は会計に関する必要な報告を徴することができる。

3 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、共済事業を行う組合に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

4 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等(子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。次項並びに次条第四項及び第五項において同じ。)又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関するべき報告又は資料の提出を求めることができる。

5 組合の子法人等又は共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

6 第五百五条の四第一項中「法令」の下に「若しくは共済規程」を「規約、共済規程若しくは火災共済規程」に改め、「その組合若しくは法に基づいてする行政庁の処分」を加え、「若しくは共済規程」を「規約、共済規程若しくは火災共済規程」に改め、「その組合若しくは

中央会からその業務若しくは会計に関する必要な報告を徵し、又は「を削り、同条第二項を次のように改める。

2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るために必要があると認めるとときは、当該職員に、共済事業を行う組合の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができることを定める。

第一百五条の四に次の四項を加える。

4 行政庁は、前二項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、組合の子法人等若しくは当該組合の共済代理店の施設に立ち入らせ、当該組合に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 組合の子法人等又は当該組合の共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

6 第一項から第四項までの規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 第一項から第四項までの規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第一百六条の見出しを「法令等の違反に対する」

「処分」に改め、同条第一項中「第一百五条の四第一項」を「第一百五条の三第二項」に、「若しくは第一百五条の四」を「若しくは前条第一項」に改め、「若しくは共済規程」を

「共済規程若しくは火災共済規程」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3 行政庁は、組合若しくは中央会の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

4 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

第一百六条の二及び第一百六条の三を次のように改める。

(共済事業に係る監督上の処分)

第一百六条の二 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は

事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るために必要があると認めるときは、当該組合に対し、その必

要の限度において、定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができることを定める。

7 第一項から第四項までの規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第一百六条の見出しを「法令等の違反に対する」

くは財産又は共済事業を行う組合及びその子

会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るために必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講すべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めて、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該組合の財産の供託そして当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは役員の解任を命じ、若しくは第九条の六の二第一項(第九条の九第五項においては、第二十七条の二第一項の認可を取り消し、又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第二十七条の二第一項の認可を取り消すことができる)の認可を取り消し、又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第二十七条の二第一項の認可を取り消すことができる。

3 前項の規定による命令(改善計画の提出を求める)を含む)であつて、特定共済組合、火災共済協同組合、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会又は特定共済組合連合会の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、これらの組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ主務省令で定めるものでなければならない。

4 行政庁は、共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが組合員その他の共済契約者の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該組合の第九条の二第一項(第九条の九第五項において準用する場合を含む)の認可を取り消し、又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第二十七条の二第一項の認可を取り消すことができる。

第一百六条の三 共済事業を行う組合(第一号に掲げる場合においては、組合又は届出に係る共済代理店)は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(行政庁への届出)

第一 共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

二 共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。

三 子会社等を新たに有することとなつたとき。

四 子会社等が子会社等でなくなつたとき。

五 第六十一条の二第二項又は第二項の規定により説明書類の縦覧を開始したとき。

六 その他主務省令で定める場合に該当するとき。

第一百六条第一項中「第六十五条第二項」を「第六十五条第一項」に、「左の」を「次の」に改め

くは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたとき

第一百十二条の二第一号中「第九条の七の五第五項」の下に「(第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。)」を加え、「火災共済契約」を「共済契約」に改め、同条第二号中「第

若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは」を加え。

第三号を同条第九号とし、同条第二号中「違反して事業方法書、普通共済約款若しくは再共済約款、共済掛金算出方法書若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事

一
えろ

第九条の二第七項又は第九条の九第四項の規定に違反して、承認を受けないでこれ

一 第九条の二第七項又は第九条の九第四項の規定に違反して、承認を受けないでこれらの規定に規定する事業を行つたとき。

九条の七の五第二項の下に「(第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第百十二条の三とし、第百十二条の次に次の一条を加える。

第一百四十四条の四各号を次のように改める。

一 第百十二条の二第一項若しくは第二項又は前条 各本条の罰金刑

項を変更した」を「違反した」に改め、同号を同条第八号とし、同条第一号中「第九条の九第四項」を「第九条の九第五項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の五号を加える。

第一百四十四条の六に次の二号を加える。
十五 第百五条の二第二項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

第一百二十二条の二 第六十二条の二第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれららの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供した者は、百万円以下罰金に処する。

合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、二億円以下の罰金刑)

三 第四十条の二第三項において準用する会社法第三百四十四条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

四 第四十条の二第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反し

第百四十四条の六に次の一項を加える。
第百九十六条の三の規定に違反したとき。
会社法第九百七十六条に規定する者が、第四十条の二第三項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第六十一条の二第四項の規定により同条第一項又は第二項に規定する書類をこれらの規定により備え置き公衆の縦覧に供したものとみなされる場合において、同条第四項に定める電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、又は虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者も前項と同様とする。

「会計監査人」を加え、同条第八号及び第九号を削り、同条第七号を同条第十四号とし、同条第六号中「第五十八条の二」を「第五十八条の二第一項又は第二項」に改め、同号を同条第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 第五十八条の六第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の主務省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したと

て、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

五 第四十条の二第三項において準用する会社法第三百九十八第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事實を隠ぺいしたと

「組合員」を「共済代理店」に改め、「第九条の七の五第二項」の下に「第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。」を加え、「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは」を「報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による」に、「同項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

「第一百四十四条中「第一百五条の四第一項」を「第一百五条の三第二項」に改め、「報告をし」の下に「若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし」を加え、「第一百五条の四」を「第一百五条の四第一項若しくは第三項の」に改め、「妨げ、若しくは」の下に「忌避し、若しくは同条第二項若しくは

十三 第五十八条の八又は第一百六条の二第一項、第二項若しくは第五項の規定による命令(改善計画の提出を求めるなどを含む。)に違反したとき。

六 第四十条の二第三項又は第四十条の三第三項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

七 第四十条の三第一項の規定に違反したとき。

第一百十五条第三号中「第九条の九第四項」を
「第九条の七の二第三項又は第九条の九第五項」を
に改め、「又は第九条の七の二第二項」を削り、
同条第四号及び第五号中「第九条の九第六項」を
「第九条の九第七項」に改め、同条第七号中「第
五十七条の二の二第四項」を「第五十七条の二の
二第五项」に改め、「膳写」の下に「若しくは書類
の膳本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録文

された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同条第十号中「第五十三条の三第一項」を「第五十三条の四第一項」に改め、同条第二十七号中「第一百五条の三」を「第一百五条の三第一項」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第二十九号中「第一百五条の二」を「第一百五条の二第一項」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条中第十二号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第十八条の十八第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第一百五十五条第二十一号を同条第二十五号とし、同条第二十号中「第五十七条の二の二第四项」を第五十七条の二の二第五项に改め、「民法第七十九条第一項」の下に「若しくは同法第八十一条第一項」を加え、同号を同条第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 第五十七条の五の規定に違反したとき。

第一百五十五条第十九号中「第五十七条の二の二第四项」を「第五十七条の二の二第五项」に、「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十八号を同条第二十一号とし、同条第十七号中「第三十八条の二」を「第三十八条第一項(第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項、第一百五十五条第十二号)の次に次の一号を加え。

項において準用する場合を含む。)の規定又は第

三十八条の二第六項に改め、同号を同条第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 第三十八条第三項(第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項、第二十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

二 百五十五条に次の一項を加える。
第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

る。

十三 第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

二 百五十五条に次の一項を加える。

二 百五十五条第十六号を同条第十八号とし、同条第十五号を削り、同条第十四号中「第三十六条の三第三項において準用する同法第三百八十五条第一項」を「第三十六条の三第三項において準用する同法第三百八十九条第五项」を削り、同条第十四号中「第三十六条の三第三項」に、

四項を「第三十六条の三第五項」に、

四項を「第四十一条第三項若しくは第五十三条の三第四項」に改め、同号を同条第十七号と

四項を「第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項」に改め、同号を同条第十七号と

三十八条の二第五項及び第八項、第三十九条、

第四十条第一項、第二項、第五項、第七項、第十一項及び第十二項第三号、第四十一条第一項

及び第三項第二号、第四十七条第四項、第五十一条第四項、第五十三条の二、第五十三条の四

第一項、第二項第三号及び第四号、第六十三条の二第二項第二号及び第三项、第三十六条的三第二項、第三項及び第五项、第三十六条的七

びに第六十四条第六項及び第八項第三号並

三十八条の二第五項及び第八項、第三十九条、第四十条第一項、第二項、第五項、第七項、第十一項及び第十二項第三号、第四十一条第一項

及び第三項第二号、第四十七条第四項、第五十一条第四項、第五十三条的二、第五十三条的四

第一項、第二項第三号及び第四号、第六十三条的二第二項第二号及び第三项、第三十六条的三第二項、第三項及び第五项、第三十六条的七

びに第六十四条第六項及び第八項第三号並

三十八条の二第五項及び第八項、第三十九条、

第四十条第一項、第二項、第五項、第七項、第十一項及び第十二項第三号、第四十一条第一項

及び第三項第二号、第四十七条第四項、第五十一条第四項、第五十三条的二、第五十三条的四

第一項、第二項第三号及び第四号、第六十三条的二第二項第二号及び第三项、第三十六条的三第二項、第三項及び第五项、第三十六条的七

びに第六十四条第六項及び第八項第三号並

三十八条の二第五項及び第八項、第三十九条、

第四十条第一項、第二項、第五項、第七項、第十一項及び第十二項第三号、第四十一条第一項

及び第三項第二号、第四十七条第四項、第五十一条第四項、第五十三条的二、第五十三条的四

第一項、第二項第三号及び第四号、第六十三条的二第二項第二号及び第三项、第三十六条的三第二項、第三項及び第五项、第三十六条的七

びに第六十四条第六項及び第八項第三号並

三十八条の二第五項及び第八項、第三十九条、

第四十条第一項、第二項、第五項、第七項、第十一項及び第十二項第三号、第四十一条第一項

及び第三項第二号、第四十七条第四項、第五十一条第四項、第五十三条的二、第五十三条的四

第一項、第二項第三号及び第四号、第六十三条的二第二項第二号及び第三项、第三十六条的三第二項、第三項及び第五项、第三十六条的七

びに第六十四条第六項及び第八項第三号並

三十八条の二第五項及び第八項、第三十九条、

務省令」とあるのは「経済産業省令」とを加える。

第四十五条第三号中「第一百五条の四第一項又は」を「同法第一百五条の四第一項又はこの法律」に、「同法第一百五条第二項」を「中小企業等協同組合法第一百五条第二項」に改める。

第五十条第四号中「同条第一項から第三項まで」を「同条第一項、第十一項及び第十三項まで」を「同条第一項、第十一項及び第十三項を除く。」に、「主務省令」を「経済産業省令」に改め、「謄写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同条第七号中「第五十三条の三第一項」を「第五十三条の四第一項」に改め、同条中第十八号を第二十三号とし、第十五号から第十七号までを五号ずつ繰り下げ、第十四号を第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

十八 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十七条の五の規定に違反したとき。

十九 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第五十条第十三号中「中小企業等協同組合法」の下に「第三十八条第一項(第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)又は」を加え、同号を同条第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 第十九条第一項において準用する中小

企業等協同組合法第三十八条第三項(第十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十条第十二号を同条第十四号とし、同条四第二項を「第三十六条の三第五項」に、「第四十二条第二項」を「第四十一条第三項」に、「第五十三条の三第四項」を「第五十三条の四第四項」に、「主務省令」を「経済産業省令」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号を同条第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十二条第三項又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第五十二条第四号中「主務省令」を「経済産業省令」に改める。

十二 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十三 輸出水産業の振興に関する法律の一部改正

十九年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「第二十三条まで」の下に「第十二条第二項並びに」を加え、「第四十二条」を「第三十六条の三」に、「第三十七条第二項、第三十八条の二第七項、第四十条第五項及び第四十一条第三項を除く。」を「第三十五条の四第二項及び第十四条第三項を除く。」、「第四十二条第一項から第三項まで」を「第四十条第一項から第三項まで」を「第四十条(第一項、第十一項及び第十三項を除く。)に改め、「謄写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同号を同条第十五号とし、同号を同条第十六号とし、同号を第二十号を第二十一号とし、同号を第二十六号とし、第二十号を第二十五号とし、第十九号を二十四号とし、第十八号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十四 第二十六条中「第二十七条」を「第二十六条」に、「第三十七条第二項、第三十八条の二第七項、第四十条第五項及び第四十一条第三項を除く。」を「第三十五条の四第二項及び第十四条第三項を除く。」、「第四十二条第一項から第三項まで」、「第四十二条第一項から第三項まで」を「第四十条(第一項、第十一項及び第十三項を除く。)に改め、「謄写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同号を同条第十五号とし、同号を同条第十六号とし、同号を第二十号を第二十一号とし、同号を第二十六号とし、第二十号を第二十五号とし、第十九号を二十四号とし、第十八号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 準用協同組合法第五十七条の五の規定

十六号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 第二十六条中「第二十七条」を「第二十六条」に、「第三十七条第二項、第三十八条の二第七項、第四十条第五項及び第四十一条第三項を除く。」を「第三十五条の四第二項及び第十四条第三項を除く。」、「第四十二条第一項から第三項まで」、「第四十二条第一項から第三項まで」を「第四十条(第一項、第十一項及び第十三項を除く。)に改め、「謄写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同号を同条第十五号とし、同号を同条第十六号とし、同号を第二十号を第二十一号とし、同号を第二十六号とし、第二十号を第二十五号とし、第十九号を二十四号とし、第十八号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 準用協同組合法第五十七条の五の規定

十六号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

第二十六条中第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、同条第十三号中「第三十八条の二第六項」を「第三十八条第一項若しくは第三十八条の二第六項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第一項」に改め、同号を同条第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十二条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。
第二十六条第八号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第七項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。
八 準用協同組合法第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する

第五条の二十三第三項中「及び第六項、第三十五条の二」を「第六項及び第七項、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十六条の五」に、「第四十一条まで」を「第三十九条まで（役員、理事会等）、第四十条及び第四十一条（決算関係書類等の作成等）」に改め、「減少」の下に「第五十七条の五（余裕金運用の制限）、第五十七条の六（会計の原則）」を加え、「及び第五十一条第二項」を「第五十二条第二項及び第五十七条の五」に、「第四十一条第二項」を「第四

第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「二えて」を「超えて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

商工組合は、前項第三号の規定により共済契約を締結する場合には、組合員その他の共済契約者の保護に欠けることとなるおそれがないと認められるものとして主務省令で定める共済契約に限り、これを締結することができる。

十六 準用協同組合法第三十八条第三項の規定に準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項の規定に違反して、理事会に

報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十一回 緋縫第十回 同

第二二八条第一二号を同条第一四号とし 同

第十一号を削り 同条第十号中「第三十六条

四第二項」を「第三十六条の三第五項」に、「第

十一條第二項」を「第四十一条第三項」に、「第

十三條の三第四項一を「第五十三條の四第四

三條の三第四項」を第五一三條の四第四

に改め 同号を同條第十三号とし 同條第

号を同条第十号とし、同号の次に次の二号を

九〇

十一 準用協同組合法第三十六条の三第三項

一 逐月世同緝合第三十一卷之三第三項

において準用する会社法第三百四十三条第

二項の規定による請求があつた場合において

て、その請求に係る事項を総会の目的とせ

又はその請求に係る議案を総会に提出

この二三の語句は他に語彙叢書会に出でてゐる。

しなか二たどき

十二 準用協同組合法第三十六条の三第三項

において準用する会社法第三百八十二条第

二項若しくは第三百八十四條の規定、準用

協同組合法第三十六条の三第二項

協同組合法第三十六条の三第五項において

準用する会社法第三百八十九条第五項の規

平成十八年六月九日 参議院会議録第三十二号(その一) 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

五」に、「第四十一条第二項及び第四十五条第一項」を「第四十一条第三項」に、「十分の一」を「百分の三」に、「当る」を「当たる」に改め、「過半数の議決権を有する会員」との下に「協同組合法第四十五条第一項中「総組合員の十分の一」(二)れを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上とあるのは、総組合員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上(商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する会員)と」を加え、同条第三項中「第一百六条第四項」を「第一百六条第二項」に、「第六十六条第一項」を「第六十五条第一項、第六十六条第一項」に改める。

第五十四条中「主務大臣」との下に「「第一百六条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」第六十七条第一項に改める。

第六十七条中「定款」を「若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分又は定款」に改める。第六十九条第四項中「第一百六条の二(解散の命令の通知の特例)」を「第一百六条第三項及び第四項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

第七十一条中「から第一百五条の二まで(不服の申出等)」を「「第一百五条並びに第一百五条の二第一項及び第三項」に、「当る」を「当たる」に改める。

第一百三十二条第一項中「各号」を削り、同条第四号中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

第一百三十三条第一項及び第十三項を除く。」に改め、同条第三号中「同条第一項から第三項まで」を「同条第一項から第三項まで」を「同条(第一項、第十一項及び第十三項を除く。)」に改め、「謄写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同条第二十一条を同条第二十六号とし、同条第二十号中「第一百五条の三」を「第一百五条の三第一項」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第十九号中「第一百五条の二」を「第一百五条の二第一項」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条中第十八号を第二十三号とし、第十七号を第二十二号とし、第十六号を第二十一号とし、第十五号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十一 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

二十二 第五条の二十三第三項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第三十六条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 第五条の二十三第三項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第三十六条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

(鉱工業技術研究組合法の一部改正)

第五条 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「第三十五条の二」の下に「から三号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

第三十六条の三まで、第三十六条の五を、「第三十八条」の下に「から第四十条(第一項)を除く。」まで、第四十一条を、「第五十一条第一項」の下に「及び第四項」を、「(総会)」の下に「第五十七条の六(会計の原則)」を加え、「(登記)並びに第百四条から第百五条の三まで、第一百五条の四第一項、第一百六条第一項及び第四項並びに第一百六条の二」を「(登記)並びに第一百四条、第一百五条の二第一項及び第三项、第一百五条の三第一項及び第二項、第一百五条の四第一項、第六项及び第七项並びに第一百六条」に改め、「この場合において」の下に「同法第十八条中「前条第一項」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八条第一項」とを、「第六十二条第二項」の下に「第六十五条第一項」を加え、「第九十六条第五項、第一百四条から第一百五条の三まで」を「第九十六条第五項、第一百四条、第一百五条、第一百五条の二第一項、第一百五条の三第一項及び第二項」に、「第一百六条第一項及び第四項並びに第一百六条の二」を「並びに第一百六条第一項から第三項までの規定中」に改める。

第十八条中「中小企業等協同組合法」の下に「第一百五条の三第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は」を加え、「忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした」に改める。

第二十三条第四号中「同条第一項から第三項まで」を「同条(第一項、第十一項及び第十三項を除く。)」に改め、「譲写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同条第六号中「第五十三条の三第一項」を「第五十三条の四第一項」に改め、同条第十九号中「第百五条の三」を「第百五条の三第一項」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第十八号中「第百五条の二」を「第百五条の二第一項」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条中第十七号を第二十一号とし、第十四号から第十六号までを四号ずつ繰り下げ、第十三号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十二条第一項若しくは第三百八十四条の規定、第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十条の第三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項(子会社に係るもの)を除く。)の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十二条第一項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

第二十三条第十二号中「中小企業等協同組合法」の下に「第三十八条第一項、第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。」又は「を加え、同号を同条第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。十五 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項(第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十三条第七号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第七項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

第二十三条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号を削り、同条第九号中「第三十六条の三第二項」を「第三十六条の三第五項」に、「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に、「第五十三条の三第四項」を「第五十三条の四第四項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第六号の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「共同施設」を「共同事業」に改め、同項第四号及び第五号中「施設」を「事業」に改め、同項第八号中「施設」を「施設の設置及び管理」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 商店街振興組合は、前項第四号の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十一 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十二条第一項若しくは第三百八十四条の規定、第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十条の第三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項(子会社に係るもの)を除く。)の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十二条第一項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

第十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「共同施設」を「共同事業」に改め、同項第六号及び第七号中「施設」を「事業」に改め。

第三十五条第八項中「規定」の下に「第四十六条の三第四項に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合(以下「監査権限限定期合」という。)にあつては、」を加える。

第三十六条第一項中「書面を」の下に「経済産業省令で定めるところにより、」を加える。

第四十一条中「規定」の下に「監査権限限定期合にあつては、」を加える。

第四十四条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が政令で定める基準を超える組合は、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間當該組合の理事若しくは使用人又はその子会社(組合が総株主(総社員を含む)の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む)の過半数を有する会社をいう。以下同じ。)の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

官 報 (号 外)

第四十五条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法

(平成十三年法律第四十九号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六

六条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けたものがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

第五条第一項中「役員」を「理事」に、「三年」を「二年」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

第四十六条に次の二項を加える。

4 前三項の規定は、定款によつて、前三項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

5 前三項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款

の定めを廃止する定款の変更をした場合に、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

第六条の三の見出しを「(役員の職務及び権限等)」に改め、同条中「及び定款」を「定款及び規約」に改め、同条に次の四項を加える。

2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、経済産業省令で定めることにより、監査報告を作成しなけれ

ばならない。

3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十二条の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条规定を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項及び第二項、第三百八十一一条第一項から第三項まで、第三百八十二条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあっては、取締役会)」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社」監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第四十四条第五項の政令で定める基準を超えない組合は、第二項の規定にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

5 前項の規定による定款の定めがある組合においては、理事については会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四

条の規定を、監事については同法第三百八十九条第二項から第七項までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。

6 第四十八条第五項中「出席した理事」の下に「及び監事」を加え、同条第七項を次のように改める。

7 会社法第三百六十六条(招集権者)、第三百六十七条(株主による招集の請求)及び第三百六十八条(招集手続)の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 第五十条を次のように改める。

9 第五十条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他の理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

三 理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

10 第五十条の規定は、前項の取引を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

11 第一百八十九条(明治二十九年法律第八十九号)第一百八十二条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引についても、適用しない。

12 第一百八十九条(明治二十九年法律第八十九号)第一百八十二条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引についても、適用しない。

第五十一条の見出しを「(役員の組合に対する損害賠償責任)」に改め、同条第一項中「理事が」を「役員は、」に、「その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる」を「組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の任務を怠つてされた」に改め、同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「理事の」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の五項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一期間当たりの額に相当する額として経済産業省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 第五十一条の五第一項に規定する組合を代表する理事 六

二 前項に規定する理事以外の理事 四

三 監事 二

6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる

第五十三条の見出しを「(役員の組合に対する

損害賠償責任)」に改め、同条第一項中「理事が」を「役員は、」に、「その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる」を「組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の任務を怠つてされた」に改め、同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「理事の」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の五項を加える。

額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

7 監査権限限定組合以外の組合の理事は、第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第五項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の経済産業省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならぬ。

9 第四項の規定にかかわらず、第一項の責任については、会社法第四百二十六条(第四項を除く。)及び第四百二十七条の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十六条第一項中「取締役(当該責任を負う取締役を除く。)の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)とあるのは「理事会の決議」と、同条第三項中「責任を免除する旨の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)とあるのは「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。

10 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の二週間前の日

賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第五十三条第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載

又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員の連帯責任)

第五十三条の三 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員の責任を追及する訴え)

一 第五十一条の四 役員の責任を追及する訴えに

ついては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第

八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説替えは、政令で

第五十三条の見出し中「決算関係書類」を「決算関係書類等」に改め、同条第一項を次のよう

に改める。

組合は、経済産業省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

第五十三条第四項中「この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではを「ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

第五十三条第四項に次の一号を加える。

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五十三条第四項を同条第十二項とし、同条第三項中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の三項を加える。

九 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。

10 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の二週間前の日

から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

11 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として経済産業省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

第五十三条第二項中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

5 第二項の決算関係書類及び事業報告書は、経済産業省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。

7 理事は、通常総会の通知に際して、経済産業省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。

第五十三条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合は、経済産業省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案又は損失処理案とあ

案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書を作成しなければならない。

第五十四条の見出し中「及び閲覧」を削り、同条第二項中「十分の」を「百分の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第五十六条 削除
(余裕金運用の制限)

第六十二条に次の二項を加える。

4 第一項第二号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の経済産業省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

5 第二項の決算関係書類及び事業報告書は、組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受け入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託

二 国債、地方債又は経済産業省令で定める有価証券の取得

(会計の原則)

第六十七条の三 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとす

て、組合員から特定の事項について説明を求

められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事

項が総会の目的である事項に關しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当

な理由がある場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

第六十五条中「規定」の下に「監査権限限定組合にあつては、」を加える。

第六十七条第三項中「規定」の下に「監査権限限定組合にあつては、」を加え、同条の次に次の二条を加える。

2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第五十六条を次のように改める。

(余裕金運用の制限)

第六十七条の二 組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第四十四条第五項の政令で定める基準を超える組合は、

その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組

合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受け入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託

二 国債、地方債又は経済産業省令で定める有価証券の取得

(会計の原則)

第六十七条の三 組合の会計は、一般に公正妥

当と認められる会計の慣行に従うものとす

て、組合員から特定の事項について説明を求

められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事

項が総会の目的である事項に關しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当

第七十八条中「第四百八十五条」の下に「、第四百八十九条第四項及び第五項」を、「第四十五

条の二」の下に「、第四十五条の三」を加え、「から第五十四条まで」を「、第四十六条の三第一項及び第二項、第四十七条から第五十二条、第五十三条まで」を「、第五十一条の五、第五十二条、第五十四条(会

で、第五十五条の五、第五十二条、第五十四条(会

計帳簿等の作成等)」に、「及び第五十九条の二並びに会社法第三百六十条第一項及び第二項及び第五十条の二並びに第六十四条の二並びに会社

法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第一項及び第十一項を除く。」、第五十四条(会

計帳簿等の作成等)」に、「及び第五十九条の二並びに会社法第三百六十条第一項及び第二項及び第五十条の二並びに第六十四条の二並びに会社

第二十九号とし、同条第二十二号中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条中第二十一号を第二十七号とし、第十八号から第二十号までを六号ずつ繰り下げ、第十七号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

条第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第九十三条中第十四号を第十八号とし、第十三号を第十七号とし、第十二号を削り、同条第十一号中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に、「第五十六条」を「第四十六条の三第五項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十号中「第五十三条第一項若しくは第四項」を「第五十三条」に、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは剩余金処分案若しくは損失処理案」を「決算関係書類若しくは事業報告書」に改め、「謄写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同号を同条第十五号とし、同条第九号を同条第十二号とし、同号の次に次の二号を加え。

「清算人会」に改め、「同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」とを削る。

第八十一条第一項中「法令」の下に「若しくは法令に基づいてする行政府の処分」を加える。

二十三 第七十八条において準用する会社法
第四百八十四条第一項の規定に違反して、
破産手続開始の申立てを怠つたとき。
第九十三条中第十六号を第二十一号とし、第
十五号を第十九号とし、同号の次に次の一号を
加える。

る会社法第三百八十二条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第四十六条の第三五百五項において準用する同法第三百八十九条第五項の規定又は第七十八条において準用する同法第三百八十二条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

第九十三条第七号中「第四十四条第五項」を「第四十四条第六項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第四十四条第五項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

第九十三条に次の一項を加える。

八 会社法第九百七十六条に規定する者が、第四十六条の第三第三項において準用する同法第三百八十二条第三項又は第四十六条の三第五五百五項において準用する同法第三百八十九条第五

あつて新協同組合法第九条の九第四項に規定する特定共済組合連合会に該当するものについては、新協同組合法第六条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に共済事業及びこれに附帯する事業並びに新協同組合法第九条の二第六項に規定する事業以外の事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合であつて同条第七項に規定する特定共済組合に該当するものは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、同項本文の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

第四条 この法律の施行の際現に共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新協

第九十三条第六号中、「第六十四条の三」を「第六十四条の四」に改め、同条第二十三号を同条

十三 第五十一条第一項(第七十八条において準用する場合を含む。)の規定又は第五十一

三百八十一條第三項又は第四十六条の第三五
項において準用する同法第三百八十九条第五

事業協同組合又は事業協同小組合は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新協

同組合法第九条の六の二第一項の規定にかかるわらず、引き続き当該共済事業を行うことができない。

2 前項の規定により引き続き共済事業を行うことができる場合においては、その事業協同組合又は事業協同小組合を新協同組合法第九条の六の二第一項に定める行政庁の認可を受けた事業協同組合又は事業協同小組合とみなして、新協同組合法の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に共済事業を行う協同組合連合会は、施行日から起算して六ヶ月を経過する日までの間は、新協同組合法第九条の九第五項第五項において準用する新協同組合法第九条の六の二第一項の規定にかかるわらず、引き続き当該共済事業を行うことができる。

4 前項の規定により引き続き共済事業を行うことができる場合においては、その協同組合連合会を新協同組合法第九条の九第五項において準用する新協同組合法第九条の六の二第一項に定められた協同組合連合会とみなして、新協同組合法の規定を適用する。

第五条 この法律の施行の際現に共済事業及び新協同組合法第九条の九第一項第二号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに同条第五項において準用する新協同組合法第九条の二第六項に規定する事業以外の事業を行う協同組合連合会であつて新協同組合法第九条の九第四項に規定する特定共済組合連合会(再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。)に該当する協同組合連合会

第六条 この法律の施行の際現に共済事業を行う

協同組合及び新協同組合法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。)については、新協同組合法第十二条第二項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に存する次に掲げる協同組合であつてその出資の総額が千万円に満たないものについては、新協同組合法第二十

五条第一項の規定は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、火災共済協同組合の出資の総額については、なお従前の例による。

一 新協同組合法第九条の二第七項に規定する特定共済組合(再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。)に該当する事業協同組合又は事業協同小組合

二 火災共済協同組合

三 新協同組合法第九条の九第四項に規定する特定共済組合連合会(再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。)に該当する協同組合連合会

四 新協同組合法第九条の二第一項に規定する特定共済組合(再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。)に該当する協同組合連合会

第九条 この法律の施行の際現に存する協同組合であつて新協同組合法第三十五条第六項に規定する組合に該当するものについては、同項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第十一条 この法律の施行の際現に存する協同組合又は新協同組合法第七十条に規定する中小企業団体中央会の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行の際現に存する協同組合(信用協同組合及び新協同組合法第九条の一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。)であつて組合員(協同組合連合会があつて事業協同組合若しくは事業協同小組合又は新協同組合法第九条の九第四項に規定する特定共済組合連合会(再共済又は再再共済の事業を行うものに限る。)に該当する事業協同組合若しくは事業協同小組合又は新協同組合法第九条の九第四項に規定する特定共済組合連合会で、同項本文の規定にかかるわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

第十三条 第一条の規定による改正前の中小企業等協同組合(以下「旧協同組合法」という。)の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行の際現に存する協同組合であつて新協同組合法第四十条の二第一項に規定する組合に該当するものについては、同条及び新協同組合法第四十条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第十五条 この法律の施行の際現に新協同組合法第五十七条の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する共済事業を行う協同組合及び共済事業を行う協同組合以外の協同組合

(信託協同組合及び新協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。)であつて組合員(組合員の総数が新協同組合法第三十五条第六項の政令で定める基準を超えるものは、施行日から起算して三年を経過するまでの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

第十六条 新協同組合法第五十八条第一項及び

の規定は、施行日から起算して五年を経過するまでの間は、適用しない。

第十七条 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前は、なお従前の例による。

五項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立てから適用し、施行日前に開始した事業年度に係る準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第五十八条第二項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第十七条 新協同組合法第五十八条の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の区分から適用し、施行日前に開始した事業年度に係る会計の区分については、なお従前の例による。

第十八条 新協同組合法第五十八条の三の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る資金運用について適用する。

第十九条 新協同組合法第五十八条の六の規定は、この法律の施行の際現に存する協同組合であつて同条第一項に規定する組合に該当するものについては、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第二十条 新協同組合法第五十八条の七の規定は、共済計理人を選任した日以後に開始する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

第二十一条 新協同組合法第六十一条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用する。

第二十二条 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第一百五条の二第二項の規定は、施行日以後最初に終了する事業

年度の翌事業年度から適用する。

第二十三条 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第一百六条の三の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第二十四条 この法律の施行の際現に存する輸出組合については、第二条の規定による改正後の規定は、施行日以後最初に準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前は、なお従前の例による。

十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

2 この法律の施行の際現に存する輸入組合については、新輸出入法第十九条の六において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第二十五条 この法律の施行の際現に存する輸出組合又は輸入組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前には、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第二十六条 この法律の施行の際現に存する輸出組合については、新輸出入法第十九条第一項における準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用する。

第二十七条 この法律の施行の際現に存する輸出組合については、新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

2 この法律の施行の際現に存する輸入組合については、新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

2 この法律の施行の際現に存する輸入組合については、新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

2 この法律の施行の際現に存する輸出水産業組合については、第三条の規定による改正後の輸出水産業の振興に関する法律(以下「新輸出水産業法」という。)第二十条において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 この法律の施行の際現に存する輸出水産業組合については、第三条の規定による改正後の輸出水産業の振興に関する法律(以下「新輸出水産業法」という。)第二十条において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第三十一条 この法律の施行の際現に存する輸出水産業組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前には、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第三十二条 この法律の施行の際現に存する輸出水産業組合については、新輸出水産業法第二十条において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前には、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第三十三条 この法律の施行の際現に存する輸出水産業組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前には、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第三十四条 この法律の施行の際現に存する輸出水産業組合については、新輸出水産業法第二十条において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用する。

第三十五条 この法律の施行の際現に存する輸出水産業組合については、新輸出水産業法第二十条において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用する。

適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第三十三条 この法律の施行の際現に存する輸出水産業組合については、新輸出水産業法第二十条において準用する新協同組合法第三十六条の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第三十四条 第三条の規定による改正前の輸出水産業組合に関する法律(以下「旧輸出水産業法」という。)の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第三十五条 この法律の施行の際現に新輸出水産業法第二十条において準用する新協同組合法第五十七条の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する輸出水産業組合(組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。)は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

**(中小企業団体の組織に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)**

第三十六条 この法律の施行の際現に存する協業組合については、第四条の規定による改正後の中小企業団体の組織に関する法律(以下「新団体法」という。)第五条の二十三第三項において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する商工組合及び

商工組合連合会については、新団体法第四十七条第二項において準用する新協同組合法第三十条の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第三十七条 この法律の施行の際現に存する協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第三十八条 この法律の施行の際現に新団体法第五十七条において準用する新協同組合法第三項において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第三十九条 この法律の施行の際現に存する商工組合連合会については、新団体法第四十七条第二項において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第四十条 第四条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律(以下「旧団体法」という。)の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例によ

る。

商工組合連合会については、新団体法第四十七条第二項において準用する新協同組合法第三十条の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第四十一条 この法律の施行の際現に新団体法第五十七条の二十三第三項において準用する新協同組合法第五十七条の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する協業組合(組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。)は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

第四十二条 この法律の施行の際現に存する商工組合及び商工組合連合会において準用する新協同組合法第三十九条において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第四十三条 この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第四十四条 この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合については、新鉱工業組合法第十六条において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第四十五条 この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合については、新鉱工業組合法第十六条において準用する新協同組合法第三十六条の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第四十六条 第五条の規定による改正前の鉱工業技術研究組合(以下「旧鉱工業組合法」といいう。)の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例によ

る。

第四十七条 この法律の施行の際現に存する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会(以下「商店

第四十八条 この法律の施行の際現に存する商工組合及び

第四十九条 この法律の施行の際現に存する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会(以下「商店

店街組合」という。)であつて第六条の規定による改正後の商店街振興組合法(以下「新商店街組合法」という。)(第四十四条第五項に規定する組合に該当するものについては、同項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第四十八条 この法律の施行の際現に存する商店街組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第四十九条 この法律の施行の際現に存する商店街組合については、新商店街組合法第四十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第五十条 この法律の施行の際現に存する商店街組合については、新商店街組合法第四十八条第五項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第五十一条 第六条の規定による改正前の商店街振興組合法(以下「旧商店街組合法」という。)の規定による役員の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第五十二条 この法律の施行の際現に新商店街組合第六十七条の二に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する商店街組合であつて組合員(商店街振興組合連合会にあつては、会

員たる組合員)の総数が新商店街組合法第四十四条第五項の政令で定める基準を超えるものは、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

2 新商店街組合法第六十七条の二の規定にかかるわらず、組合員(商店街振興組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が新商店街組合法第四十四条第五項の政令で定める基準を超える商店街組合は、施行日から郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日までの間、郵便貯金によりその業務上の余裕金を運用することができる。

3 郵政民営化法の施行の日以後は、旧郵便貯金(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則)第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前後の郵便貯金法(昭和二十一年法律第二百四十四号)第七条第一項各号に規定する郵便貯金をいう。)は、新商店街組合法第六十七条の二第一号の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

(処分等の効力)

第五十三条 旧協同組合法、旧輸出入法、旧輸出水産業法、旧団体法、旧鉱工業組合法又は旧商店街組合法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、それぞれ新協同組合法、新輸出入法、新輸出水産業法、新団体法、新鉱工業組合法又は新商店街組合法の相当規定によつてした

の例による。

第五十四条 この法律の施行前にした行為及び(罰則に関する経過措置)

第五十五条 附則第二条から第五十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第五十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(協同組合による金融事業に関する法律の一一部改正)

第五十七条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号及び第二号並びに第四条の第四項中「第九条の九第五項」を「第九条の九第六項」に改める。

第六条の六第一号及び第六条の七第三号中「第一百六条第四項」を「第一百六条第二項」に改め、「自動車損害賠償保障法の一部改正」

第五十九条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項第一号中「第五十七条の三第二項」を「第五十七条の三第二項後段」に改める。

第一百五十五条第一項第四項中「第一百十五条规定」を「第一百五十五条第一項各号」を「第一百五十五条第一項各号に改める。

第六十条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七条)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第六号中「同条第五項第一号」を「同条第六項第一号」に改める。

官 報 (号外)

反対者氏名	田村 秀昭君	長谷川憲正君	倉田 寛之君	小池 正勝君
	糸数 慶子君	木俣 佳文君	小泉 昭男君	岡崎トミ子君
○名	鈴木 陽悦君	角田 義一君	小齐平敏文君	神本美恵子君
	鷹井 昭郎君	鴻池 祥肇君	小林 温君	北澤 俊美君
日程第一 平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十六年度政府関係機関決算書「委員長報告のとおり是認」	佐藤 泰三君	坂本由紀子君	山本 順三君	森元 恒雄君
	櫻井 新君	山東 昭子君	吉村剛太郎君	山内 俊夫君
賛成者氏名	阿部 正俊君	愛知 治郎君	山崎 正昭君	山崎 力君
	青木 幹雄君	秋元 司君	山谷えり子君	吉田 博美君
一二七名	浅野 勝人君	荒井 正吾君	吉田 正俊君	小泉 顯雄君
	有村 治子君	岩井 信也君	山下 英利君	小林 順子君
市川 一朗君	市川 光英君	大仁田 厚君	山本 一太君	吉田 正勝君
	魚住 汎英君	岡田 直樹君	田中 直紀君	森元 恒雄君
尾辻 秀久君	大野つや子君	小野 清子君	田村 耕太郎君	吉村剛太郎君
	大野つや子君	岩永 浩美君	竹中 平藏君	山崎 正昭君
荻原 健司君	荻原 健司君	井上 加治屋義人君	武見 敬三君	山谷えり子君
	加納 時男君	柏村 武昭君	常田 享詳君	吉田 博美君
岸 宏一君	岸 信夫君	狩野 安君	中島 啓雄君	鈴木 一保君
	北岡 秀二君	木村 仁君	西田 吉宏君	鈴木 一保君
杏掛 哲男君	片山虎之助君	金田 勝年君	中原 爽君	鈴木 一保君
	河合 常則君	河合 常則君	二之湯 智君	鈴木 一保君
国井 正幸君	国井 正幸君	岡田 直樹君	西田 吉宏君	鈴木 一保君
	水落 敏栄君	水落 敏栄君	西田 吉宏君	鈴木 一保君
○名	水落 敏栄君	西田 吉宏君	西田 吉宏君	鈴木 一保君
	溝手 顕正君	西田 吉宏君	西田 吉宏君	鈴木 一保君
反対者氏名	足立 信也君	山本 保君	高橋 千秋君	大久保 勉君
	朝日 俊弘君	鰐淵 洋子君	千葉 景子君	岡崎トミ子君
一〇一名	池口 修次君	山本 保君	津田弥太郎君	大塚 耕平君
	今泉 昭君	渡辺 孝男君	内藤 正光君	加藤 敏幸君
大石 正光君	江田 五月君	浅尾慶一郎君	西岡 武夫君	喜納 昌吉君
	小川 敏夫君	小川 悟君	白 真勲君	工藤堅太郎君
大江 康弘君	小川 悟君	犬塚 直史君	内藤 正光君	郡司 彰君
	三浦 一水君	岩本 司君	林 久美子君	喜納 昌吉君
五五	水岡 俊一君	松村 祥史君	平野 達男君	大塚 耕平君
	森 ゆうこ君	松村 祥史君	広中和歌子君	加藤 敏幸君
○名	森 ゆうこ君	松井 孝治君	藤本 哲郎君	喜納 昌吉君
	森 ゆうこ君	松岡 徹君	藤本 哲郎君	喜納 昌吉君
反対者氏名	前田 武志君	藤本 哲郎君	藤末 健三君	大塚 耕平君
	前田 武志君	藤本 哲郎君	藤原 正司君	喜納 昌吉君

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

官 報 (号外)

平成十八年六月九日

参議院会議録第三十二号(その一)

投票者氏名

松村 祥史君	三浦 一水君	松山 政司君	高嶋 良充君	高橋 千葉	福本 潤一君	山下 栄一君	松 あきら君
溝手 謙正君	矢野 哲朗君	山崎 正昭君	那谷屋 正義君	辻 泰弘君	内藤 正光君	津田 弥太郎君	山口 那津男君
山崎 力君	若林 正俊君	山下 英利君	吉田 博美君	吉田 正行君	西岡 武夫君	富岡由紀夫君	山本 香苗君
山崎 正昭君	山谷えり子君	山本 俊夫君	山本 順三君	羽田雄一郎君	白 真勲君	大田 昌秀君	渡辺 孝男君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	足立 信也君	林 久美子君	平田 健二君	福島みづほ君	又市 征治君
山崎 正昭君	山本 俊夫君	吉田 博美君	朝日 俊弘君	家西 悟君	廣田 一君	田村 秀昭君	大田 昌秀君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	池口 修次君	犬塚 直史君	浅尾慶一郎君	渡辺 孝男君	山本 香苗君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	今泉 昭君	岩本 司君	前川 清成君	内藤 正光君	山口 那津男君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	江田 五月君	小川 敏夫君	松井 孝治君	津田 弥太郎君	山本 香苗君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	小川 敏夫君	小川 勝也君	大江 康弘君	富岡由紀夫君	山本 香苗君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	大石 正光君	尾立 源幸君	加藤 敏幸君	内藤 正光君	津田 弥太郎君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	大久保 勉君	大塚 耕平君	喜納 昌吉君	西岡 武夫君	吉村剛太郎君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	内藤 正光君	吉村剛太郎君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	神本美恵子君	神本美恵子君	神本美恵子君	西岡 武夫君	吉村剛太郎君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	北澤 俊美君	北澤 俊美君	北澤 俊美君	内藤 正光君	吉村剛太郎君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	黒岩 宇洋君	黒岩 宇洋君	黒岩 宇洋君	西岡 武夫君	吉村剛太郎君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	小林 正夫君	小林 正夫君	小林 正夫君	内藤 正光君	吉村剛太郎君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	櫻井 充君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	西岡 武夫君	吉村剛太郎君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	鈴木 寛君	島田智哉子君	島田智哉子君	内藤 正光君	吉村剛太郎君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	主 濱 了君	主 濱 了君	主 濱 了君	西岡 武夫君	吉村剛太郎君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	内藤 正光君	吉村剛太郎君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	吉田 博美君	田名部匡省君	田名部匡省君	田名部匡省君	西岡 武夫君	吉村剛太郎君
投票者氏名							
浜四津敏子君	西田 実仁君	谷合 正明君	澤 雄二君	加藤 修一君	蓮 稔君	前田 武志君	福本 潤一君
浜四津敏子君	浜田 昌良君	遠山 清彦君	草川 昭三君	魚住裕一郎君	若林 秀樹君	藤末 健三君	千葉 景子君
浜四津敏子君	和夫君	弘友 和夫君	風間 駿君	加藤 修一君	蓮 稔君	藤原 正司君	高橋 千葉
浜四津敏子君	和夫君	和夫君	白浜 一良君	白浜 一良君	若林 秀樹君	前田 武志君	高橋 千葉
浜四津敏子君	和夫君	和夫君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	藤末 健三君	高橋 千葉
浜四津敏子君	和夫君	和夫君	和夫君	和夫君	和夫君	前田 武志君	高橋 千葉
浜四津敏子君	和夫君	和夫君	和夫君	和夫君	和夫君	藤末 健三君	高橋 千葉
浜四津敏子君	和夫君	和夫君	和夫君	和夫君	和夫君	前田 武志君	高橋 千葉
投票者氏名							
反対者氏名	一一〇名	反対者氏名	一一〇名	反対者氏名	一一〇名	反対者氏名	一一〇名
井上 哲士君	井上 哲士君	井上 哲士君	井上 哲士君	井上 哲士君	井上 哲士君	井上 哲士君	井上 哲士君
緒方 靖夫君	緒方 靖夫君	緒方 靖夫君	緒方 靖夫君	緒方 靖夫君	緒方 靖夫君	緒方 靖夫君	緒方 靖夫君
小池 晃君	小池 晃君	小池 晃君	小池 晃君	小池 晃君	小池 晃君	小池 晃君	小池 晃君
大門実紀史君	大門実紀史君	大門実紀史君	大門実紀史君	大門実紀史君	大門実紀史君	大門実紀史君	大門実紀史君
吉川 春子君	吉川 春子君	吉川 春子君	吉川 春子君	吉川 春子君	吉川 春子君	吉川 春子君	吉川 春子君
紙 智子君	紙 智子君	紙 智子君	紙 智子君	紙 智子君	紙 智子君	紙 智子君	紙 智子君
小林美恵子君	小林美恵子君	小林美恵子君	小林美恵子君	小林美恵子君	小林美恵子君	小林美恵子君	小林美恵子君
仁比 聰平君	仁比 聰平君	仁比 聰平君	仁比 聰平君	仁比 聰平君	仁比 聰平君	仁比 聰平君	仁比 聰平君
糸数 慶子君	糸数 慶子君	糸数 慶子君	糸数 慶子君	糸数 慶子君	糸数 慶子君	糸数 慶子君	糸数 慶子君

官 報 (号 外)

第明治
三
種
郵
便
物
認
可日

平成十八年六月九日 参議院会議録第二十二号(その二)

官報号外 平成十八年六月九日

○ 第百六十四回 参議院会議録第三十一号（その一）

〔本号（その一）参照〕

○ 参議院少子高齢社会に関する調査会委員会

調査報告書

少子高齢社会に関する調査会

右の件について別紙のとおり中間報告する。

平成十八年六月七日

少子高齢社会に関する調査会長 清水嘉与子

参議院議長 扇 千景殿

少子高齢社会に関する調査報告（中間報告）

第一 調査会の調査の経過

参議院少子高齢社会に関する調査会は、少子高齢社会に關し、長期的かつ総合的な調査を行ったため、第百六十一回国会（臨時会）の平成十六年十月十二日に設置された。

本調査会における調査テーマについては、調査会設置後の理事懇談会において協議を重ねた結果、「少子高齢社会への対応の在り方について」とすることとした。

第二 調査会の概要

- 1 団塊世代対策等少子高齢社会の課題に関する件
- 2 参考人からの意見聴取及び主な意見交換
- 3 調査会委員間の自由討議
- 4 海外派遣議員の報告
- 5 派遣委員の報告
- 6 少子高齢社会への対応の在り方についての行うこととした。

この調査テーマの下、調査の一年目においては、少子高齢社会への対応の在り方について幅広い議論を行いつつ、「少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件」を当面の調査事項として取り上げて調査を行い、平成十七年七月八日に中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

調査の二年目においては、理事懇談会において協議を行った結果、「少子高齢社会の課題と対策に関する件」を調査事項として取り上げ、調査を行つこととした。

提言

第七回議会（特別会）においては、平成十七年十月十九日、団塊世代対策等少子高齢社会の

課題に関する件について、林田内閣府副大臣、塩谷文部科学副大臣及び西厚生労働副大臣から説明を聴いた後、質疑を行つた。

また、平成十七年十月二十六日、少子高齢社会の課題と対策に関する件（団塊世代の諸課題）について、作家・元経済企画局長官堀屋太一氏、株式会社博報堂生活総合研究所エグゼクティブフェロー・東京経済大学コミュニケーション学部教授関沢英彦氏及び株式会社大和総研資本市場調査部主任研究員鈴木準氏を参考人として招き、意見を聴いた後、質疑を行つた。

第百六十四回国会（常会）においては、平成十八年二月八日、少子高齢社会の課題と対策に関する件（少子化対策の取組状況）について、山口内閣府副大臣、馳文部科学副大臣及び中野厚生労働副大臣から説明を聴いた後、質疑を行つた。

また、平成十八年二月十五日、人口減少社会の経済財政問題について、エコノミスト香西泰氏、法政大学社会学部教授小峰隆夫氏及び株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員伊藤さゆり氏を、二月二十二日には、企業の取組について、社団法人経済同友会代表幹事・日本アイ・ビー・エム株式会社代表取締役会長北城格太郎氏、株式会社工トワール海渡取締役人事部長有賀俊文氏及び日本労働組合総連合会副事務局長逢見直人氏を、三月一日には、地域における取組について、奈良県知事柿本善也氏、江戸川区長多田正見氏及び新潟市

氏を参考人として招き、それぞれ意見を聴いた後、質疑を行つた。

さらに、平成十八年四月五日、女性の健康・不妊治療等について、性と健康を考える女性専門家の会会長・主婦会館クリニツクからだと心の診察室産婦人科医堀口雅子氏、社会福祉法人贊育会贊育会病院院長鶴下重彦氏、社団法人日本助産師会会長・天使大学学長兼大学院助産研究科長近藤潤子氏及び株式会社科学技術文明研究所所長米本昌平氏を参考人として招き、意見を聴いた後、質疑を行つた。

平成十八年四月十二日には、子育てへの経済的支援について、早稲田大学大学院会計研究科客員教授（兼任）品川芳宣氏、株式会社野村総合研究所研究理事中村実氏及び東洋大学経済学部教授白石真澄氏を参考人として招き、意見を聴いた後、質疑を行つた。

このようないわゆる「団塊世代対策等少子高齢社会の課題についての政府からの説明聴取並びに少子高齢社会の課題と対策についての参考人からの意見及び政府からの説明聴取を踏まえ、平成十八年五月十日、中間報告の取りまとめに向けて調査会委員会の課題と対策についての参考人からの意見及び自由討議を行つた。この自由討議においては、出生率低下の背景にある長時間労働等の働き方の見直しの必要性、産科医不足への対処の必要性、少子化対策として所得税制を見直す必要性、少子化対策における「子育ち」の視点の重要性、地方公共団体が地域の実情に応じた少子化対策を実施するための地方分権の必要性等が指摘された。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議

を行つた結果、少子高齢社会への対応の在り方にについての当面する課題について意見を集約し、「結婚・家庭形成に向けての環境整備」を始めとする五つの柱から成る十七項目の提言を取りまとめた。

さらに、平成十七年十一月二十七日から十二月六日までの十日間、本調査会委員を主なメンバーとする参議院の重要な事項調査議員団が、ノルウェー、フランス及びドイツにおける少子高齢社会に関する実情調査のため、海外へ派遣され、その報告を十八年二月八日の調査会において聴取した。

このほか、平成十八年二月十六日及び十七日の二日間、少子高齢社会に関する実情調査のため、静岡県に委員派遣を行つた。

なお、平成十八年二月八日の調査会において、調査に先立ち、猪口内閣府特命担当大臣(少子化)より、「少子化の流れを変えるため、国民や地方の声を聞きつつ、政府一体となって対応策を考えていきたい」旨の発言があつた。

第二 調査会の概要

一 団塊世代対策等少子高齢社会の課題に関する件

团塊世代対策等少子高齢社会の課題に関する件について、平成十七年十月十九日、林田内閣府副大臣、塩谷文部科学副大臣及び西厚生労働副大臣から説明を聴取し、質疑を行つた。その概要は次のとおりである。

内閣府

少子高齢化の進展は、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に深刻な影響をもたらしかねない大きな問題である。

少子化対策については、平成十六年に決定した

少子化社会対策大綱及びその具体的な実施計画である子ども・子育て応援プランに基づき、子どもの誕生前から成長、自立に至るまで切れ目のない子育て支援を行うため、待機児童ゼロ作戦、育児時間の確保するための働き方の見直し、地域の子育て支援、若者の就労支援等の施策を着実に実施していく。また、早急に関係閣僚と有識者による委員会を立ち上げ、今後の少子化対策の在り方について検討を進めていく。さらに、仕事と家庭・子育ての両立のための官民一体となつた国民的な運動に取り組んでいく。

高齢社会対策については、高齢社会対策基本法に基づく高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針として、平成十三年十二月に新たな高齢社会対策大綱を閣議決定した。大綱は、旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく施策の展開を図ること等を政府の基本姿勢とし、高齢期の自立を支援する施策等について横断的に取り組むとともに、就業・所得、健康・福祉等の各分野における基本的施策を示している。横断的に取り組む課題についての内閣府の政策研究等の一つとして、十六年度においては、高齢者の社会参加に関する調査及び分析を実施した。また、十八年度中には同大綱を見直すこととしている。

なお、経済財政諮問会議では、将来の人口減少

や少子高齢化の下で、構造改革の先にある二〇三〇年の経済社会の姿を描いた日本二十一世紀ビジョンを平成十七年四月に公表した。

文部科学省

高齢社会対策については、高齢社会対策大綱に基づき、主に以下の取組を行つてある。生涯学習の推進体制と基盤の整備については、地方公共団体における推進体制の整備、生涯学習フェスティバルを通じた普及・啓発等により、生涯のいつ

でも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の形成に努めている。学校における多様な学習機会の確保については、大学における社会人特別選抜の実施や夜間大学院設置等による社会人の受入促進、公開講座の実施等に取り組むとともに、専修学校社会人新キャリアアップ教育推進事業の経費を平成十八年度概算要求に計上している。このほか、多様な学習機会の提供、高齢者の社会参加活動の促進、NPO等の活動基盤の整備を行つてある。

前年の児童の教育・保育の充実として、幼稚園就園

奨励費補助等を行つとともに、就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の平成十八年度からの本格実施に向けて検討を進めている。あわせて、家庭教育手帳の作成・配布等によ

る家庭教育支援の充実、児童虐待防止対策の推進、子どもの健康の支援、子どもの安全の確保に努めている。

厚生労働省

我が国の社会保障制度は、制度の充実と高齢化の進行により、一九七〇年度の三・五兆円から二〇〇五年度予算ベースで八十九兆円に急増し、国民所得比では五・八%から二三・八%に伸びてゐる。負担も増加しており、現在の国民負担率は

欧洲よりは低いものの、将来にわたり持続可能で

安心な社会保障制度とするため、制度全般の改革を進めている。

二〇〇七年以降は团塊世代が六十歳を超えて、今は労働力人口が減少していくことが見込まれてゐる。経済社会の活力を維持していくためには、意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現を図る必要があり、年金支給開始年齢となる六十五歳までの雇用確保、

中高年齢者の再就職促進、多様な就業・社会参加の促進による高齢者雇用対策を進めている。团塊世代の退職に伴う技能継承問題及び若者のものづくり技能離れば、我が国は国際競争力を支えるものづくり技能、現場力の喪失を招くおそれがある。技能継承・現場力強化の取組に対する支援に

については、総合的な情報提供・相談援助、人材確保への財政的な支援等を行うとともに、技能の振興については、ものづくり技能的重要性についての国民の意識喚起、若者等に対する工場、訓練施設等の開放促進、ものづくり技能競技大会の実施、顕彰等の施策を推進していく。

少子化対策については、平成十六年十二月に子ども・子育て応援プランを策定し、若年者試行雇用の活用、一般事業主行動計画の実施に対する支援、待機児童ゼロ作戦、児童虐待対策等、少子化社会対策大綱に掲げる四つの重点課題に沿って、従来より幅広い施策について五年間の目標を掲げ、その実現に努めている。

このような政府からの説明を踏まえ質疑を行つたが、その概要は次のとおりである。

- ① 団塊世代のとらえ方については、昭和二十二年生まれからの三年間とするのが一般的であるが、もう少し幅広いとらえ方も考えられる。
- ② 生産年齢人口の定義を見直すなど年齢に対する考え方を転換するとともに、年齢差別禁止法の制定等により、高齢期にだれもが働くことのできる社会の構築に向けた取組が必要である。
- ③ 高齢者雇用を進めるに当たっては、高齢者の健康状態等に応じた弾力的な勤務体系や賃金体系のモデルを提示していくことが必要である。
- ④ 改正高齢者雇用安定法により、六十五歳

までの雇用確保が求められるが、労使協定により継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を定めたときには、希望者全員を対象としない制度も可能であり、また経過的措置として就業規則等に当該基準を定めることも可能なとしている。

⑤ 高齢女性の視点からの雇用、住宅等の対策が重要であり、とりわけ再就職の障害となる採用上限年齢を撤廃する必要がある。

⑥ NPO等を活用することによって、高齢者の持つ技術や勤労観等を若者に伝承するための支援体制を整備することが重要である。

⑦ 高齢者の社会参加及び介護予防の観点からも高齢者の学習機会の確保は重要であり、インターネット等による通信教育を充実させることにより、どのような高齢者にも等しく学習する機会を確保することが必要である。

⑧ 生涯学習の機能として高等学校の活用が重要であることから、単位制・通信制等により高等学校の多様化を進めていく必要がある。

⑨ 生涯学習や体験学習、さらには子育て等により就業を中断した女性の再就職支援等を進めるためには、専門的な知識を持つキャリア・カウンセラーが必要である。

⑩ 地域子ども教室推進事業や里親制度等の子育て支援に高齢者の能力を積極的に活用していくことが必要である。

⑪ 少子化対策を講じていてもかかわらず出生率は低下し続けていたことから、教育、就労支援等による若者の自立支援、家庭を重視する上では、学校給食に使用される食品の安全

できる働き方の見直し、子育て支援施策の一層の充実が必要である。

⑫ 先進諸国においては、女性の労働率の高い国の方が合計特殊出生率も高いという関係にあると指摘されていることから、我が国においても子育て支援施策を充実させることにより、女性の労働率を高めていく必要がある。

⑬ 待機児童の解消は徐々に進んでいるが、今後も保育所の創設及び増改築を行うため、次世代育成支援対策施設整備交付金の拡充に努める必要がある。

⑭ 就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設については、モデル事業の成果を検証した上で子どもにとって望ましい制度を実現するという視点に立ち、新たなプログラマムをつくるなど既存の予算を効率的に運用していく必要がある。

⑮ 社会全体で子育てに取り組むという子育ての社会化を進める前に、子育てに第一義的に責任を持つのは家庭であり、親であるという意識を高めていく必要がある。

⑯ 児童虐待防止法の改正により、相談業務に関し市町村の担う役割が明確化されたことか

性を十分に確保することが重要である。

⑰ 子どもの健康の支援として、食育の推進のみならず、学校における運動部活動の充実等

により、子どもの体力向上に対する更なる支援を行うことが必要である。

⑲ 子どもの安全の確保のための取組である地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業については、その効果を検証するとともに、対象をより幅広い年齢層に拡大していく必要がある。

⑳ 将来推計人口については、データを基に機械的に推計するのみではなく、経済指標、外国人労働者の活用、男女共同参画の進展等を反映させた推計を行うことが必要である。

㉑ 参考文献からの意見聴取及び主な意見交換

少子高齢社会の課題と対策に関する件について、平成十七年十月二十六日、十八年一月十五日、二月二十二日、三月一日、四月五日及び四月十二日にそれぞれ参考人から意見を聴取し、意見交換を行つた。その概要は次のとおりである。

二 少子高齢社会の課題と対策に関する件

1 参考文献からの意見聴取及び主な意見交換

少子高齢社会の課題と対策に関する件について、平成十七年十月二十六日、十八年一月十五日、二月二十二日、三月一日、四月五日及び四月十二日にそれぞれ参考人から意見を聴取し、意見交換を行つた。その概要は次のとおりである。

(平成十七年十月二十六日)

作家・元経済企画庁長官 堀屋 太一氏

現在の財政、年金、雇用慣行、教育、国土政策は、科学技術の発達、生産力の拡大、人口の爆発的増加を特徴とした近代工業社会及びピラミッド型の人口構造を前提として構築されてきた。しかし、二〇一〇年の日本の人口構造は、六十歳前後

と三十歳代後半に大きな膨らみがある二段峯の形となることが想定される。

戦後の日本は官僚主導型業界協調体制、日本式経営、職縁社会・核家族の三つを土台とする規格大量生産型の近代工業社会を構築し、六十歳定期が普及してきたが、教育平均年限が五年以上、平均寿命が十五年以上伸びたことから、年齢観を変え、七十歳まで働くことを選べる社会を構築していく必要がある。

定年は終身雇用から離脱し、自由なる労働者として市場に参入する門出である。高齢者は年金兼業型の賃金構造、子育て及び職場的支出の減少により、労働力としての価格競争力を持つことが期待できることから、定年後は自由な労働競争の中で、個人の体力、意欲や経済的必要に合った多様な勤労形態が求められる。そのためには、多様な勤務形態を推進するための諸法令の整備、多様な勤務形態を活用する対人技術の開発、歩いて暮らせるまちづくりの実現及び高齢者対応の産業機器の開発普及活動が必要である。

長期的対策としての移民の受け入れについては、移民が日本の技術と習慣を母国に持ち帰ることによつて、その国に日本の産業、技術及び文化が根付くという利点があることから、労働移民の規律ある導入とその同化教育について早期に検討していく必要がある。

人口減少に対しても世界各国であらゆる対策が講じられているが、効果は極めて限定期である。近代工業社会では教育、就業、結婚、出産の順序

を守るという社会的概念が構築されており、教育年限の延長により出産年齢が上昇している。あらゆる国で女性の初婚、初産年齢と合計特殊出生率は高い相関関係にあることから、教育期と出産期の順序を問わないよう社会的概念を変更し、大学における託児所の設置、親が二十四歳になるまでの奨学金の支給、育児資金の拠出等により、若年の出産を奨励していくことが必要である。

これから日本は高齢者が自由なる労働者として登場することにより、ローコストな社会となり、大いに繁栄する可能性がある。今後は労働力の移動を妨げることなく、年齢観、近代工業社会的な人生観を変えていくことが求められる。

株式会社博報堂生活総合研究所エグゼクティブ教授 関沢 英彦氏

フェロー・東京経済大学「ミニケーション学部

人が消費するときに求められる条件として、まず欲しいものがあるのかということが挙げられる。従来は女性の方が消費意欲が強かつたが、今後は退職後の男性の消費の拡大にも期待できる。

また、買うお金があることも必要である。家計調査等からの分析によると、六十歳代前半の勤労世帯と年金収入のみの無職世帯では可処分所得に差がある。我が国ではサービス消費の比率が高まっているが、消費には時間が必要であり、結果として女性の消費比率が高まっている。しかし、第一線の職場からの引退により、男性にもゆとり

が生じてくることから、様々な消費の可能性が出てくると考えられる。

団塊世代の引退で期待される市場として「四つのトラ」がある。第一に、トラベルである。世論調査では男性、女性共に国内旅行、海外旅行の需要が高く、旅行会社も多様な旅行を提供してお

り、現在の海外旅行市場では五十歳以上が全体の約三分の一を占めている。第二に、ドライブである。団塊世代はモータリゼーションの第一期生であり、自動車等には若者以上の関心を持つている。第三に、トライである。インターネット、健

康関連商品、学習、趣味、留学、投資の分野への挑戦が増加しつつある。第四に、ドラマである。外食、おしゃれ、リフォーム、AV機器、国内外への移住による消費の拡大が期待される。

現在の我が国の平均寿命は八十二歳余である。人生を「三万日の大冒険」としてとらえると、子ども・青年前期の七千五百日を第一ステージ、青年後期から中高年前期までの一万五千日を第二ステージ、中高年の中期・後期の七千五百日を第三ステージとして考えることができる。第三ステージにおいて元気よく生きていくためには、健康に加えて、人との付き合いがあることが重要である。人との付き合いがある人は消費、ボランティア等も活発である。

また、女性の方が長寿であることから、高齢化社会は介護者・被介護者も含め、おばあちゃん社会である。女性の社会として、消費、社会構成について考えていくことも重要である。

株式会社大和総研資本市場調査部主任研究員 鈴木 準氏

団塊世代は人口構成上、労働力としても突出した影響力を持っており、平成十三年時点での五十歳代前半層は労働力人口で一三%、賃金総額では一六%を占めている。その要因として、年功賃金カーブが健在であること、それ以前の世代と比較して高学歴化していること及び勤続年数が長いことが挙げられる。しかし、内閣府の試算による

と、団塊世代等の退職により、十六年からの十年間で六%程度の人件費負担の構造的減少が見込まれる。

五十歳以上の従業員の割合が高い業種ほど雇用過剰感が強く、年功賃金を伸ばす形での雇用延長は難しい。団塊世代の存在を背景とする雇用過剰感が今後も継続した場合、企業利益を圧迫し、設備投資抑制要因となる。また、若年雇用抑制との因果関係も示唆される。

一定年引上げの課題として七割以上の企業が給与体系の見直しを挙げており、近年の希望退職募集の効果にも人件費の減少が挙げられる。定年後制度の運用状況をみると、七割以上の企業が再雇用、勤務延長等の制度を既に採用しているが、希望者全員に継続雇用制度を適用している企業は約二割であり、運用は限定的である。今後は高齢者の労働需要が拡大しない可能性も考えられる。

労働力減少や高齢化の懸念への対応には、失業者等現在でも使われていない労働力の活用が重要である。特に、若年層の雇用の厳しさと婚姻率との関係が指摘でき、婚姻率の低下は出生率の低下

にもつながることから、若年雇用対策は少子化対策でもある。また、これまでの我が国の生活水準の向上は人口及び労働力の増加ではなく、生産性の向上の度合いによるものが最も重要であると考えるため、人口の増減を過大に評価すべきではない。

年金改革の一環として改正された高年齢者雇用

安定法への企業の対応としては、解雇が厳しく制限されている我が国では定年制の廃止や定年の引上げは考えにくく、継続雇用制度で対応することが予想される。企業に対して一律的・強制的に高齢者雇用を義務付けることは避けるべきである。技能承継の問題については特定の世代に限った話ではない。必要であるならば、企業は法律で義務付けられるまでもなく雇用継続により対応すると考えられる。

活力ある高齢化社会の実現は可能である。勤労意欲の高い団塊世代には、個人のライフスタイルに合った多様な働き方の提供が必要である。また、これから高齢者は、生涯にわたり自動車に乗り続け、ITを使いこなすなど、従来の高齢者と異なるイメージでみる必要がある。起業等の活躍も期待されることから、高齢者を無理に企業に張り付けるのではなく、アクティブラーニングの自由な発想と選択に委ねることが求められる。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行つたが、その概要は次のとおりである。

① 従来の生産年齢人口の概念を見直し、六十

五歳からは年金を受け取りつつ七十歳まで働くことを選べる社会への転換を目指す必要がある。

② 七十歳まで働くことのできる社会の実現のために、受給開始年齢を遅らせることが有利に作用するような年金制度の構築が必要である。

③ 年金受給者の労働市場への参入により、労働市場の適切なすみ分けが起き、ローコスト社会になるという利点も考えられるが、現役世代の公正労働基準に対してマイナスの影響を与えないよう配慮する必要がある。

④ 労働力の固定化による社会の高コスト化、

都市化の進展による退職者の孤獨化、食生活の変容による寿命の低下、企業への一律的・強制的な雇用延長による若年者の雇用環境の悪化等、高齢社会における最悪のシナリオを避けるための取組が必要である。

⑤ 団塊世代を含めた退職者の生活基盤を改善するためには、雇用の継続のみならず、医療、介護の負担等への不安を払拭していく必要がある。

⑥ 団塊世代の議論は男性のみを想定していることから、女性の暮らし、収入、生き方等について、男性とは異なる政策的対応が必要である。

⑦ 団塊ジユニア世代は、失業者・二ートの増加、未婚化・晚婚化の進展による出生率の低下、未婚であることによる高い可処分所得、結婚、出産、住宅の取得等による消費の増加

等、社会に対して大きな影響を及ぼしていくことが予想される。

⑧ 企業の労働力として若年労働力を確保するためには、短期的には求職と求人を調和させ、中期的には、長期的には中堅の労働者を育成する仕組みを構築するとともに、長期的には中学校、高等学校からの職業意識の涵養が必要である。

五、社会に対する影響

⑨ 大学における託児所の設置や育児者に対する奨学金等により、教育期間の終了を待たずに出産できる環境を整備するとともに、子どもを持つ新成人を成人式で表彰するなど、若年出産を奨励する意識付けを行っていく必要がある。

⑩ 育児については、男性の家事・育児参加、家族が時間を共有できる長期休暇制度の推進等により家族の機能を重視するとともに、社会的育児の概念を取り入れた体制の整備も必要である。

⑪ 自助・互助・公助のバランスの中で、文化、育児、介護等の互助プログラムを支援していくような寄附税制が必要である。

⑫ 人口減少において移民を一定の条件で受け入れる際には、移民供給国に日本移住のための教育機関を設置するとともに、移民が帰国した後に日本の文化、技術を広めることが帰国した後に日本の文化、技術を広めることが必要な支援策を講じることも必要である。

(平成十八年二月十五日)
エコノミスト 香西 泰氏
少子高齢化・人口減少が経済に与える影響とし

て、マクロの成長に対してはマイナスの影響を与える。その原因として、まず労働力が減少する。

少子化により労働力供給は減少し、全体としての成長が鈍くなる。貯蓄も減少する。引退後の高齢期は生活のため貯蓄を取り崩す必要があり、高度成長期と比較して我が国の貯蓄率は低下している。また、資本は利益率の高いところに投資され

るが、人口減少社会は資本と労働の比率において労働の比率が小さくなることから、利潤率が余り上がらず、資本が海外に流出することが考えられる。さらに、人口減少に伴う需要不足が失業を生み、需要面にもマイナスの影響を及ぼすことも考えられる。一人当たりの成長に対しては、ペストの流行による人口減少の後に経済が活性化したという歴史から、楽観的な議論が多い。しかし、疫病による人口減少では高齢者が減少し、一人当たりの食糧生産が増加したが、我が国が直面しているのは少子高齢化による人口減少であり、余り楽観することはできない。貯蓄の減少による投資の低下は避けられず、資本・労働比率の上昇も期待できないこと、また古い資本は生産性が高くないことから、一人当たりの経済成長を高めるためには生産性を向上させることが必要である。

今後の我が国の人口については、第三次ベビーブームが到来しないことが予想され、今後出生率が回復しても母親となる女性人口の減少により、出生数はかなり少なくなる。また、不安定な就業の増加は結婚や出産に影響を与えることが懸念されるが、失業率の上昇を抑制するという効果ももたらした。アメリカでは、晩婚でも子どもを生ん

でいること、経済状況の改善が将来の期待所得を高めていることにより、育児のための大きな財政負担をせずに、二以上の合計特殊出生率を維持している。スウェーデンやフランスでは、育児保険、児童手当等の政府の取組により出生率を回復したが、ドイツでは高い児童手当水準にもかかわらず出生率は低下しており、制度の導入に当たつてはその効果についても検討する必要がある。

日本二十一世紀ビジョンを取りまとめるに際しての調査では、現役世代の負担が増える中での財政、社会保障制度及び経済発展に対する不安から、二〇三〇年の我が国については悲観的な見通しが多かった。世代間共助では支える側の負担が過重になった場合、公平性が損なわれ、活力も低下することから、問題の解決を先送りすることなく、相続税や年金課税の見直しにより、世代内共助を強めていく必要がある。

先進国で人口が減少しない国はなくなりつつある。社会を明るくしていくためには、お金だけではなく時間を持つという少子高齢社会の利点をいかしつつ、急速な少子高齢化・人口減少に歯止めを掛けしていくことが望ましい。

法政大学社会学部教授 小峰 隆夫氏

を持つことのできる経済、社会を構築することが重要である。我が国は合計特殊出生率が低いだけではなく、主要国の中でも低下の幅が大きいことから、何らかの特殊要因があると考えられる。

総合国力は市民生活向上力、経済価値創造力及び国際社会対応力に分けられる。人口と総合国力の関係について考えると、購買力平価ベースでみた場合、我が国の一人当たりの国民所得はまだ低

さゆり氏 株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員 伊藤

E Uでは経済停滞と大量失業、社会保障負担大への対応、経済統合の深化への対応及び少子高齢化に対応した制度の見直しという労働市場にける加盟国の共通課題に対応するため、一九九〇年以降、共通雇用政策を採用している。二〇〇〇年以降はE Uの成長と雇用のための十か年計画によるリスボン戦略を推進しており、生産年齢人口、女性及び高齢者のそれぞれの就業率向上を目標に掲げ、就業者を増やすことにより、経済成

対する経済支援及び保育サービスの充実等の包括的支援による家族政策の推進により実現する方策やワーケーシェアリングの推進による労働の選択肢の拡大、企業による両立支援への積極的取組により実現する方策が採られている。また、高齢者の就業促進という点では、受給開始年齢の選択を可能にする年金制度改革、早期退職年金制度・失業保険の見直しによる早期退職慣行是正のほか、積極的雇用政策が行われている。

の成果を共有することを目標の一つとしているところに特徴がある。

E Uでは労働市場改革の結果、就業形態の多様化及びサービス業の雇用拡大により就業率は上昇しているが、日本と比較して就業率は依然として低いことから、更なる努力が求められている。内においては社会保障制度・資格制度の不統一による言語・文化の障壁による労働市場分断の結果としての伝統的構造の残存に加え、所得水準・経済成長率の格差及び具体的雇用政策の相違により、就業率及びその改善状況に格差が生じている。特に、伝統的な性役割分担が残り、男女間の就業率の格差が大きい国では、生産年齢人口の就業率

ワークシェアリングの推進は、労働者にはライ
フスタイル、価値観、体力等に応じた就業形態の
選択肢の多様化という意義が、企業には優秀な人
材の確保及び定着率・就業意欲の向上を通じた競
争力強化という意義があるが、我が国に導入する
場合には、就業形態の選択に伴う不利益の発生、
女性への育児・家事負担の集中という問題、企業
の競争力強化の効果に対する不安も根強いとい
う問題もある。ワークシェアリングの意義を高める
ためには、就業形態の選択によって不利益が生じ
ない制度環境の整備、制度間のバランス確保のた
めの関連制度の一体的な見直し、職場環境改善へ
の指導・インセンティブの拡充が必要であり、仕

事と家庭を両立できる制度の整備、高齢者の高い就業意欲をいかした継続雇用制度の定着が求められる。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要是次のとおりである。

① 我が国の出生率低下の特殊要因と考えられ

る日本型雇用慣行は、男性の正社員に有利な

制度設計となつており、女性の参画が進む社

会に適合するよう変えていく必要がある。

② 国際競争力を高めつつ、ワーク・ライフ・

バランスを実現するためには、長時間労働の

是正、均等待遇を実現した上でのワークシエ

アリング、短時間正社員制度、在宅勤務制度

により労働者の選択肢を多様化することが必

要である。

③ 欧州において育児等による就業中断の機会

費用が小さいのは、同一労働同一賃金の原則

が徹底されているからであり、我が国におい

ても正社員とパートタイマー間の賃金格差を

是正していく必要がある。

④ 我が国において仕事と家庭の両立を推進す

るためにには、育児休業の取得等により不利益

を被らない制度の実効性の確保及び保育サー

ビスの充実が必要であり、企業には就業者の

権利行使を積極的に推進する姿勢が求められ

る。また、企業がワーク・エアリングの利点

を追求できるような環境整備も必要である。

⑤ 社会保障給付費における高齢者関係給付費と児童・家族関係給付費を望ましい比率とす

るためには、育児を社会化するという観点か

ら育児保険を創設し、その財源は高齢者関係

給付費を抑制していくことで確保することが

考えられる。

⑥ 企業における子育て支援は、法律等により規制するのではなく、自主的に推進されるこ

とが望ましいため、子育て支援に積極的な企

業が評価される社会にしていくことが必要で

ある。

⑦ 企業内保育所の整備は、労働力不足と景気

低迷からの脱却という促進要因も加わり、優

秀な人材を確保するための投資として今後拡

充していくことが考えられる。

⑧ 子育ての外注化や仕事と家庭の両立支援が

人間力養成に与える影響が懸念されるため、

親が幼年期に子育てに集中できる環境整備が

必要である。

⑨ 若年層の雇用対策としては、職業訓練等の積極的雇用政策を実施するとともに、将来的に若年失業の長期化を防ぐため、高等学校からの中途退学を防ぐ取組を地域レベルで行うことや人生設計を専門のキャリア・デザイナーが指導する仕組みをつくることが必要である。

⑩ 高齢者就業は労働力人口減少に伴い促進さ

れると考えられるが、年金と仕事のバランス

を自ら選択し、個人の体力、能力及び意欲に

応じた働き方ができるようにすることが必要である。

(平成十八年二月二十二日)

社団法人経済同友会代表幹事・日本アイ・ビー・エム株式会社代表取締役会長 北城 格太郎氏

平成十六年に経済同友会「人口減少社会を考える委員会」が行ったアンケート調査によると、未

婚者より既婚の方が、また子どもの数が多い人ほど生活満足度が高いことから、長期的には結婚

し子どもを持つことが満足につながるという価値

を社会に伝えていく必要がある。また、同調査

によると、家族観は一九六〇年代生まれ以降多様化しており、特に家事・育児の男女平等、男性の育児休暇の取得の意識については世代を追うごと

に進展している。さらに、結婚しない理由についての質問では、結婚により失うコストを指摘する声が多いことから、結婚することとの価値を若い世代に伝えていく必要がある。

今後の少子化対策の方向性については、同調査

では、若年層ほど、子どもの数が多いほど経済的負担が大きいことから、児童手当、乳幼児に対する医療費補助等の経済的支援の拡充が求められる。また、保育料が安価になること、保育所不足の緩和、保育所のサービス時間拡大等を求める声が強いことから、規制を緩和し、民間のノウハウをいかした低価格で多様な保育サービスを提供することが必要である。そのため、ハウチャーワークのよ

うな保育券を支給し、利用者が多様で安価な保育サービスを自由に選択できるような体制づくりが求められる。さらに、女性よりも男性の方があもう一人の子を望む意見が多いことから、女性に掛かる負荷を軽減する必要があり、そのためには職場環境、子育て環境を整備することが求められる。

日本アイ・ビー・エムでは、ワーク・ライフ・

バランスを促進しており、女性が育児・介護を行

いながらキャリアを追求できるよう、多様な勤務

形態を取ることのできる体制を整えている。具

体的には、時間的制約の軽減策として、フレックス

タイム制度、短時間勤務制度等を設けている。空

間的制約の軽減策としては、インターネット等を

利用したe-ワーク制度により在宅勤務等を可能

にしている。

女性がキャリアを追求できる職場をつくること

により、経済的にも子育てが可能となる。また、

子育て期間中に十分な勤務ができなくても、それ

以降は能力主義、成果主義により、女性が活躍で

きる会社をつくることで少子化問題に対処してい

く必要がある。

株式会社エトワール海渡取締役人事部長 有賀

俊文氏

エトワール海渡は、明治三十五年に創業された卸売業の会社である。社員約九百名のうち七割弱

が女性であり、社員構成は約三十年前から変わ

っていない。平成十四年度には厚生労働省のファミ

リー・フレンドリー企業表彰において、東京都の

労働局長賞を受賞しており、受賞の要因の一つと

して社内保育所「エトワール保育園」を持つている

ことが考えられる。

エトワール保育園は、優秀な女性社員が結婚、

出産に伴い退職することを防ぐため、昭和五十二

年に設立された。エトワール保育園の定員は十八

名あり、保育士六名、調理師一名の体制で運営

されている。保育の対象は、十ヶ月児から三歳ま

である。対象を三歳までとする理由としては、六歳までとすると定員数に対して一学年当たり三名しか預かることができず不公平になること、四歳以降は地元の保育所に通い、地域でコミュニケーションをとることが小学校入学の際に望ましいことが挙げられる。近年は一学年六名以上の申込みがあり、その場合は抽選としている。抽選に漏れた場合は、民間の保育所に入らなければならないこともあります、その場合の保育料負担等が課題となっている。

また、従業員のうち常に十五名から二十名程度が出産休暇、育児休業を取得しているが、当社では出産後に職場復帰することが当たり前の姿となっている。

アタイムを十時から十六時に設定し、その前後は三十分単位で子どもの養育の状況に応じて勤務できる制度としている。全社員のうち本制度を利用している社員は八%弱であるが、育児休業や勤務時間短縮制度の利用者とフルタイム勤務の社員との公平性をいかに確保するかが今後の課題である。

仕事と子育てを両立するためには、国や地方公共団体の経済的支援、会社、家族の理解と育児休業等から復帰する社員の意気込みが必要である。

日本労働組合総連合会副事務局長 逢見 直人氏

連合の出産・子育て支援に関する基本的考え方とは、結婚や出産は当事者の選択であり、国や行政が介入すべき基本に、子の養育の

責任は第一義的には保護者にあり、保護者が安心して生み育てられる条件や、子どもが健やかに育つ環境を整備することが社会の責任であるというのである。

だれもが安心して子どもを生み育てられる環境を築いていくためには、出産・子育てに係る経済的負担の軽減、雇用不安と所得格差の解消、ワーク・ライフ・バランスの促進及び国民的運動の展開が必要である。

出産・子育てに係る経済的負担の軽減については、かねてより、妊娠中・出産後の健康診査費用も含めた出産に係る費用は、健康保険で賄うべきであると提言しているが、少なくとも出産育児一時金は四十万円程度にまで引き上げる必要がある。また、子育て世帯にとって大きな負担となつき下げることが求められる。

このように参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行つたが、その概要は次のとおりである。

① 週六十時間以上働く男性雇用者の割合が増加している背景には、正社員が少なくなってきた中で三十歳代を中心とした働き盛りの世代にしわ寄せが来ていることが考えられ、そのことが子育て世代にとっての負担になつている。

② 多様な働き方を選択できる社会を構築するためには、成果に対する均等待遇原則の確立、働き方による税制・社会保険制度上の差別の撤廃が重要である。

③ 若年層の安定した雇用の確保は少子化対策としても重要であり、固定的な日本の労働慣行を成果に応じて処遇できる形にすることにより、若年層に限らず高齢者の雇用も推進することができる。また、若者に対して

下の企業については現在努力義務となつていてが、中小企業や労働組合がない企業こそ行動計画により次世代育成支援を推進すべきであり、三百人以下の企業に対する指導も強化していく必要がある。

このほか、国民的運動の展開として、平成十八年度に設置が予定されている少子化対策に係る「官民運動連携会議」には、省庁ごとの縦割りの施策を検証し、全国の子育て支援に関する情報を収集・発信するなど実効性のある役割を發揮していくことが求められる。

このようない参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行つたが、その概要は次のとおりである。

④ 働き方の見直しや育児休業の取得促進のためには企業経営者の理解が不可欠であり、社員に十分配慮した企業が成功しているといいうんセンティブを与えることが求められる。

そのためには、子育て支援の取組に優れている企業の表彰・ランキング等により、消費者・求職者等に取組の情報が開示されること

が必要である。

は、正社員として働くことの重要性を教育や家庭の中で伝えていく必要がある。

④ 働き方の見直しや育児休業の取得促進のためには企業経営者の理解が不可欠であり、社員に十分配慮した企業が成功しているといいうんセンティブを与えることが求められる。

そのためには、子育て支援の取組に優れている企業の表彰・ランキング等により、消費者・求職者等に取組の情報が開示されること

が必要である。

⑤ 仕事と子育ての両立のためには、職場の意識改革とともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定、周知、策定後のフォローアップの各段階において従業員が関与していくことが必要である。

⑥ 男性の育児休業取得率を向上させるために協議により次世代育成支援行動計画の中に男性の育児休業取得率向上を盛り込むことが求められる。

⑦ 中小企業における仕事と子育ての両立のためには、地域の特性に合った子育て支援サービスの提供、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定のための情報提供等の支援

が必要である。

⑧ 派遣社員は育児休業の取得が実際は困難であるなど正社員と格差があることから、派遣社員が安心して出産・育児ができる環境の整備が必要である。

- ⑨ 企業内保育所と地域の保育所のいざれを希望するかは、保護者の通勤時間によるところが大きいが、無料の企業内保育所を利用できる従業員と地域の保育所を利用する従業員との費用負担の公平性の確保が今後の課題である。

- ⑩ 厳しい財政状況の下で保護者のニーズに合った保育サービスを柔軟に提供するために、民間事業者が競争に参加できる条件を整備し、官による民間保育所の適切な管理を行つた上で、パウチヤーにより保護者が自由に保育所を選択できる制度が求められる。

- ⑪ 子どもを持ちたい人がその希望を実現できるためには、保育サービスの拡充、育児手当の充実等の経済的支援、企業経営者に対する啓蒙活動等、様々な施策を組み合わせていくとともに、社会保障給付費における高齢者関係給付費と児童・家族関係給付費とのバランスを検討していく必要がある。

- ⑫ ニート、フリーター対策や、幼保一元化等の少子化対策における関係府省の縦割り行政の弊害を解消するためには、子育て支援等のためのプログラムを政府が統一的に提供する必要がある。

- ⑬ 外国人労働者については、多民族国家としての価値観、社会保障制度等が整備されていない社会状況の下では、その受け入れに当たっては知的分野を中心に検討すべきであり、人口減少の対応策として考えることは避けるべきである。

(平成十八年三月一日)

奈良県知事 柿本 善也氏

奈良県では、「ストップ少子化」として、地域でできることを主眼に対策に取り組んでいる。結婚や子育てに夢や希望が持てる社会の実現という基本理念の下、平成十三年に少子化対策の実施計画として「結婚ワクワク子どもすくすくプラン」を十七年には次世代育成支援行動計画として「新結婚ワクワク子どもすくすくプラン」を策定した。

奈良県の少子化対策の最大の特色は、晚婚化・非婚化対策としての結婚支援施策及び子育ての不安をなくすための子育て支援施策を車の両輪とし、それぞれの啓発事業及び具体的な支援事業に取り組んでいることである。結婚支援施策については、啓発事業として「プロポーズの言葉百選」の全国募集等を、具体的な支援事業として若者に出会いの機会を提供する「なら結婚応援団」事業を行つているほか、県庁独身職員の交流の場である「シングルクラブ」を設置している。子育て支援施策については、啓発事業として父親の子育て参加の促進のための「新米パパの子育て読本」の作成等を、具体的な支援事業として子育て支援のネットワーク形成等の中核機関となる「奈良県子育て家庭サポートセンター」の設置、子育てを応援する企業・店舗・NPO等を募り、地域における子育て活動、スポーツ等も活発である。

子育て支援の取組としては、まず保育ママ制度が挙げられる。○歳児は両親のスキンシップで育ててほしいとの区の考え方があることから、公立保育所では○歳児保育は行わず、その代わりの施策として保育ママ制度を実施しており、

負担における国の責任の明確化、乳幼児医療費の自己負担割合の引下げ、②正常分娩の医療保険適用化と出産育児一時金の調整、③子育て支援企業への優遇税制の創設、④育児休業給付の大幅増額及び育児休業期間の延長、⑤結婚情報サービス業の選別及び育成、⑥次世代育成支援対策ソフト交付金の交付要件の緩和及び対象事業の弾力化を提言する。

少子化対策には、地域の努力とともに、根幹的な問題については国が主導的な政策を講じていくことが求められる。

子どもの健全育成への取組としては、学校を開放し地域ボランティアの協力の下に多面的な人間関係の中で子どもが様々なバランス感覚を養うための「すくすくスクール」、中高生の活動拠点としての共育プラザ、中学二年生を対象とした五日間連続の職場体験事業等を実施している。

子育て支援については、これまで家庭に対する支援を中心と考えられてきたが、区としては、子どもに直接影響の及ぶ施策を展開することがより重要であると考えている。そのためには地域の人々の協力が不可欠であり、地域が一体となつて子育てに対して気持ちを共有し、努力していくことが必要である。

現在九〇数%の親が家庭で養育している。三十八年間の歴史がある保育ママ制度は地域の理解も得ており、制度を利用する親も保育ママから様々な育児経験を学べるなどの利点がある。このほか、保育所利用者と家庭育児との格差是正のための区独自の乳児養育手当の支給、公立との均衡を図るための私立幼稚園等保護者負担軽減、乳幼児医療費助成、学校給食費保護者負担軽減を実施している。

奈良県では、「ストップ少子化」として、地域でできることを主眼に対策に取り組んでいる。結婚や子育てに夢や希望が持てる社会の実現という基本理念の下、平成十三年に少子化対策の実施計画として「結婚ワクワク子どもすくすくプラン」を策定した。

奈良県では、①児童手当の大額拡充及び国庫

いつ子育て支援センター育ちの森の管理運営を行っている。子どもの遊び場、親の息抜きの場として利用者は年々増加し、父親の利用も増えている。また、各種セミナーの開催、一時保育、父親と子どもが集まる「パパサロン」の開設、中越地震被災地への支援活動等を行っており、育児に対する孤立、負担を感じている母親が癒やされる場づくりが今後の課題である。

地域の子育ての環境は、各地の状況により異なるため、地方自治体トップのブロック会合等により、各地域の意見を吸い上げていくことが求められる。また、地域では子育てサークルをつくるなど子育て支援の輪を広げていく必要がある。

働きながら子育てをする女性の抱える悩みとして、出産により退職を余儀なくされる事例もあり、結婚・妊娠・出産をマイナスととらえる社会風土が「第二子は生めない」と考える大きな要因となっている。また、男性が自分の選んだ道を進み仕事に没頭できるのに対し、女性は結婚・出産、夫の単身赴任等に際し仕事を続けるか、子どもを生むかについて選択しなければならず、子どもを生まない選択をする女性もいる。少子化対策には、働きながら子育てをする女性に対する企業の協力が不可欠であり、そのためには育児休業中の代替要員の確保に対する補助等、企業への支援が必要である。

次世代育成においては、他者との豊かなかわりを持ちながら子どもを育していくことの楽しさを感じてもらうためにも、子どもに様々な世代と触れ合う体験を与えることが有効である。また、

いつ子育て支援センター育ちの森の管理運営を行っている。子どもの遊び場、親の息抜きの場として利用者は年々増加し、父親の利用も増えている。また、各種セミナーの開催、一時保育、父親と子どもが集まる「パパサロン」の開設、中越地震被災地への支援活動等を行っており、育児に対する孤立、負担を感じている母親が癒やされる場づくりが今後の課題である。

子どもが地域に出て社会貢献を経験する場をつくり出すことが必要である。

子どもの明るい未来のため、子どもや妊婦にやさしく、子育てしやすいまちづくりが望まれる。

そのためには、行政、NPO、企業及び地域社会がそれぞれ実行可能なことを見極めつつ、進めていくことが求められる。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要是次のとおりである。

① 子育て支援には地域の実情に即した取組が必要であり、そのためには地方公共団体間の財政格差に配慮した地方分権の推進が求められる。

② 地方公団における子育て支援においては、行政が様々な仕組みを考え、地域がそれに快く応じてくれる地域性をつくり上げていくことが重要であり、地域のみならず企業等の役割もまた重要である。

③ 企業の子育て支援への協力を促進するためには、地方公団が業務を発注する際に、子育て支援の取組に優れている企業を積極的に評価していくことも考えられる。

(平成十八年四月五日)

④ 子育て支援においては、行政やNPO等の多様な主体がそれぞれの長所をいかしつつ対等な立場で協働することが重要であり、NPOに対する人件費等の助成金を充実させる必要がある。

⑤ 子育て支援センターの運営に当たっては、

利用者のニーズを適切に把握し、求められる支援に柔軟に対応していくとともに、父親の参加を促すために活動の中に父親の持つ得意分野をいかしていくことが求められる。

⑥ ○歳から三歳の低年齢児の保育需要に対応するため、保育所の認証制度の活用を図るとともに、保育所の認可基準の弾力化も検討することが必要である。

⑦ 就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設については、少子化により施設が遊休化した場合の効率的な活用策としては有用であるが、その際には幼稚園と保育所の予算の仕組みを変えることが求められる。

⑧ 学校開放事業の普及のためには、地域の住民、団体及び学校の協力が求められる。

⑨ 子どもに係る施設については、子どもにとって安全で安心できる居場所であること、施設の職員にとって専門性を持つ子どもと系統的にかかわることができることが重要である。

(平成十八年四月五日)

⑩ 少子化対策には第三子以降の出産を促すことが実践的であり、児童手当制度における第三子以降への支給金額の増額、育児休業制度の充実等の対策を複合的に講じるとともに、地域の見守り等安心して子どもを生むことができる環境づくりが必要である。

(平成十八年四月五日)

⑪ 三位一体改革に伴い児童手当の国庫負担が三分の二から三分の一に引き下げられることは、地方公団の財政に大きな負担となる懸念があることから、児童手当については国

が基幹的制度として維持する責任がある。

⑫ 次世代育成支援対策ソフト交付金については、地域の創意工夫がいかせるよう交付要件の緩和や対象事業の弾力化が求められる。

⑬ 災害時の避難所においては、乳幼児のためのおむつ、ミルク等の備蓄、授乳スペースの確保等、乳幼児に配慮した対応が必要である。

⑭ 高齢者が退職後も社会に貢献し続けることができるよう、高齢者が自らの持つ能力を認識できるための支援を行い、社会活動への誘因を与えることが必要である。

⑮ 高齢者が退職後も社会に貢献し続けること

ができるよう、高齢者が自らの持つ能力を認

識できるための支援を行い、社会活動への誘

因を与えることが必要である。

(平成十八年四月五日)

⑯ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からだと心の診察室産婦人科医

性と健康を考える女性専門家の会会長・主婦会

館クリニックからだと心の診察室産婦人科医

堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわることができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

⑰ 少子化対策には第三子以降の出産を促すこ

とが実践的であり、児童手当制度における第

三子以降への支給金額の増額、育児休業制度

の充実等の対策を複合的に講じるとともに、

地域の見守り等安心して子どもを生むことが

できる環境づくりが必要である。

(平成十八年四月五日)

⑱ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわることができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

⑲ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわることができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

⑳ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉑ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉒ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉓ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉔ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉕ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉖ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉗ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉘ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉙ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉚ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉛ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉜ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉝ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉞ 堀口 雅子氏

産婦人科の領域からみた少子化の原因として

施設の職員にとって専門性を持つ子どもと

系統的にかかわことができることが重要で

ある。

(平成十八年四月五日)

㉟ 堀

結婚に適齢期はないが、妊娠には適齢期がある。生むことの選択が自由になるなど女性の生き方が複雑になったことが高齢妊娠・出産につながっている。高齢妊娠・出産の問題点としては、三十五歳過ぎからの卵巣機能の低下、不妊の原因となる子宮筋腫・子宮内膜症の合併率の上昇、全身疾患・合併症妊娠の可能性の増加等により、妊娠率の低下、流早産率の増加、ダウニン症等の胎児異常の発生率の増加等につながることが挙げられる。これらの対策として、高齢妊娠・出産・育児についての健康教育、医学的対応及び社会的支援が求められる。

性交開始年齢の低下とパートナー数の増加により性感染症患者は急増しているが、現代の若者やその母親は性感染症とその予防法を知らない。性感染症は不妊の原因となり、流産・早産・母子感染も引き起こすことから、性感染症が妊娠・出産時に次世代に影響するということを学習する必要がある。

社会福祉法人賛育会病院院長 鳴下 重彦

小児科及び産科医の不足が指摘されているが、過去十年間に小児科医は微増しており、ワーカーフォースの低下が問題となっている。産科医は数そのものの減少に加え、お産を取り扱う医師が極端に減少している。当直、救急、がんを避ける医師が増えており、医師の卒前教育に問題があると考える。医師の実働数、労働時間が少なくなっていることも医師不足の背景にある。また、小児科は地域分布に大きな差がある。小児科・産科共通の対策としては、勤務条件を改善し多様な勤務形態をつくること、女性医師への支援、大学病院内における母子センターの設立、初期臨床研修における両科重視のカリキュラム等が必要である。また、小児科については小児精神保健医療を担う人材育成等、産科については訴訟対策としての無過失補償制度の導入等が求められる。

生殖補助医療について、日本医師会は保険収載をした場合、年間十万の出生数の増加を予測しているが、産科医が正常のお産より利益の多い生殖補助医療を選択し、産科医療をゆがめる可能性が考えられる。また、倫理的検討、社会的合意、法的制度、子どもの福祉を守る体制等が不十分な段階で、技術と臨床応用が先行し過ぎていると危惧している。厚生科学審議会が提起した、生まれてくら子の福祉を優先する、人を専ら生殖の手段としたこれまでの少子化対策は効果が上がつておらず、むしろ次の世代をいかに健全に育成するかという観点が重要である。

子どもは三歳までは常時家庭で母親の手で育てないとその後の成長に悪影響を及ぼす。近年の少年非行の背景には家庭機能の低下の問題がある。

小児科及び産科医の不足が指摘されている

が、過去十年間に小児科医は微増しており、ワーカーフォースの低下が問題となっている。産科医は

社団法人日本助産師会会长・天使大学学長兼大学院助産研究科長 近藤 潤子氏

女性は妊娠を無事経過し、満足できる出産を経験することで自尊感情が深まる。産むことから感

じられる満足感が第二子以降の出産への動機付けになっていくと考える。その中で助産師は、正常

である範囲において、妊娠から育児まで女性と新

生児に必要な心身のケアを行っていく。実際には妊娠の診断、妊娠の正常な経過の点検、正常で自然なお産が円滑に進むためのケア、新生児が母体外生活に適応するための援助、異常の予防・早期発見、異常が起きた際の医療との速やかな連携が含まれる。そのためには、妊娠婦と助産師の間に信頼関係をつくり上げることが重要である。

助産師活動の課題としては、助産師業務の範囲の明確化が必要であり、日本助産師会では「助産所業務ガイドライン」を作成し、事故の防止、医療との連携に努めている。また、全出産数百十九万のうち六割が正常産で終わるといわれており、正常産は助産師が受け持つべきであるが、助産所での出産は一%程度である。家庭的雰囲気等女性が望む環境で助産師によって出産が行われるようにするためにには、助産所の数が不足しており、各市区町村に助産師が活動する母子健康センターを開設し、助産師活動の拠点とする必要である。

年間六十万件の正常産に対応するためには、三万四千人程度の助産師の確保とともに、妊娠期の管理等についての助産師教育の見直し、助産師養成のための実習施設の確保等が必要である。

子どもの性成熟年齢の低下により助産師会への

性教育の依頼が増加しており、助産師の教育訓練を行うことにより対応していくことが求められ

る。

平成十三年の人工妊娠中絶実施件数は三十四万件余であり、経済的理由によるものが相当数含まれていると考えられる。また、届出のない人工妊娠中絶もこれと同数以上あるといわれている。産

むことができない事例の中には、相応の保護措置があれば産めるケースも相当数あると考えられる

ため、妊娠中・出産の保護施策、出産後の養育費補助、里親及び養子縁組の活用等による対策が必要である。

研修会を実施する必要がある。このほか、助産師能力の更なる向上、混合病棟化への対策等が必要である。

平成十三年の人工妊娠中絶実施件数は三十四万件余であり、経済的理由によるものが相当数含まれていると考えられる。また、届出のない人工妊娠中絶もこれと同数以上あるといわれている。産

むことができない事例の中には、相応の保護措置があ

れば産めるケースも相当数あると考えられる

ため、妊娠中・出産の保護施策、出産後の養育費補助、里親及び養子縁組の活用等による対策が必

要である。

子どもの性成熟年齢の低下により助産師会への

性教育の依頼が増加しており、助産師の教育訓練

を行うことにより対応していくことが求められ

る。

年間六十万件の正常産に対応するためには、三

万四千人程度の助産師の確保とともに、妊娠期の

管理等についての助産師教育の見直し、助産師養

成のための実習施設の確保等が必要である。

株式会社科学技術文明研究所所長 米本 昌平氏

生命倫理に関する政策の型は、ヨーロッパ型、自己責任・自己決定のアメリカ型、政策が不明確な日本型とそれ以外の非先進地域の三プラス一極化がかなり明確になってきている。

ヨーロッパでは、一九七八年の世界初の体外受精嬰誕生を機に、八〇年代に技術的社会的評価に

関する包括レポート（テクノロジー・アセスメント・レポート）を積み上げ、九〇年代に生殖技術規制法が成立している。立法の特徴として、キリ

スト教教義を世俗規範化したものを法制化したこと、体外に存在するヒト受精卵を法的保護の対象としたことが挙げられる。オーストリアはカトリックの教えの世俗化の部分を立法化し、スイスは生殖技術法関連について憲法条項に規定している。イギリスは生殖技術及び精子・卵子の扱いについて独立の行政官庁を設置して対応している。ドイツでは胚保護法を制定し、体外で発生した受精卵そのものを法的保護の対象としている。

アメリカでは、一九七〇年代以来の人工妊娠中絶の自由化論争の中で国論が二分され、連邦全体として生殖技術の規制に関する公的な協議の場が設定できず、具体的な生殖技術について実質的な規制がない。不妊治療は、事実上、医療費を負担できる高所得者へのサービス・メニューとなつている。ヒト受精卵の研究については、公的助成は行われておらず、民間の研究費で行われている。我が国では、生殖技術法制定の論理的必然性はあるが、欧米に比べ哲学的、宗教的必然性が弱い。第三者の精子による人工授精、死後の受精等の具体的課題があるが、一つの法律で網を掛けることは難しい。当面、包括的テクノロジー・アセスメントについて立法府の所管の中で委託調査を行い、運営委員会を置き、報告書を積み上げていく必要がある。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要是次のとおりである。

① 口腔内が性感染症の感染経路ともなること

から、性感染症の検出技術の向上を図ることとともに、産婦人科医のみならず、口腔外科医も常に問題意識を持つて診察に当たることが望まれる。

② 労働過重の影響としては、セックスレス及び性機能の低下が考えられる。性機能の低下については、女性は月経により卵巣機能不全が診断可能であるが、男性の診断には唾液によるホルモン減少度の検査という方法があり、そのための予算等検査体制の整備が今後の課題となる。

③ 男女の労働の同一化が進められているが、不妊につながりかねない労働条件を適用することには慎重な検討が求められる。

④ 満足のいくお産を増やし、出産時の選択肢を広げるためには助産所の増設が必要であるが、資金面で難しいことから、助産師によるセクションの医療機関内への設置、母子健康センターの設立を進めていくことが求められる。

⑤ 正常産は助産師ができるだけ担当することが望ましいという考え方があり、病院出産が主流となる中で、医師と助産師がより協力することが求められる。そのためにも、助産師の立場に立つて教育することが必要であり、そのためのスキルの向上が求められる。

⑥ 生殖補助医療については、体外受精を行う病院と出産を引き受ける病院が異なる場合に、出産を引き受ける病院が体外受精に付随する出産時のリスクを負うことになるという

問題があるため、学会等による対応が必要であり、法的規制を行うことも考えられる。

⑦ 体外受精への保険適用については、成功率が低いことと不妊を病気として扱うこととの問題があり、安全性・確実性の向上、法律的な議論が求められる。あわせて、不妊治療で生まれた子どもの育ちへの影響について調査することが求められる。

⑧ 我が国ではヒト受精卵の扱いについての議論は未整理であり、中絶論争を整理し直した上で、体外にているヒト受精卵をどの程度の保護対象とするのかについて議論する必要がある。

⑨ 中絶される生命を生かすためには、里親及び養子縁組制度の活用が必要であり、深い親子関係は血のつながりがなくとも早い段階から共に暮らすことにより築くことができる。

⑩ 性教育については年齢相応の教育が求められがちであるが、幼い子どもに事実を教えれば子どもは素直に学んでいくことができると思われる。そのためには、教える側が子どもとの立場に立つて教育することが必要であり、そのためのスキルの向上が求められる。

⑪ 子どもの性教育を開始する時期については様々な議論があるが、生命の大切さを伝えつつ、子どもの求める知識に合わせて教育していくことも考えられる。その際には、助産師の能力を活用していくことが求められる。

⑫ 性に関する出版物等が子どもの性の早熟化、性犯罪を助長していることが指摘されていることから、出版業界等の自主規制を促す

とともに、性犯罪を防止するためには、他者を思いやる心を持つてよう子どものコミュニケーションスキルを高めていくような取組が求められる。

⑬ 性差医療とは、男女の性差により病気等の違いが生じるため、性差に着目した医療を行うことで病気の治療を行うことであり、診療に当たる医師の性別に着目したものではないことを認識する必要がある。

⑭ 小児科の医師不足対策として平成十八年度に診療報酬が加算されたが、医療面のみならず財政面で子どもに広く支出していくことが少子化対策として重要である。

⑮ 一戸当たりの住宅面積と出生数は相関関係にあると考えられることから、子育てへの経済的支援の一つとして家賃補助が求められることを認識する必要がある。

(平成十八年四月十二日)

早稲田大学大学院会計研究科客員教授(専任) 品川芳宣氏

過去に人口政策として所得税制を採用した例は、昭和十五年の我が国における配偶者の所得控除制度の創設、第二次世界大戦後のフランスにおけるN分N乗方式の採用の一例が挙げられる。少子化対策としては現在議論されている所得税制上の選択肢としては、所得控除の拡充、所得控除から税額控除への振替、課税単位の見直し及び独身者への課税強化の四つが考えられる。

現時点で探るべき方法としては、課税単位については個人単位課税方式を改め、N分N乗方式の

導入による家族単位課税方式とすることが重要である。我が国においては、所得税の最低税率一〇%の適用者が約八割を占めていることから、N分N乗方式を採用しても実効性に乏しいという意見もあるが、税率の刻みを工夫することで十分活用できる。また、現在でも専業主婦は四〇%以上存在するため、専業主婦が家庭において安心して子どもを生み育てる環境を整えることも必要であることから、夫婦単位課税である二分二乗方式の導入も考えられる。配偶者控除や扶養控除等については、税制の簡素化の観点や女性の社会進出を妨げるという理由から廃止すべきとの意見があるが、女性の様々な生き方を保障する制度とすることが必要である。所得控除から税額控除に振り替えるべきという意見については、所得控除のマイナス面だけでなく、両者の長所、短所を検討していく必要がある。所得税制ではなく社会保障制度の児童手当で対応すべきとの議論については、児童手当と税制上の措置を併用する方は諸外国でも行われており、所得税制上の見直しが必要なことにはならない。自らの所得で子どもを育てるという目的にかなうことからも、むしろ所得税制上の政策を重視すべきである。

少子化の要因は複合的であるが、基本的には個人の価値が過度に重視され、家族、社会、国家等の共同社会の中で個人が生きるということが軽視されていることに由来すると考える。その危惧を考えている。

株式会社野村総合研究所研究理事 中村 実氏

出生数は女性の平均初婚年齢と既婚女性の出生数で決まる。既婚女性へのアンケート調査によるところ、過去三十年間平均出生数は二・二と安定しており、少子化の主因は晩婚化・未婚化にあるといえる。

少子化の問題点は公的年金や国民医療費において高齢者を支える現役世代の負担が重くなることである。社会保障制度を維持するために少子化対策は必要であり、子育てへの経済支援とは、主に若年層が無理なく結婚できる社会経済環境を整備することである。具体的には、若年層の労働環境の整備、女性の育児と仕事の両立支援、税制上の優遇、出産費用の補助、教育問題等である。

労働環境の整備については、長期不況により非正規雇用者が増加したこと、非正規雇用者の賃金が正規雇用者に比べ低いことから、同一労働同一賃金の原則により正規雇用者と非正規雇用者の賃金格差の是正を図る必要がある。未婚女性が結婚相手の男性に求める収入と実際の収入にギャップが生じている。また、非正規雇用者比率の上昇は、社会保険料未納率の上昇を招き、社会保障制度の歳入欠陥を生じさせるとともに、セーフティネットから漏れる若者を急増させている。

東洋大学経済学部教授 白石 真澄氏

育児と仕事の両立支援については、待機児童の解消、学童保育の拡充により、出産・育児に伴う女性の機会費用を縮小することが求められる。特に、低コストの保育所供給は最大の経済援助である。

出産に係る費用の補助については、育児休業中の所得保障を六割程度にまで引き上げ、不妊治療の整備、女性の育児と仕事の両立支援、税制上の優遇、出産費用の補助、教育問題等である。

教育問題については、経済の国際化に伴い、企業は従業員の能力、賃金を比較した上で最適工場立地を行うことから、国内に仕事を残し、国力を維持するためには国民の高い能力が必要であり、そのためには理工系高等教育の強化が求められる。また、子どもを持つことの不安の第一に教育費負担の重さが挙げられていることから、教育費負担が少なく専門性が身に付く職業教育専門学校を増設する必要がある。

子育て世代の住宅の現状と課題として、都市部では国が定める誘導居住水準を満たしていない住宅が多く、騒音や公共スペースの汚損の問題等で子どもの育てにくさを感じる世代が多くなっている。また、高齢者の単身夫婦のみの世帯が広い住宅に住んでいる反面、狭小な住宅に住んでいる子育て層が多いことから、世帯人数と住宅のミスマッチ解消のための政策が求められる。さらに、子どもの年齢によって住宅の中で重視する要素は異なってくることから、子育ての各段階に応じて住み替えが可能となるような環境を整備していく必要があるが、収入の減少により住宅ローンの返済額の実収入に占める割合が上昇しているのが現状である。

団塊世代の子どもが出産適齢期に差し掛かっている今後五年間が少子化対策には重要であり、住宅を子育ての安心インフラと明確に位置付ける必要があります。そのためには、住生活基本法案において子育てを支援する住宅の理念を明確化するとともに、具体的な行動計画と目標数値を設定し、各

行政主体の責任範囲を明確化し、予算を確保することが必要である。公営住宅の所得制限の緩和、都市再生機構の賃貸住宅の当選倍率拡大、中古住宅市場の整備等の施策が求められる。

このほか、保育に関しては、待機児童解消のため、保育バウチャー制度により保育所の競争条件を同一化した上で、保育所と利用者が直接契約をする制度の導入が求められる。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要是次のとおりである。

① 少子化対策として所得税制を改正するに際しては、結婚・出産にインセンティブを与えるため、家族の多い世帯を優遇するN分N乗方式又は夫婦間の多様な生き方を保障する二分二乗方式が望ましい。

② N分N乗方式の導入は逆進性についての懸念があるが、低所得者に対するN分N乗方式又は夫婦間の多様な生き方を保障する二分二乗方式が望ましい。

③ N分N乗方式は家族数を多くすることへの誘因効果を持つと同時に、三世代同居家族に適用することによって介護の社会的コストを引き下げる効果が期待できる。

④ 税制上の措置よりも直接手当を支給する方が子育てに対するインセンティブを与え、また税制の簡素化にもつながると考えられるこ

とから、扶養控除等を廃止し、手当に移行していくことが必要である。

⑤ 扶養控除等の各種所得控除の廃止は、特に子育て世代にとっての税負担増となり、少子化対策に逆行する可能性があるため、税制上

は、所得が一定の水準に達しない者に対しても、所得に応じて税を還付し、労働へのインセンティブを付与するアーティック(E-ITC)（勤労所得税額控除）のような制度の導入を検討していく必要がある。

⑦ 社会保障における相互扶助の観点から、資産課税としての相続税の課税強化が考えられる。

⑧ 企業が育児支援に取り組むためのインセンティブとして、育児施設の建設や育児休業の取得に対して法人税の減税を行うことを検討することが求められる。

⑨ 子育て世代向けの住宅政策については、賃貸住宅政策として公営住宅の容積率拡大による戸数の増加や管理運営面の民間委託等によるコストの削減、持家政策として定期借地権の活用が必要であるとともに、子育て世代向け住宅としての性能面での基準を満たした住宅供給事業者には低利融資を行うなど、良質な住宅供給を進めていくことが求められる。

⑩ 様々なライフスタイルに合わせた良質な賃貸住宅を供給するための住宅政策を推進するためには、賃貸住宅に住み続けることが損に

なるという仕組みを見直し、賃貸住宅の有利性を高めるよう礼金等の商慣行を見直していく必要がある。

⑪ 子育てにおいては住宅の広さに加えて通勤時間の長さも重要な要素であり、住宅を都心に大量供給していくとともに、既に遠隔地に在る住宅をいかすため、短時間勤務や時差出勤等を活用することにより対応していくことが求められる。

⑫ 少子高齢化に対応したまちづくりとして、駅、公共建築物等のあらゆる施設を子育て世代のニーズに合うよう見直していくとともに、職住近接の中で男女共に仕事と家庭・育儿の両立を実現できる環境整備を推進していく必要がある。

⑬ 保育バウチャー制度は、認可保育所と認可外保育施設の競争条件を同一にし、保育事業への参入を促進する。その結果、保育所数が増加し、保育所を自由に選択できるようになり、サービス競争により質が向上するなどが期待できる。

⑭ 少子化が進展する下で我が国の国力を高めるためには教育の充実が不可欠であることから、安定的な教育体制を整えていくことが求められる。そのためには、高等学校までの教育費を全額国庫負担とし、GDPに占める教育費支出の割合を高めていくとともに、小・中・高等学校の一貫教育を導入し、子どもを受験ストレスから解放することが必要である。

⑮ 少子化対策には子どもに対する社会保障給付の充実のみならず、家事・育児参加等に対する男性の価値観の転換が重要であり、そのためには、まず政策決定の場にいる者の意識改革が求められる。

⑯ 結婚や子育てに価値を見いだし、多様な生き方を認めていくためには、人生の各段階において自己の能力、働き方に見合った便益が得られるような社会の構築が必要であり、社会全体として子育てを応援していくこと

において、おいて自己の能力、働き方に見合った便益が得られるような社会の構築が必要であり、社会全体として子育てを応援していくこと

が求められる。

⑰ 既婚女性の平均子ど�数は、過去三十年間ほとんど変化していないが、晚婚の女性の持つ子ど�数は減少傾向にあるといわれております。

⑱ 加齢に伴い不妊の可能性が高まるることを避けるため、卵子のセルフバンクを認めることは、自らの将来に対して自己決定ができる

いう観点から合理性があると考える。

⑲ 我が国における人口の適正規模を考えるに当たっては、その前提として少子化を克服すべきか少子化を所与のものとするかについてのコンセンサスを得ることが必要であり、食糧安全保障の視点、福祉国家維持のための世代間扶養の在り方、国土における人口配置の在り方等を勘案していく必要がある。

2 政府からの説明聽取及び主な質疑

少子高齢社会の課題と対策に関する件について、平成十八年二月八日、山口内閣府副大臣、馳文部科学副大臣及び中野厚生労働副大臣から説明を聴取し、質疑を行つた。その概要は次のとおりである。

内閣府

厚生労働省の推計によれば、平成十七年は明治三十一年の統計開始以来初めて死亡数が出生数を上回る人口の自然減となつた。また、国勢調査の速報においても平成十七年の総人口は十六年より減少しており、我が国の人団は減少局面に入りつつあると考えられる。

第二次ベビーブーム世代が三十代であるのも今後五年程度の期間と考えられ、今や少子化対策は時間との闘いの局面に入つた。子どもを安心して生み、子育ての喜びを実感できる社会を実現し、少子化の流れを変えていくことは現下の喫緊の課題である。少子化の急速な進行は、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下等、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から搖るがしかねない大きな問題となつている。

政府は、平成十六年に決定した少子化社会対策大綱及びその具体的実施計画である子ども・子育て応援プランに基づき、子どもの誕生前から成長、自立に至るまで切れ目のない子育て支援を行うため、待機児童ゼロ作戦、育児時間確保そのための働き方の見直し、地域の子育て支援、若者

の就労支援等の施策を着実に実施していくとともに、仕事と家庭・子育ての両立のための官民一体となつた国民的な運動に取り組んでいく。

今後の少子化対策の在り方については、平成十七年十月から少子化社会対策会議の下に少子化社会対策推進会議を開催し、地域や家庭の多様な子育て支援、働き方にかかる施策、児童手当等の経済的支援策等、子ども・子育て応援プランの課題を中心に検討を進めており、十八年六月をめどに議論の取りまとめを行うこととしている。

文部科学省

少子化の進行は、社会や経済の活力低下とともに、子どもの教育面へも大きな影響を及ぼす重要な課題であり、子ども・子育て応援プラン等を踏まえ、主に以下のような取組を行つてている。

若者の自立とたくましい子どもの育ちの支援については、若者の就労支援の充実として児童生徒の勤労観・職業観を育成するキャリア教育の推進等、奨学金事業の充実、体験活動を通じた豊かな人間性の育成として地域子ども教室推進事業等、子どもの学びの支援として学力向上アクションプランの推進による確かな学力の向上に努めているほか、学校評価の実践的研究等を実施するための経費を新たに平成十八年度予算案に計上している。

厚生労働省

生命の大切さ、家庭の役割等についての理解の促進については、学校教育において子育て理解等に関する教育を推進し、特に将来親となる世代が幼い子どもとの触れ合い体験等を通して子どもや

家庭を知り、子どもと共に育つ機会を提供するため、保育体験活動等を推進している。

子育ての新たな支え合いと連帯の構築については、就学前の児童の教育・保育の充実として、就園奨励事業を実施する地方公共団体や預かり保育等を実施する私立幼稚園に対する補助を行つては、就学前の子どもに関する教育及び

度を設け、平成十八年度から本格実施することとしている。家庭教育支援の充実としては、家庭教育手帳の作成・配布、家庭教育に関する学習機会の提供等に取り組んでいるほか、子どもの生活リズム向上のための先進的な実践活動等の調査研究を実施するために必要な経費を新たに計上している。また、児童虐待防止対策として学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究の実施、子どもの健康の支援として学校における食育の推進のほか、子どもの安全の確保として学校安全ボランティア（スクールガード）の養成、地域学校安全指導員による学校巡回指導等により、効果的な安全体制の整備に努めている。

政府は、平成十六年に子ども・子育て応援プランを作成して以降、次世代育成支援対策推進法、育児・介護休業法、児童福祉法及び時短促進法の制度改正を講じてきており、厚生労働省は、十八年度において以下の施策を推進していく。

第一に、すべての家庭に支援が行き届くような地域における子育て支援対策や多様な保育サービスの充実として、つどいの広場事業等を対象とした次世代育成支援交付金の充実、放課後児童クラブの拡充、待機児童解消に向けた保育所の受入児童数の拡大、延長保育等多様な保育サービスの充実のほか、就学前の子どもに関する教育及び

保育並びに子育て支援事業の総合的な提供を行つることとしている。

第二に、男女共に子育てしながら安心して働くことのできる雇用環境の整備として、育児休業取得者等が初めて出た中小企業事業主に対する助成金の創設、子育てする女性に対する再就職・再就業支援の充実等とともに、労働時間等の設定改善に向けた取組の推進等を新たに行つていく。

第三に、すべての子どもの命を大切にするための児童虐待防止対策や小児科・産科医療の確保として、児童相談所における虐待を行つた親に対する支援の強化、小児救急医療体制の整備、女性医師バンクの設立、不妊治療への支援の充実のほか、母子家庭等の自立支援対策を推進していく。

第四に、若者が家庭を築き、子どもを育ててくことができるよう、経済的自立を促すための若者の就労支援の充実として、フリーターキ二十五万人常用雇用化プランの推進により実践的な能力開発を行うとともに、ニート等若者の働く意欲や能力を高めるための総合的な取組によりその職業的自立を図つていく。

また、経済的支援の拡充として、児童手当の拡

充、出産育児一時金の引上げ、乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大を図っていく。

なお、これらの施策を実現するため、第百六十回国会においては、既に提出した児童手当の支給対象年齢の引上げ等を内容とする関係法案に加え、出産育児一時金の引上げ、乳幼児に対する自己負担軽減対象者の拡大等の内容を含む医療制度改革関係法案、男女雇用機会均等法改正案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案を提出する予定である。

このような政府からの説明を踏まえ質疑を行つたが、その概要は次のとおりである。

- ① 少子化を克服するためには若者の正規雇用の拡充及び収入の安定化が重要であり、平成十八年六月の少子化社会対策推進会議において取りまとめられる報告の中に位置付けていくことが必要である。
- ② 若者の就労支援対策には社会全体で取り組むことが必要であり、ハローワーク、学校、企業が地域レベルで連携し、キャリア教育、就労支援の充実を図つていくことが重要である。
- ③ 若者の就労支援の充実としての文部科学省の委託事業である「フリーター・ニートによる前に受けたい授業」全国キャラバンを積極的に推進していくことが必要である。
- ④ 理想の子どもを持つない理由の一つに挙げられる教育費負担の重さを解消するために教員の資質向上等により公立の教育に対

する満足感を高めるとともに、公立と私立の格差の解消に努めていくことが必要である。

また、日本学生支援機構等を通じた経済的支援の拡充も求められる。

⑤ 中小企業子育て支援助成金制度(仮称)については、一時的な助成にとどまることなく、必要な支援が継続して行われることが求められる。

⑥ 保育所に係る予算と比較して少ない育児休業等働き方への支援に係る予算を拡充するなど、子育て支援に係る予算配分を抜本的に見直す必要がある。

⑦ 女性の出産・育児後の再就職等の障害となつていて採用上限年齢を撤廃する必要がある。

⑧ 家族の一員としての役割を果たし家族を築くことの重要性を学ぶこと、生活に必要な知識、技能及び能力を育てることについて、学校教育の中で取り組んでいく必要がある。

⑨ 待機児童解消のための方策としては、緊急避難措置としての保育所定員の弾力化ではなく、現在の定員を前提とした保育所整備予算の拡充により、対応していくことが求められる。

⑩ 待機児童の多い都市部に保育所整備予算が重点的に配分されてきた結果、地方における保育所整備が遅れてきたことから、必要な予算を十分に確保していく必要がある。

⑪ 幼稚園、家庭、地域社会が連携して幼児の教育・保育に取り組んでいくためには、N.P.

○等の持つ子育ての知恵を活用することが必要であり、またその成果を全国に広めていくことが求められる。

⑫ 就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設のモデル事業の結果については、評価委員会の議論を踏まえ、本格実施に向けて、教育・保育の内容、職員の配置及び資格の基準、施設整備基準等についてのガイドラインの作成にいかしていく必要がある。

⑬ 就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の設置に当たっては、既存の幼稚園、保育所の施設を利用することにより、ハード面でなくソフト面の予算を充実させていく必要がある。

⑭ 子ども待機スペース交流活動推進事業及び放課後児童クラブ事業については、省庁間の連携を緊密にし、予算の有効活用を図ることが求められる。

⑮ 子育て支援の中核を担うのは地域であることから、地方の工夫や取組がいかされるよう、一般財源化を含めて補助金の在り方を見直していく必要がある。

⑯ 子育て支援には市町村等の果たす役割が重要であり、先進的な事例を広めていくなどにより、市町村間にある取組状況の差を埋めていく必要がある。

⑰ 仕事と家庭の両立支援等のための施策が進められているが、まず家庭において家族が子どもをどう支えていくのかを考えることが重

要である。

⑱ 児童虐待対策については、育児不安を抱える家庭に対する育児支援家庭訪問事業、児童相談所において親支援を強化する家族療法事業、心理療法担当職員のすべての一時保護所への配置等のための経費が平成十八年度予算案に新たに計上されているが、一時保護所や児童養護施設に係る予算及び人員の更なる拡充が必要である。

⑲ 子どもの安全確保対策としてのスクールガードの配置についての地域間格差が指摘されていることから、その実態調査に努めるとともに、その配置基準を作成することが求められる。

⑳ 嫁出子と非嫁出子の差別が法律上に残つており、そのことが社会の偏見を助長している面があることから、子どもにやさしい社会をつくるという少子化対策の視点からも、速やかに解決することが求められる。

㉑ 嫁出子と非嫁出子の差別が法律上に残つておらず、そのことが社会の偏見を助長している面があることから、子どもにやさしい社会をつくるという少子化対策の視点からも、速やかに解決することが求められる。

㉒ 調査会委員間の自由討議

3 調査会委員間の自由討議
政府からの説明及び参考人からの意見聴取を踏まえ、少子高齢社会の課題と対策に関する件について、中間報告の取りまとめに向け、平成十八年五月十日、調査会委員間ににおける自由討議を行つた。そこで述べられた意見の概要是次のとおりである。

- ① これまでの少子化対策は子どもを生み育てる人に対する支援が中心であったが、結婚、出産をためらっている女性に対しては、短時

間労働の制度化、ファミリー・フレンドリー企業表彰に当たつての時間外労働や年次有給休暇の取得率の考慮、結婚控除や子育て控除の創設等の対策が求められる。

(2) 結婚し、出産をすることは人間としての自然発生的な感情から生まれてくるものであり、そのためには、仕事と家庭を両立させながら自己実現を可能とするためのワーク・ライフ・バランスの実現、地域での子育て支援のためのネットワークの形成が必要である。

(3) 少子化対策は家族支援の観点から子育てしやすい社会の形成に努めるべきであり、そのためには同一労働同一賃金や成果主義の導入、不妊治療休暇を含めた企業の不妊治療への支援、就業の有無を問わずに子どもを預けることのできる制度が求められる。そのための財源としては、まず特別会計の無駄の徹底的な洗い直しを行う必要がある。

(4) 少子化が長期にわたり続いている根本原因は、大企業中心主義の政治がつくり出した社会のゆがみであり、従来の施策の抜本的見直しが必要である。出生率の向上を実現した先进諸国においては雇用政策、経済的負担の軽減等、家族政策、男女平等政策の総合的視点から社会の在り方を変える取組がなされており、我が国は真摯にその経験に学ぶ必要がある。

(5) 出生率低下の最大の原因とされている晩婚化・非婚化の背景にある長時間労働等の働き方の見直しのため、「仕事と生活の調和推進

基本法(仮称)」の制定を推進するとともに、一般事業主行動計画の公表の義務付け、育児

休業制度の給付水準の引上げや分割取得等柔軟性の高い制度への改革、時間外労働の割増賃金率の引上げ等が必要である。

(6) 当面必要な少子化対策としては、長時間労働の是正による家庭生活との両立、若者の安定した仕事の確保、男女の働く権利と子育てをする権利の保障、各種子育て支援の実施が挙げられる。

(7) 若者の不安定雇用が少子化につながっていることから、一定年数雇用を継続した場合の正規雇用への移行の義務付け、就業体験習得等の取組を初等教育で位置付けるなどによるキャリア教育の在り方の抜本的な見直しが求められる。

(8) 労働時間数や雇用形態等、労働形態が多様化しており、労働時間数と年収の区分に対応して組み立てられている社会保障制度・税制について整理していく必要がある。

(9) 少子化対策としての住宅政策、都市政策の在り方については、子どもの視点や子育ての支援から再検討を進める必要がある。また、新婚家庭の家賃補助制度の創設等により、若者の家族形成を支援する施策が求められる。

(10) 少子化対策は、国家プロジェクトとして取り組むべき問題であり、女性が第二子まで出産し、三歳まで育児に専念できるための支援及び高等学校までの義務教育化の実施に取り組むべきである。このような対策を目的とし

た税負担増であれば、国民的合意を形成することは可能である。

(11) 児童手当については、支給対象年齢を十八歳まで引き上げ、給付水準を倍増させるとともに、所得制限を撤廃していくことが求められる。

(12) 妊娠・出産にかかる保健医療サービスについては、出産育児一時金制度の拡大による更なる負担軽減の観点から、当面は受領委任払い制度の創設により窓口負担を軽減するとともに、保険適用に向け早急に検討を進める必要がある。また、妊娠婦健診にかかる公費助成の拡大、不妊治療に対する助成限度額の倍増等が求められる。

(13) 少子化対策に逆行する産婦人科医不足に対するための体制整備が求められる。

(14) 今後出産を望む若い世代に対しても、子育て経験者等による相談体制や経験を伝える仕組みをつくっていくことが求められる。

(15) 現在の少子化対策には「子育ち」という思想が欠けており、子ども自身が自ら考え自ら行動するという子育ちの能力に着目した施策を行いう必要がある。具体的には、子どもの社会性の涵養、体力低下対策、食育と生活習慣病対策、体験活動の実施、情報文化環境の保護、思春期保健対策、安全の確保等が必要であり、施策の実施に当たつては何より大人自身の意識改革が求められる。

(16) 子育て世帯が求める支援策は地域によって多様であるため、少子化対策を全国一律に進

めるのでなく、実施主体である地方公共団体が地域の実情に応じた施策を講じることができるよう、地方への権限及び財源の移譲を積極的に進めていく必要がある。

(17) 少子化対策への取組を困難なものにしている理由の一つに厳しい財政事情があることから、限られた予算であることを前提に、政策効果の高い施策を選択し、優先して予算を配分していく必要がある。

(18) 少子化対策を推進するための財源確保については、育児保険制度の創設を正式に検討課題として取り上げるとともに、次善の策として年金、医療、雇用等の各保険制度からの支援強化を検討すべきであるが、保険料で賄うことなどが困難な場合は税制改革の検討も求められる。

(19) 税制における少子化対策としては、所得税におけるN分N乗方式の導入、相続税の課税強化、消費税率引上げによる税収の一部の子育て支援のための財源化が求められる。

(20) 少子化対策の財源として所得税の各種控除の見直しが議論されているが、控除の廃止は低所得者に過大な負担を強いることから、財源の負担を含め企業の社会的な役割を求めることが重要である。

三 海外派遣議員の報告

平成十七年十一月二十七日から十二月六日までの十日間、本調査会委員を主なメンバーとする参

ンス及びドイツにおける少子高齢社会に関する実情調査のため、海外へ派遣された。派遣議員は清水嘉与子会長(団長)を始め、中島啓雄、山谷えり子、羽田雄一郎、柳澤光美及び小林美恵子各議員の六名であり、その報告を十八年二月八日の調査会において聴取した。その概要は次のとおりである。

1 ノルウェー

国会の家族・文化委員会副委員長との懇談では、パパ・クオータ制に基づいて父親に義務付けられている五週間の育児休業取得期間を今後四年間で十週間まで延ばしていきたい、男性の育児休業取得率は九〇%に達している、事実婚であっても法律婚と同様の育児休業等の権利を認めているなどの見解が示された。

児童家族省からは、二〇〇五年十月に発足した新政権においては、特に男女共同参画の推進により出生率を高める政策を探っていく予定である、男女が平等で同じ価値で労働することが子どもを生むことの安心感にもつながり、ひいては企業の国際競争力を高めることになる、公的、民間を問わず保育施設への国からの助成は公平である、保育施設運営費の八〇%は国及び地方からの助成であり、両親の負担は二〇%を超えないという上限があるなどの見解が示された。

子どももオンドッドは、一九八一年に世界で最初に設置されており、子どもは社会が持つ重要な資産の一つであるとの認識の下、子どもに関する文書や情報すべて入手・閲覧できる権利を持ち、

必要な提言を行うことにより、子どもの福祉向上に努めている。オンブッドは公募で選ばれ、国王が任命し、任期は四年である。

造影剤を製造しているGEヘルスケアは育児支援を積極的に進めており、男女を問わず全従業員がその能力を發揮できるよう就業環境の整備に努めており、育児休業取得に伴う国民保険からの手当と給与の差額を補填している。

マリダルス・バイエン保育園はサーゲネ区にあり、同区で保育を必要としている子どもは全員入園しており、また入園基準として心身に障害を持つ子どもが最優先される。

2 フランス

フランス家族問題全国連合は、家族政策に関してフランスの家族を代表する権限を持つ唯一の団体であり、年一回開催することが法律で義務付けられている全国家族会議にも参加している。同連

合からは、家族問題全国連合と全国家族会議といふ存在は他国も活用できるのではないか、保育予算と家族関係給付費はGDPの三%を占めてい

る、第一子からの家族手当支給の代わりに乳幼児迎え入れ手当を導入し、託児所や保育ママ等の保育費用を補助しているなどの見解が示された。

3 ドイツ

バイエルン州労働社会省からは、今日、少子化を国民が真剣に受け止めるようになつてきており、同州の子育て支援策は、経済的支援、保育事業の拡大、両親に対する子育てのための教育、さらには地域家族連合のプロジェクトである、二〇〇七年には子育てのため父親又は母親が休業する場合に一年間に限り、従前の所得の約七〇%を支給する父母手当を連邦政府が導入する予定であるとの見解が示された。

ミュンヘン・シュバービング病院は、母子共にリスクの高い出産を避けるとともに、人工妊娠中

けている、父親の育児休業取得率は二%にすぎないが、これは休業中の家族給付と休業前の給与の差が大きいためである。女性が三年も休業すると復職しないことから、三年間の育児休業制度と併行して家族給付を高くし、育児休業は一年間という新たな提案を行っているなどの見解が示された。

企業内託児所を持つクレディ・リヨネ銀行は、独自の家族政策として六歳までの子どもを持つ従業員に一日当たり五・一五ユーロの補助金の支給や子どもの保育施設等への送迎のためのフレックスタイム制度を導入している。

メゾンベルト(緑の家)は、一九七九年に児童心理学者のドルト氏により設立され、子どもの精神的障害の発生予防と子ども及び親の社会化のため、三歳までの子どもとその親等を対象とした保育関係施設である。現在フランスには同様の施設が約百か所存在している。

訪問した三か国の中、ノルウェー及びフランスの合計特殊出生率は、それぞれ一・八一、一・九一と先進諸国の中でも高い水準にある一方、ドイツは一・三四と低い水準にある。しかし、これまで育児休業制度や保育サービスが立ち後れていたドイツにおいても、家族政策や仕事と家庭の両立に向けての努力が進められており、既に仕事と家庭の両立が進んでおり、ノルウェー及びフランスにおいても、男女共同参画や家族政策の推進に更に力を入れていることがうかがえたところであり、出生率低下が進む我が国にとって参考とすべき点は多かつたと考えている。

四 派遣委員の報告

平成十八年二月十六日及び十七日の二日間、静岡県において、少子高齢社会に関する実情調査を行い、その報告を三月一日に聽取した。その概要是次のとおりである。

静岡県では、「しづおか次世代育成プラン」に基づき、仕事と家庭との両立の推進等、少子化の流れを変える施策とともに、「富国有徳」の理念の下、新たな産業と雇用の創出等に取り組んでいた。また、「ふじのくに高齢者プラン」を策定し、自立支援の充実、予防の重視等の基本理念に基づく諸施策を進めている。派遣委員からは、地域子育て支援センター運営の民間への委託状況、子育て支援に係る財政上の国への要望、若年層の雇用不安への対策、外国人労働者への対応等について質疑が行われた。

浜松市では、「浜松市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域社会における子育て支援、子育て支援をする生活環境の整備等とともに、「はまつ友愛の高齢者プラン」に基づき、健康増進・保健予防事業の推進、介護サービスの充実等に取り組んでいる。派遣委員からは、市町村合併の出生率への影響、保育所の待機児童数とその解消見込み等について質疑が行われた。

また、厚生労働省等が主催する「高年齢者雇用開発コンテスト」において優秀賞を受賞した、やまと興業株式会社を視察し、高齢者を一日四時間の「ゆとりタイム勤務」の形で再雇用し、通常の八時間勤務と組み合わせるワークシエアリングの実施状況等について説明を聴取した。

さらに、浜松市立萩丘小学校内にある、外国人児童の実情に合わせた多様な教育機会を提供する

第三 少子高齢社会への対応の在り方についての提言

ついで、広範な議論を行い、その課題の把握に努めた。

このようないくつかの課題について、次のとおり提言する。

ための外国人児童学習サポート教室「カナリーニョ教室」の視察を行った。派遣委員からは、不就学外国人児童減少に向けた取組と国への要望、

外国人児童の教育に係る費用負担、高等学校への進学を希望する外国人児童への対応等について質疑が行われた。

このほか、ファミリー・フレンドリー企業表彰において厚生労働大臣努力賞を受賞するなど、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいるヤマハ株式会社の視察を行った。派遣委員からは、女性管理職の登用状況、男性の育児休業取得についての労働組合の取組、同社の両立支援制度の非正規雇用社員への適用の有無等について質疑が行われた。

長泉町では、近年合計特殊出生率が上昇しておらず、「長泉町次世代育成支援地域行動計画」を策定し、「働きながら子育てできるまち」等の五つの基準方針に沿った諸施策に取り組んでいる。派遣委員からは、保育所の待機児童解消を実現した取組内容、保育士数の確保と人件費等について質疑が行われた。

また、子育て支援センター「みかんちゃん」の視察を行い、保育士や保護者と意見交換を行った。

さらに、静岡県のがん対策の中核を担う高度がん専門医療機関である県立静岡がんセンターを視察し、がん治療の最前線における患者本位の医療体制について説明を聴取した。

第三 少子高齢社会への対応の在り方についての提言

このようないくつかの課題について、次のとおり提言する。

政府はもとより企業におかれてもその趣旨を理解され、これらの実現に努められるよう要請する。とりわけ政府においては、平成十九年度において講すべき少子化対策に反映させていくことを

過去最低を記録し、人口減少も政府の予想を上回る速さで進んでいる。少子化の流れを変えるため政府において様々な対応策が採られているものの、合計特殊出生率はその低下傾向に歯止めが掛かっていない。

もとより、結婚、出産、夫婦間の子ども数は当事者間の自由な意思と選択に基づくものであるが、結婚、出産、子育てを阻害する要因を早急に除去し、社会として支援していくことが現在求められている政策的対応といえる。これまでの少子化対策の中心は子育てをする親の視点に立つものであったが、今後はその対策の更なる充実に加え、子育ち、結婚・家庭形成の視点をも強く意識したものであることが求められる。また、地域が独自の取組や特性をいかせるよう地方分権を積極的に進めていくことも必要である。こうしたことから、急速な少子化の進行による税・社会保障における負担増、労働力人口減少を始めとする経済成長への悪影響、さらには地域社会の衰退による地域活力の低下等の懸念は払拭されると考えられる。

本調査会は、少子高齢社会への対応の在り方にについての調査テーマの下、二年目においては、団塊世代の諸課題、人口減少社会への対応、企業及び地域における子育て支援の取組、女性の健康、経済的支援等、主に少子高齢社会の課題と対策に

一 結婚・家庭形成に向けての環境整備

1 若者が将来に明るい展望を持つことができるように安定的経済成長の実現に努めるとともに、若者の安定した雇用機会の確保、正規・非正規雇用者間の賃金格差の是正及び多様な働き方や再挑戦を可能とするシステムの確立に努めていく必要がある。

2 家庭を築くことや子どもを育てるとの重要性、喜びについて、地域や学校での体験活動等を通じて、早い時期から意識の啓発を行っていく必要がある。

3 見合いの婚・職域婚の減少、諸外国と比較して依然として長い労働時間等により、若い男女の出会いの機会の減少が指摘されている。

そのため、国、地方公共団体はもとより、企業も社会的責務として、長時間労働の是正等男女の出会いの機会が確保できるような環境整備に努める必要がある。

二 男女の健康と出産

1 晩婚化に伴う高齢での妊娠・出産は、医学的に妊娠率の低下、流早産率の増加、胎児異常発生率の上昇等が懸念されることから、妊娠・出産適齢期についての健康教育を早い時期から推進するとともに、産みたいと思いつながらも人工妊娠中絶を余儀なくされる若い世代に対して、出産・子育てできる経済的・社会的環境の整備が求められる。

2 妊娠・出産を望みながら、不妊により希望を実現できない者への支援として、不妊治療についての公費助成の拡充を図るとともに、企業における不妊治療者への配慮が求められる。

3 男女を問わず働き過ぎによる生殖機能低下等が懸念されることから、就業状態と不妊の関係についての総合的な調査の実施が必要である。

4 安全で女性が望む環境での出産は、第二子以降の出産への動機付けになることから、助産師の確保等出産体制の整備を図る必要がある。また、現下の課題である小児科医及び産科医不足に対応するため、フレックススタイル制、時間帯交代主治医制等多様な勤務形態による医師の勤務条件の整備、女性医師に対する子育てとの両立支援等を実施すべきである。

三 子育てのための環境整備

1 保育の質を確保しつつ待機児童の解消の取組を進めるとともに、保育ママ等の利用や家庭内で自ら保育している者に対して、子育ての形態による不公平解消のための対策が求められる。また、放課後児童対策の更なる充実を推進すべきである。

なお、就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設として認定こども園を設置するための法案が提出されているが、子どもの健やかな育ちのためにどのような教育・保育や施設が望ましいのかについて、〇歳児保育の在り方を含め、今後とも十分検討していくことが必要である。

2 働く女性が、結婚や出産、子育てのために退職を余儀なくすることを防止し、女性の持つ能力を発揮するためには、育児休業取得後の職場復帰の支援やいつたん退職した女性への再就職支援が求められる。そのためには、企業経営者の次世代育成に対する意識啓発に努めるとともに、採用上限年齢撤廃に向けた指導の強化及び再就職支援のための職業訓練の一層の推進が求められる。

3 仕事と生活の調和の推進に努めるとともに、育児休業については、その取得をより一層支援するため、育児休業制度を分割取得や短時間利用等が可能となるよう柔軟性の高い制度とする必要がある。また、男性の育児休業取得にインセンティブを与えるため、休業期間の一部を父親に割り当てる「育児休業父

親割当制度(仮称)」の導入についても前向きに検討すべきであり、そのためには育児休業期間中の所得保障の在り方を検討し、休業前所得との格差縮小を図る必要がある。

4 児童手当については、その支給目的である家庭における生活の安定、児童の健全育成及び資質の向上に照らし、現行の支給基準や支給内容について、税制や育児保険制度等その財源も含めた検討が必要である。その際には、子育て世代にとって大きな負担となつている教育費の支出を視野に入れた検討が求められる。

5 住宅の広さが子ども数に与える影響が大きいことから、子育ての各段階で住み替えが可能な良質な賃貸住宅の供給、家賃負担の軽減等を通じ、若年層が良質な居住環境を確保できるよう、特恵的な住宅政策を実施する必要がある。また、親の通勤時間が子育てに対する負担に影響を与えることから、企業においても長時間労働の是正とともに、フレックスタイム制度や在宅勤務制度等の働き方の見直しの一層の推進が求められる。

6 少子化は国的基本にかかる重要な課題であり、少子化対策として税制面からの対応も必要であることから、所得税における配偶者控除、扶養控除等の在り方や課税単位等について多角的な検討が求められる。

五 地方分権による少子化対策の推進

1 子どもの健やかな育ちの確保
な育ちを脅かしていることから、地域全体の連携により、危険箇所の確認と周知、見回り、改善計画の策定等体系的な対応を行つていく必要がある。また、子どもを交通事故から守るため、生活道路等の交通量の制限、道路の改良等についても前向きに検討していくべきである。

2 人口減少等により地域社会の崩壊が懸念されていることから、地域を守り育てるという視点を少子化対策に取り入れ、新たな地域コミュニティを形成していくことが求められる。そのためには、子育て中の親の相談・支援、子どもに経験を伝えていく取組に、団塊世代を始めとする地域の人の持つ能力を積極的に活用していくことが求められる。

3 すべての子どもの健やかな育ちを確保するという観点から、いかなる養育環境にある子どもであつても法律的、社会的に差別、不利益を受けることのないような取組を進めていくことが求められる。

4 すべての子どもの健やかな育ちを確保するという観点から、いかなる養育環境にある子どもであつても法律的、社会的に差別、不利益を受けることのないような取組を進めていくことが求められる。

(号外)

○ 参議院少子高齢社会に関する調査会委員(平成十八年六月七日現在)	
会長 清水 嘉与子(自由民主党)	理事 萩原 健司(自由民主党)
理事 岸宏一(自由民主党)	理事 中原 爽(自由民主党)
理事 円より子(民主党・新緑風会)	理事 森 ゆうこ(民主党・新緑風会)
理事 鰐淵洋子(公明党)	
狩野 安(自由民主党)	
後藤博子(自由民主党)	
関口昌一(自由民主党)	川口順子(自由民主党)
中村博彦(自由民主党)	坂本由紀子(自由民主党)
加藤敏幸(民主党・新緑風会)	田浦直(自由民主党)
羽田雄一郎(民主党・新緑風会)	朝日俊弘(民主党・新緑風会)
松下新平(民主党・新緑風会)	田敦子(民主党・新緑風会)
小林香苗(日本共産党)	久美子(民主党・新緑風会)
小林美恵子(日本共産党)	林蓮舫(民主党・新緑風会)
	荒井広幸(国民新党・新党日本の会)

(参考)
主な活動経過
(一年目)

第百六十一回国会

平成十六年 十月 十二日
十一月 十日

少子高齢社会に関する調査会設置

調査テーマを「少子高齢社会への対応の在り方について」と決定

「少子高齢社会への対応の在り方について」参考人国立社会保障・人口問題研究所所長阿藤誠氏、政策研究大学院大学教授松谷明彦氏及び株式会社大和総研チーフエコノミスト原田泰氏から意見聴取、質疑

十一月 十七日
十一月二十四日

「少子高齢社会への対応の在り方について」林田内閣府副大臣、衛藤厚生労働副大臣、蓮実国土交通副大臣及び下村文部科学大臣政務官から説明聴取、質疑
「少子高齢社会への対応の在り方について」調査会委員間の自由討議

第百六十二回国会

平成十七年 二月 九日

「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について、参考人お茶の水女子大学名譽教授袖井孝子氏、東京学芸大学教育学部教授山田昌弘氏及び国立成育医療センター名誉総長松尾宣武氏から意見聴取、質疑

「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について、参考人お茶の水女子大学名譽教授袖井孝子氏、東京学芸大学教育学部教授山田昌弘氏及び国立成育医療センター名誉総長松尾宣武氏から意見聴取、質疑

「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について、参考人慶應義塾大学商学部教授樋口美雄氏、全国商工会議所女性会連合会副会長・横浜商工会議所女性会会長秋山桂子氏及びNPO法人びーのびーの理事長奥山千鶴子氏から意見聴取、質疑

「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について、参考人白梅学園短期大学学長無藤隆氏、教育評論家・法政大学キャリアデザイナー教授尾木直樹氏及び山口大学教育学部専任講師田中理絵氏から意見聴取、質疑

官報(号外)

四月二十日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について、参考人早稲田大学法学部教授宮島洋氏、上智大学法学部教授堀勝洋氏及び国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官大日康史氏から意見聴取、質疑
五月十一日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について、参考人赤枝六本木診療所院長赤枝恒雄氏、NPO法人円ブリオ基金センター理事長遠藤順子氏及び社団法人日本家族計画協会常務理事・クリニック所長北村邦夫氏から意見聴取、質疑
五月十三日	少子高齢社会に関する実情調査のため、東京都において視察
五月十八日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について、調査会委員間の自由討議
七月八日	少子高齢社会に関する調査報告書(中間報告)を議長に提出することを決定

(二年目)

第百六十四回国会	平成十八年二月八日
二月十五日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件(少子化対策の取組状況)について、山口内閣府副大臣、馳文部科学副大臣及び中野厚生労働副大臣から説明聴取、質疑
二月十六日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、参考人工コノミスト香西泰氏、法政大学社会学部教授小峰隆夫氏及び株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員伊藤さゆり氏から意見聴取、質疑
二月十七日	少子高齢社会に関する実情調査のため、静岡県に委員派遣
二月二十二日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について、参考人社団法人経済同友会代表幹事・日本アイ・ビー・エム株式会社代表取締役会長北城恪太郎氏、株式会社エトワール海渡取締役人事部長有賀俊文氏及び日本労働組合総連合会副事務局長逢見直人氏から意見聴取、質疑
三月一日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について、参考人奈良県知事柿本善也氏、江戸川区長多田正見氏及び新潟市につ子育て支援センター育ちの森館長椎谷照美氏から意見聴取、質疑
四月五日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について、参考人女性専門家の会会長・主婦会館クリニックからだと心の診察室産婦人科医堀口雅子氏、社会福祉法人贊育会贊育会病院院長鷹下重彦氏、社団法人日本助産師会会長・天使大学学長兼大学院助産研究科長近藤潤子氏及び株式会社大和総研資本市場調査部主任研究員鈴木準氏から意見聴取、質疑

参議院の重要事項調査議員団が少子高齢社会に関する実情調査のため、ノルウェー、フランス及びドイツに海外派遣

第百六十三回国会閉会後

平成十七年十一月二十七日

～十二月六日

官 報 (号 外)

四月 十二日

五月 十日
六月 七日

「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について、参考人早稲田大学大学院会計研究科客員教授(専任)品川芳宣氏、株式会社野村総合研究所研究理事中村実氏及び東洋大学経済学部教授白石真澄氏から意見聴取、質疑

「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について、調査会委員間の自由討議少子高齢社会に関する調査報告書(中間報告)を議長に提出することを決定

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

平成十八年六月九日 参議院会議録第三十二号(その一)

発行所
二東京一〇五番地四都五区八行政區虎ノ門四丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 三四五円)